

パブリック・コメント

制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和6年（2024年）
12月27日（金）から
令和7年（2025年）
1月30日（木）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていくう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

宝塚市の子ども施策の計画について あなたの意見を聞かせてください

宝塚市では、

宝塚市こども計画
たからっ子「育み」プラン（案）

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。

（お問合せ先）

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 子ども未来部 子ども政策課
TEL：0797-77-2419
FAX：0797-77-2800



詳細はこちらから

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）への意見募集について

1 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランとは

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランは、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする宝塚市の子ども施策の総合的な計画です。

2 策定の経過

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）の策定にあたり、令和5年（2023年）11月に宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」）に計画策定に関する諮問を行いました。合計21人の委員で構成する子ども審議会において計6回、子ども審議会委員のうち9人の委員で構成する子ども審議会小委員会において計4回の審議が行われました。

審議会の開催経過及び委員名簿は、宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）本編の資料編に掲載しています。

3 計画のポイント

（1）趣旨・目的・背景

宝塚市では、子ども施策の総合的な計画として、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする「第2次宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子「育み」プラン」を策定し、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年を後期計画期間と位置づけ、様々な子ども施策を推進してきました。

令和5年（2023年）4月1日には、子ども基本法が施行され、社会全体として子ども施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした中、本市の子ども・若者や子育て支援において依然として残る諸課題や国の制度改革等に対応し、引き続き、子ども施策の総合的な推進を図っていくため、宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランを策定するものです。

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランは、子ども基本法に基づく「市町村こども計画」及び宝塚市子ども条例に基づく「行動計画」として策定するものであり、各法令等に基づく5つの計画（「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「成育医療等に関する計画」）も包含しています。また、宝塚市の最上位計画である第6次宝塚市総合計画における【児童福祉・青少年育成】の施策分野の「関連する主な分野別計画（分野別マスター プラン）」として位置づけられています。

(2) 考え方・論点

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、市町村は、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされました。そのため、宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン（案）は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、作成しています。

計画におけるめざすまちの姿は、「子どもの生きる力が育つまち」です。これは宝塚市の最上位計画である第6次宝塚市総合計画の【児童福祉・青少年育成】の施策分野におけるめざすまちの姿を踏襲したものです。

めざすまちの姿の下に、6つの「施策」、さらにその下に「施策の方向性」を位置づけた施策体系のもと主な取組等を明記しています。

また、子ども施策を推進する上での共通の視点として、「こどもまんなか社会の実現」と「時代にふさわしい行財政経営の推進」を盛り込んでいます。

4 意見募集の目的

宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン（案）概要版
- ④ 宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン（案）本編

5 意見の募集期間

令和6年（2024年）12月27日（金）から

令和7年（2025年）1月30日（木）まで（必着）

6 宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン（案）の公表方法について

宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)
子ども未来部 子ども政策課のページで公表しています。
※ 右の二次元コードまたは市ホームページのトップページから
以下2つの方法で検索し、アクセスいただけます。
・ページ番号検索に「1057954」と入力
・サイト内検索に「宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン（案）」と入力
- 

(2) 市の窓口

- ・市役所 子ども政策課（3階）、市民相談課（2階）
- ・各サービスセンター・サービスステーション
- ・各公民館・図書館
- ・子ども家庭支援センター
- ・各児童館・子ども館

7 意見の提出方法

(1) 用紙への記入による提出

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入または入力の上、下記「8 提出先・問い合わせ先」へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法によりご提出ください。

※「意見提出用紙」は、上記「6 (1) 市ホームページ」でアクセスしたページからもダウンロード(Word・PDF)いただけます。

(2) 電子(インターネット)による提出

上記「6 (1) 市ホームページ」でアクセスしたページから意見提出フォームにアクセスいただけます。

右の二次元コードからもアクセス可能です。



【注意事項】

- 別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。
- 意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。
- 電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

宝塚市役所 子ども未来部 子ども政策課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話番号 0797-77-2419（直通）

ファクシミリ 0797-77-2800

電子メールアドレス m-takarazuka0051@city.takarazuka.lg.jp

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、以下の場所で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

- 市役所 子ども政策課（3階）、市民相談課（2階）
- 各サービスセンター・サービスステーション
- 各公民館・図書館
- 子ども家庭支援センター
- 各児童館・子ども館

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

- 市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

- 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）の全般に関すること

- 特定の部分に関すること

_____ ページの _____ 行目からの部分

※ 用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和7年（2025年）1月30日（木）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 子ども未来部 子ども政策課（市役所本庁舎3階）

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL：0797-77-2419 FAX：0797-77-2800

E-mail：m-takarazuka0051@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市こども計画
たからっ子「育み」プラン(案)
【概要版】

宝塚市

計画策定の背景と趣旨

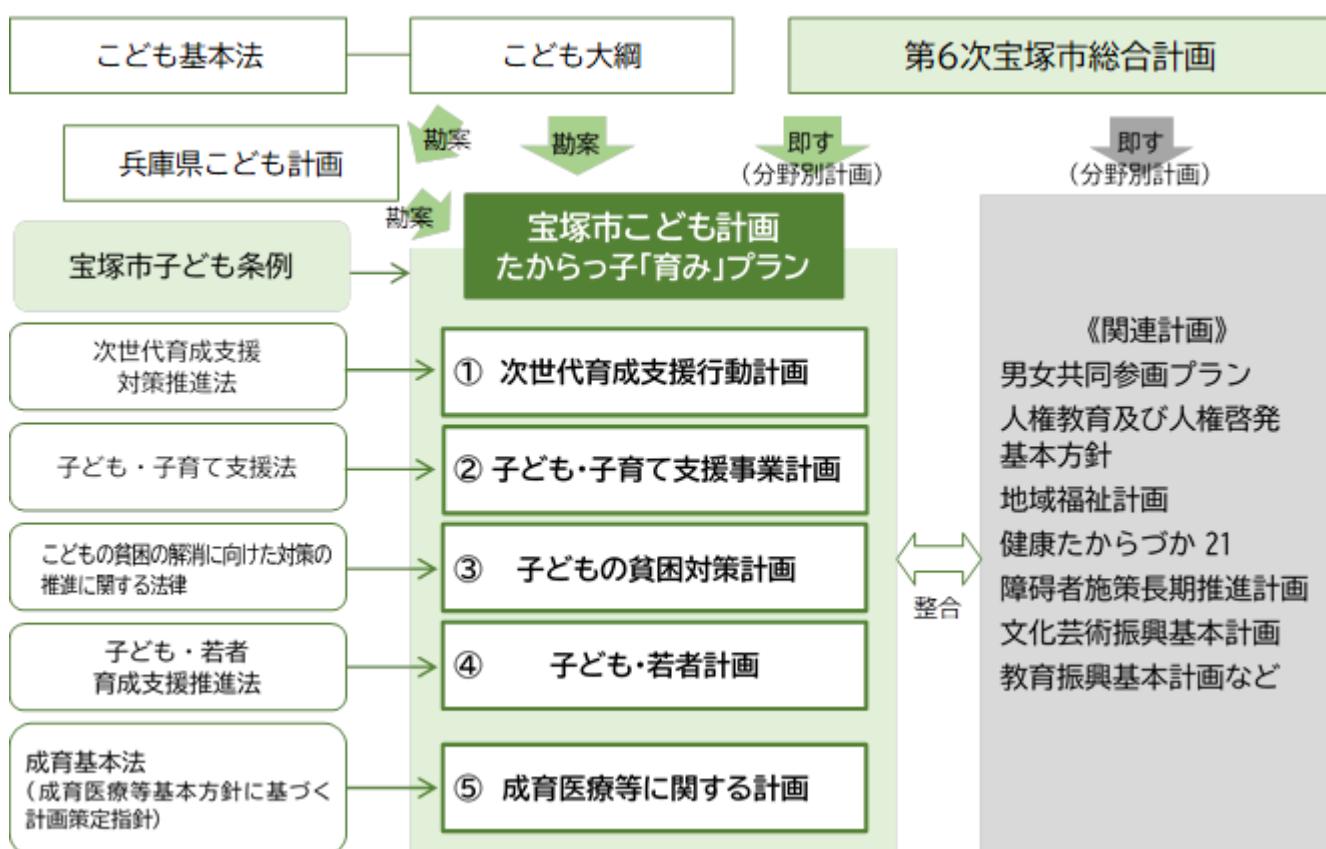
令和5年（2023年）4月1日にこども基本法が施行され、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指して、社会全体として子ども施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした中、本市の子ども・若者や子育て支援において依然として残る諸課題や国の制度改革等に対応し、引き続き、子ども施策の総合的な推進を図っていくため、「宝塚市子ども計画 たからっ子「育み」プラン」を策定するものです。

計画の位置づけと計画期間

本計画は、子ども基本法第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」及び宝塚市子ども条例第16条第1項に基づく「行動計画」として策定するものであり、以下5つの各法等に基づく計画も包含しています。

策定にあたっては、子ども基本法に基づく「子ども大綱」や兵庫県子ども計画（ひょうご子ども・子育て未来プラン）を勘案するとともに、本市の最上位計画である「第6次宝塚市総合計画」に即しつつ、本市の各分野の関連計画等との整合を図りながら策定しています。



令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、目まぐるしい子ども・若者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

めざすまちの姿

子どもの生きる力が育つまち

- ◆ 意見表明も含めた子どもの権利が守られ、子どもの最善の利益が実現できている。
- ◆ 子どもが、豊かな自然や文化芸術に触れ、他の世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。
- ◆ 妊娠期からの切れ目ない支援により、家庭環境や経済状況に関わらず、誰もがゆとりを持って、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている。

子ども施策を推進する上での共通の視点

(1) こどもまんなか社会の実現

本市は、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年（2023年）8月21日に「こどもまんなか応援センター」として、さらなる子どもにやさしいまちの実現に向けた取組を進めることを宣言しました。

子ども施策の推進にあたっては、こども基本法や宝塚市子ども条例等も踏まえながら取組を進めるとともに、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組を社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」の実現を図っていきます。

「こどもまんなか社会」とは

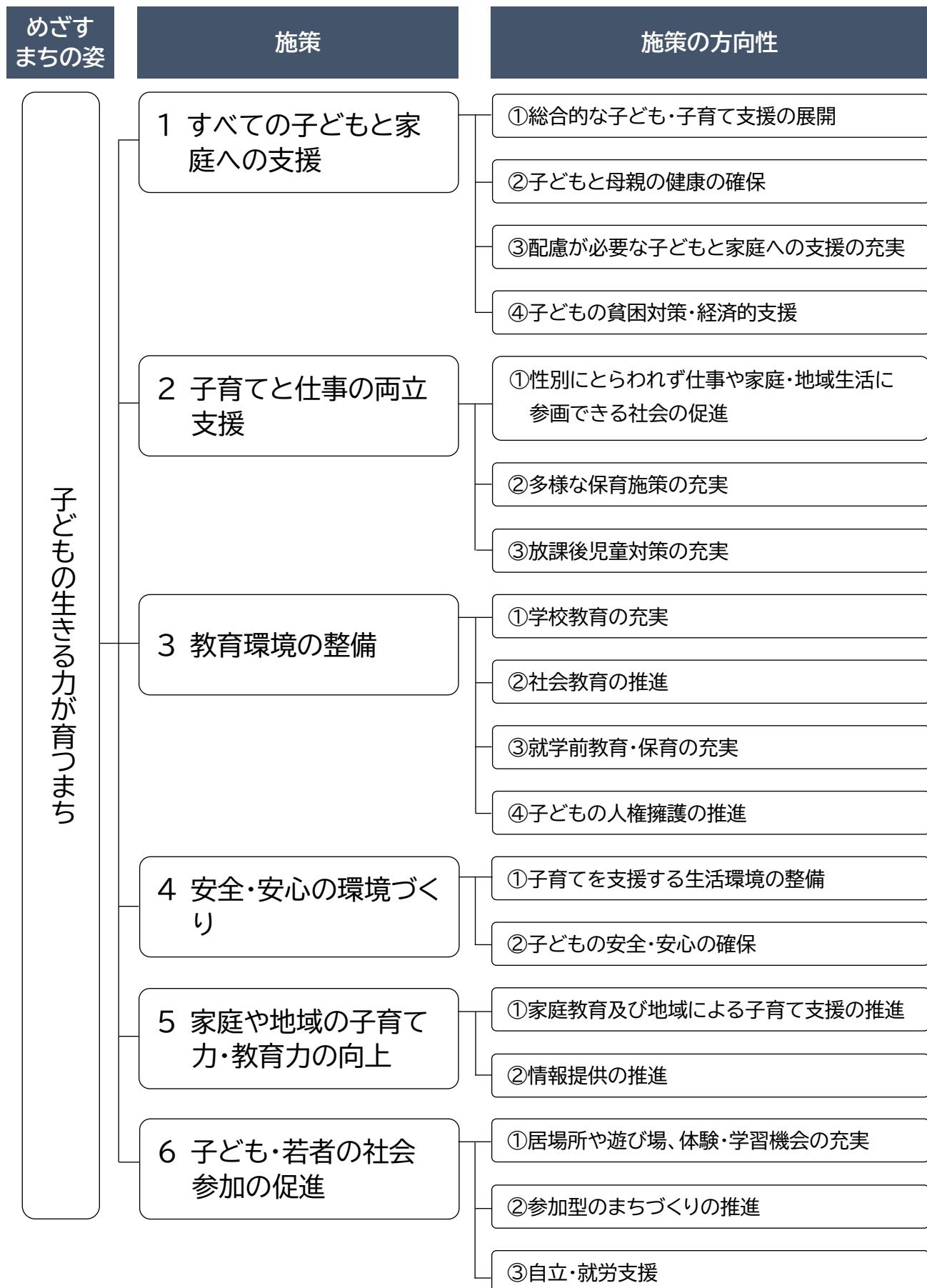
全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) 時代にふさわしい行財政経営の推進

人口減少や少子高齢化などにより、本市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されており、これから時代にふさわしい行財政経営の実現が急務となっています。

こうした中、子ども施策の推進においても、令和3年（2021年）7月に策定した宝塚市行財政経営方針に則り、多様な主体と連携・協力し行動する職員の育成や協働・共創による価値の創造、データ整備・データ分析（E BPMの推進）、オンラインで手続きができる仕組みの構築、経営資源の適正配分などを共通の視点として意識しながら各取組を進めます。

施策体系



各施策の主な取組事項（新規・拡充等）

施策1　すべての子どもと家庭への支援

- ◆ 母子保健・児童福祉機能の一体的な運営、サポートプランを活用した支援、支援メニューの拡充に向けた地域資源の開拓など、妊産婦、子どもや家庭への相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、妊産婦や親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て講座の開催等に引き続き取り組みます。
- ◆ コミュニティの7つのブロック毎に整備している地域児童館・子ども館の運営により、引き続き子ども・子育て支援に取り組みます。
- ◆ すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援します。たからっ子給付金事業（国の出産子育て応援給付金）による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図ります。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進します。
- ◆ 新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診を継続します。また、乳幼児の健やかな成長発達を促進するため、乳幼児健診の受診機会の拡充について検討を進めます。
- ◆ 阪神北広域こども急病センターや圏域内の中小児科対応救急医療機関による、夜間・休日の小児科救急医療提供体制の確保を継続します。
- ◆ 乳幼児健診の充実に向けて取り組みます。また、母子保健情報のデジタル化を目指して、電子版母子健康手帳や予防接種のデジタル予診票の導入について検討を進めます。
- ◆ 高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達に係る支援を提供し、あわせて障害（がい）児の家族、障害（がい）児の通う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行います。
- ◆ 相談支援体制強化のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得を促進し、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆ ヤングケアラーへの支援に向け、支援のあり方を検討するとともに、支援体制を構築します。
- ◆ 子どもの貧困対策に向け、地域とのネットワークづくりを推進するとともに、地域における子どもの貧困に対する支援活動の促進を図ります。
- ◆ ひとり親家庭の子どもへの学習支援のさらなる充実に向け、検討を進めます。

施策2　子育てと仕事の両立支援

- ◆ 共働き・共育ての推進に向け、女性の就労等を支援する起業・就労セミナーや男性の育児をテーマとした男性セミナーを引き続き実施します。
- ◆ 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信に引き続き取り組みます。
- ◆ 学校教育におけるジェンダー平等の理念を推進する教育・学習に引き続き取り組みます。
- ◆ 保育ニーズに合わせた保育所定員の確保を行います。
- ◆ 保育士の人材確保に向けた取組を推進します。
- ◆ 特に低学年において多くの待機児童が予想される校区に民間放課後児童クラブの整備促進を図ります。また学校施設についても、活用方法について協議検討を進めていきます。

施策3　教育環境の整備

- ◆ 生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していきます。
- ◆ 子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。

- ◆ 不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策の充実に努めます。
- ◆ 校則の見直しについて、宝塚市校則見直しガイドラインに沿って、児童生徒を主体とした取組を推進し、より良い学校環境づくりに取り組みます。
- ◆ 教職員の業務効率化や意識改革を推進するとともに、地域や保護者の協力も得ながら教職員が担う業務の適正化を図り、学校現場における働き方改革に取り組みます。
- ◆ 義務教育9年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の取組を推進していくとともに、小学校区と中学校区の整合を図っていきます。
- ◆ 公民館や図書館などの社会教育施設で子どもの成長に寄与できるような環境整備や事業の推進に取り組みます。また、公民館においては、地域、民間と連携した事業の推進、図書館においては、宝塚市子どもの読書活動推進計画の中心施設として関係各課と連携して、子どもの読書活動推進に取り組みます。
- ◆ (仮称) 就学前教育・保育振興基本計画を策定し、本市の就学前教育・保育の充実を図ります。
- ◆ 別室登校指導員による不登校の子どもへの支援について、小学校にも拡充し、支援の充実を図ります。
- ◆ 子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解の促進を図ります。

施策4 安全・安心の環境づくり

- ◆ 子育て世帯や若者夫妻世帯に対する、市営住宅に当選する確率の優遇措置など引き続き子育て支援に取り組みます。
- ◆ 市内の公共施設や店舗等で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」について、引き続き設置箇所の増を図るとともに、イベントにおける「移動式赤ちゃんの駅」のテントの貸し出しの普及を図ります。
- ◆ インターネット上の消費者トラブルを含む消費者被害防止に引き続き取り組みます。
- ◆ スマートフォンやインターネットの利用方法について、学校において情報モラルの学習に引き続き取り組みます。

施策5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

- ◆ 子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを引き続き推進します。
- ◆ シニア世代と子育て世代との交流や触れ合いの機会や場の創出に取り組みます。
- ◆ 子どもたちの活動の機会を確保し、持続可能な地域スポーツクラブ・文化芸術環境の整備に取り組むため、部活動の地域移行を推進します。
- ◆ SNS等の活用により、子育て支援等に関する情報発信の強化を図ります。

施策6 子ども・若者の社会参加の促進

- ◆ 国の「子どもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市の施設について、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう配慮するとともに、多様な主体との連携により、既存の地域資源を活かしながら多様な居場所の充実を図ります。
- ◆ 市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやってみたい遊びや体験、学習機会の創出に取り組みます。
- ◆ パークマネジメント計画におけるモデル公園区において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実を図ります。
- ◆ 若者の意見を反映させる仕組みづくりについて検討を進めるとともに、若者の社会参画を促進する取組についても検討を進めます。
- ◆ 市政への提案を発表し、市長・教育長が答弁を行う「子ども議会」を引き続き実施し、子どもの意見について、市政への反映を図ります。
- ◆ ひきこもりに関する取組について広報し、イメージを持ちやすくすることで相談を検討している当時者や家族の不安軽減の一助とします。また、関係機関等と連携しながら有効なひきこもり支援について研究します。

成果指標の設定

以下のとおり施策ごとに成果指標を設定し、5年ごとに評価を行います。

アンケートによる指標		アンケート 対象者	現状値 (R5年度)	めざす 方向性
<施策1> すべての子どもと家庭への支援				
① 「宝塚市は子育てがしやすいまちだと思う」と答えた人の割合	就学前児童保護者	47.0%	↗	
	小学1~3年生保護者	50.1%		
② 「子育てに関する相談がしやすい」と答えた人の割合	就学前児童保護者	16.9%	↗	
	小学1~3年生保護者	12.7%		
③ 「子育てに負担を感じることがある」と答えた人の割合	就学前児童保護者	68.4%	↘	
	小学1~3年生保護者	63.3%		
<施策2> 子育てと仕事の両立支援				
④ 「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること」について、「子どもの面倒を見てくれる保育所、放課後児童クラブに入所することができない」と答えた人の割合	就学前児童保護者	11.3%	↘	
	小学1~3年生保護者	8.5%		
<施策3> 教育環境の整備				
⑤ 「教育環境が充実している」と答えた人の割合	小学1~3年生保護者	20.1%	↗	
⑥ 「今のあなたにとっての居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）」の一つとして、「学校」と答えた人の割合	中学2年生	15.5%	↗	
<施策4> 安全・安心の環境づくり				
⑦ 「子どもに対する犯罪や事故が少ない」と答えた人の割合	就学前児童保護者	26.6%	↗	
	小学1~3年生保護者	30.1%		
⑧ 「これまでにインターネットを利用して困ったことや嫌なことはない」と答えた人の割合	小学5年生	89.0%	↗	
	中学2年生	86.1%		
<施策5> 家庭や地域の子育て力・教育力の向上				
⑨ 「子どもの教育に関して悩んだり、気にしたりしている」と答えた人の割合	小学1~3年生保護者	65.0%	↘	
⑩ 「地域で子育てを温かく見守る雰囲気がある」と答えた人の割合	就学前児童保護者	29.2%	↗	
	小学1~3年生保護者	34.4%		
<施策6> 子ども・若者の社会参加の促進				
⑪ 「気軽に利用できる遊び場が整っている」と答えた人の割合	就学前児童保護者	25.4%	↗	
	小学1~3年生保護者	21.7%		
⑫ 「宝塚市が好き」と答えた人の割合	小学5年生	93.7%	↗	
	中学2年生	88.2%		
⑬ 「宝塚市政に意見を述べたり、参画する機会がある」と感じている」と答えた人の割合	高校生世代	20.3%	↗	
	若者世代	17.6%		
⑭ 「宝塚市の暮らしに満足している」と答えた人の割合	高校生世代	86.6%	↗	
	若者世代	86.2%		

出典：①②③④⑤⑦⑨⑩⑪ 子育て支援に関するアンケート調査報告書（令和5年度）

⑥⑧⑫ 子ども等の意識や生活に関するアンケート調査報告書（令和5年度）

⑬⑭ 高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査報告書（令和5年度）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされており、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域を設定するとともに、「量の見込み（需要量）」と「確保方策（供給量）」を定めます。

【地域子ども・子育て支援事業】

(1) 利用者支援事業

子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援し、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(2) 時間外保育事業

保育認定を受け、保育所等に入所している子どもについて、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を超え、延長して保育を実施する事業です。

(3) 放課後児童健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場として、小学校の余裕教室等で放課後児童クラブ（公営の地域児童育成会・民営の放課後児童クラブ）を開設し、健全な育成を図る事業です。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、市の指定している児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。（子育て家庭ショートステイ）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(6-1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な子どもや妊産婦等のいる家庭を訪問し、相談・助言等の支援を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

(6-2) 子育て世帯訪問支援事業

家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施する事業です。

(6-3) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

(6-4) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等のペアレント・トレーニングを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安の相談・共有の場を設ける等、親子間における適切な関係性を構築するための必要な支援を行う事業です。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者の相互交流や子育ての相談等ができる場所（子育てひろば）を提供する事業です。

(8-1) 一時預かり事業（幼稚園型）

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間を超え、延長して子どもを預かる事業です。

(8-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業〔就学前〕

保護者の出産やリフレッシュ、短期のパートタイム就労等、子育て家庭のニーズに合わせて保育所等で就学前の子どもを一時的に預かる事業です。

(9) 病児保育事業

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業です。

(10) 子育て援助活動支援事業〔就学後〕

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業です。（ファミリーサポートセンター事業）

(11) 妊婦健康診査事業

妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加費用、副食材料費等の一部を助成する事業です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への新規参入事業者に対する相談・助言等を行う巡回支援や、幼児教育・保育無償化の対象外の施設に在籍する児童の保護者へ利用料の一部を助成する事業です。

(14) 産後ケア事業

安心して子育てができるように、助産師等の専門職が、出産直後の母子のこころと身体のケアを提供し、育児に関する相談等に応じて、健康をサポートする事業です。

計画の進行管理

めざすまちの姿の実現に向けて、P D C Aサイクルを核とした行政マネジメントシステムにより、施策の着実な推進を図ります。

(1) 庁内の体制

子ども施策に関わる主な関係課長で組織する「宝塚市こども計画推進検討会」を設置し、計画の進捗管理を行うとともに、関係部局間の緊密な連携に努めながら、計画の推進を図ります。

(2) 外部評価

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、知識経験者や教育・保育など関係機関・団体の代表、市民で組織する「宝塚市子ども審議会」を設置しています。本計画の策定及び施策の評価に当たっても、同審議会を意見聴取の場として位置付けており、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより高めていきます。

また、同審議会の審議内容はホームページで公開し、市民に周知を図ります。

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン(案)

宝塚市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間	2
第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く動向	3
宝塚市の概況	3
第3章 計画の基本的な考え方	8
1. めざすまちの姿	8
2. 子ども施策を推進する上での共通の視点	9
(1) こどもまんなか社会の実現	9
(2) 時代にふさわしい行財政経営の推進	11
第4章 施策の展開	12
施策体系	12
施策1 すべての子どもと家庭への支援	13
施策2 子育てと仕事の両立支援	23
施策3 教育環境の整備	27
施策4 安全・安心の環境づくり	33
施策5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上	35
施策6 子ども・若者の社会参加の促進	37
成果指標の設定	41
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	42
1. 教育・保育	43
2. 地域子ども・子育て支援事業	45
3. 教育・保育等の一体的提供及び推進体制、給付等の円滑な実施	61
第6章 計画推進に向けて	62
計画の進行管理	62
資料	63
1. 計画の策定体制と経過	63
2. 主なアンケート結果	66
(1) 子ども等の意識や生活に関するアンケート調査結果(抜粋)	66
(2) 高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査結果(抜粋)	68
(3) 子育て支援に関するアンケート調査結果(抜粋)	69
3. 子ども・若者ワークショップ	73
4. 前計画の評価	74
5. その他(関係法令・条例等)	78

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、子ども施策の総合的な計画として、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする第2次宝塚市次世代育成支援行動計画「たからっ子「育み」プラン」を策定し、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年を後期計画期間と位置付け、様々な子ども施策を推進してきました。

令和5年（2023年）4月1日には、子ども基本法が施行され、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指して、社会全体として子ども施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした中、本市の子ども・若者や子育て支援において依然として残る諸課題や国の制度改革等に対応し、引き続き、子ども施策の総合的な推進を図っていくため、「宝塚市子ども計画「たからっ子「育み」プラン」を策定するものです。

<「子ども大綱」と「市町村子ども計画」>

子ども基本法第9条第1項において、政府は子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱（以下、「子ども大綱」という。）を定めなければならないとされており、令和5年（2023年）12月22日に「子ども大綱」が策定されました。

子ども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ねた形で策定されており、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項などが一元的に定められています。

また、子ども基本法第10条第2項において、市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案し、当該市町村における子ども施策についての計画（市町村子ども計画）を定めるよう努めることとされました。

【補足】

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものです。

一方、平成19年（2007年）4月1日に施行した宝塚市子ども条例では、「子ども」とは「18歳未満の者をいう。」としています。

そのため、本計画書では、子ども基本法や子ども大綱から引用している部分等は「子ども」の表記、それ以外は「子ども」「若者※」の表記を使用しています。

※ 若者

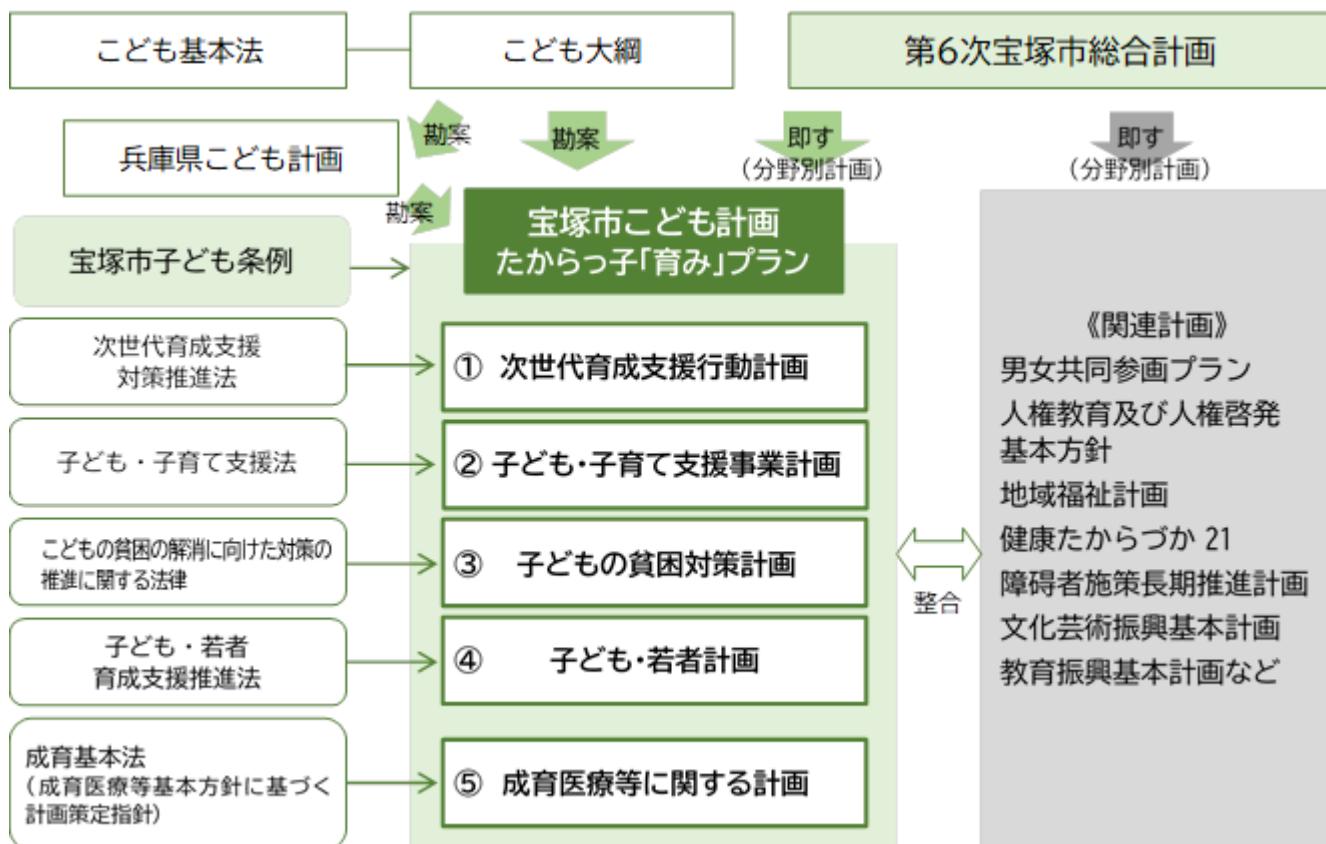
本計画書では、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満の者を指す。施策によっては40歳未満の者も対象。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」及び宝塚市子ども条例第16条第1項に基づく「行動計画」として策定するものであり、以下5つの各法等に基づく計画も包含しています。

策定にあたっては、こども基本法に基づく「こども大綱」や兵庫県こども計画（ひょうご子ども・子育て未来プラン）を勘案するとともに、本市の最上位計画である「第6次宝塚市総合計画」に即しつつ、本市の各分野の関連計画等との整合を図りながら策定しています。



(2) 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、目まぐるしい子ども・若者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン				

第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く動向

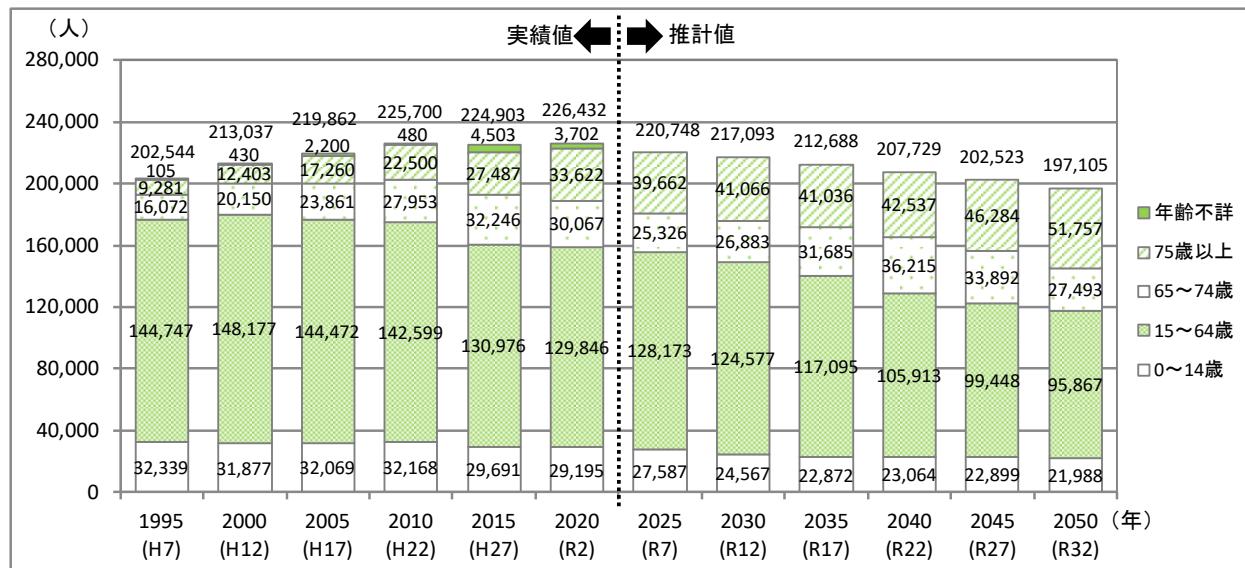
宝塚市の概況

① 人口

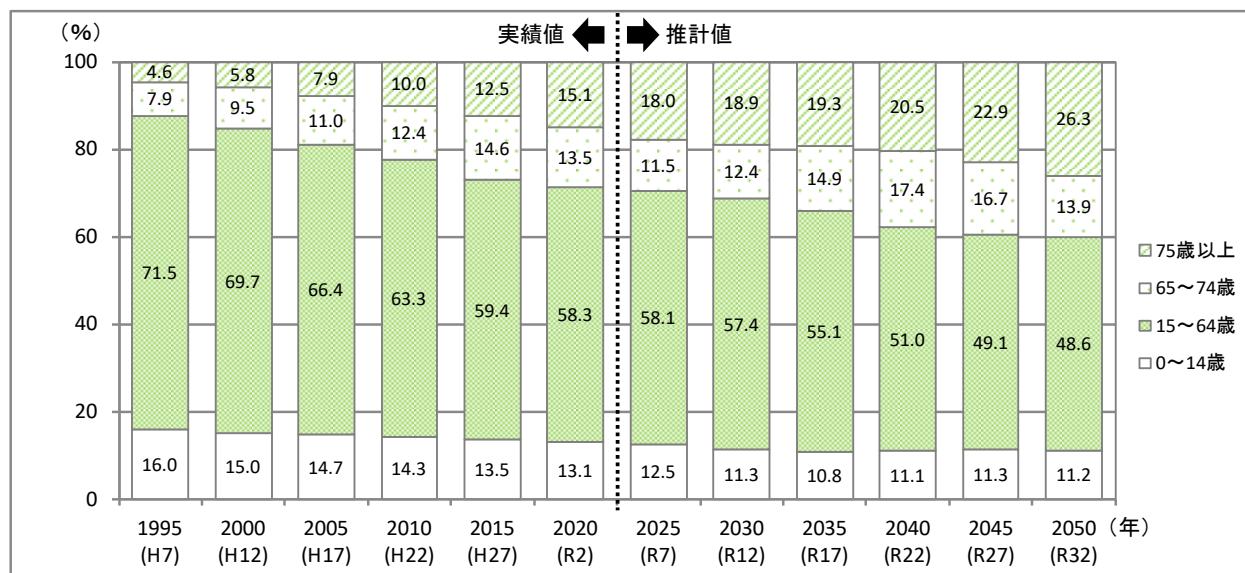
宝塚市の令和2年(2020年)の総人口は226,432人で、令和7年(2025年)以降は減少していく推計となっています。

年齢区分別人口構成比は、0~14歳と15~64歳の割合が減少傾向にあり、年少人口では0~4歳は平成17年(2005年)以降、5~9歳は平成22年(2010年)以降、減少が続いています。

◆人口の推移◆



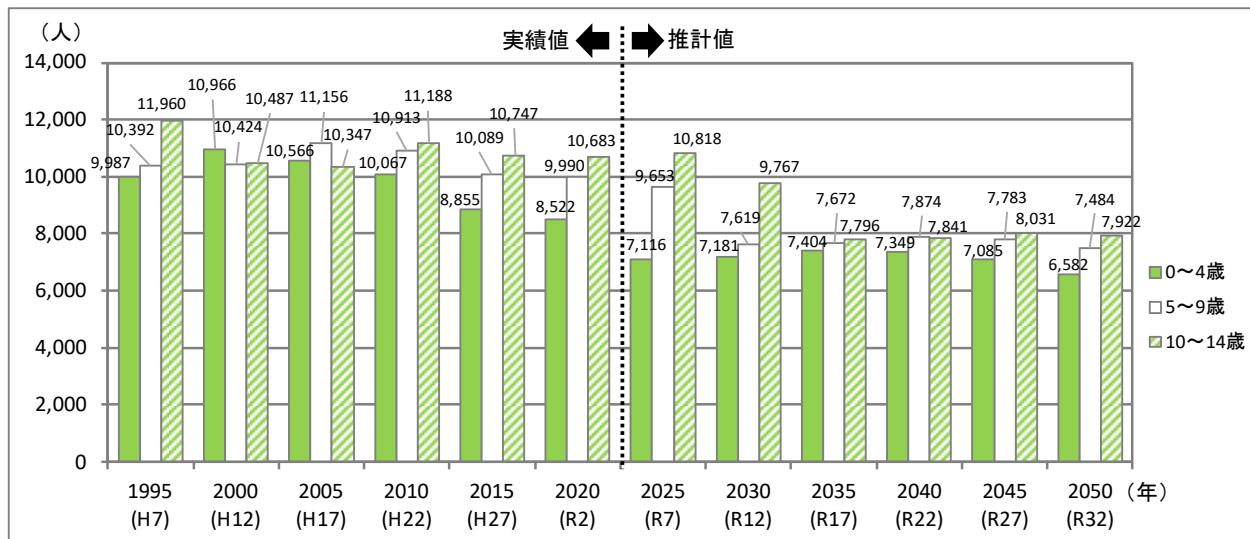
◆年齢区分別人口構成比の推移◆



注:令和2年までは国勢調査の実績値、令和7年～令和32年までは国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計値（出生中位・死亡中位仮定）。平成7年～令和2年の人口構成比は年齢不詳を除いて算出。

資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年12月推計)

◆年少人口の推移◆



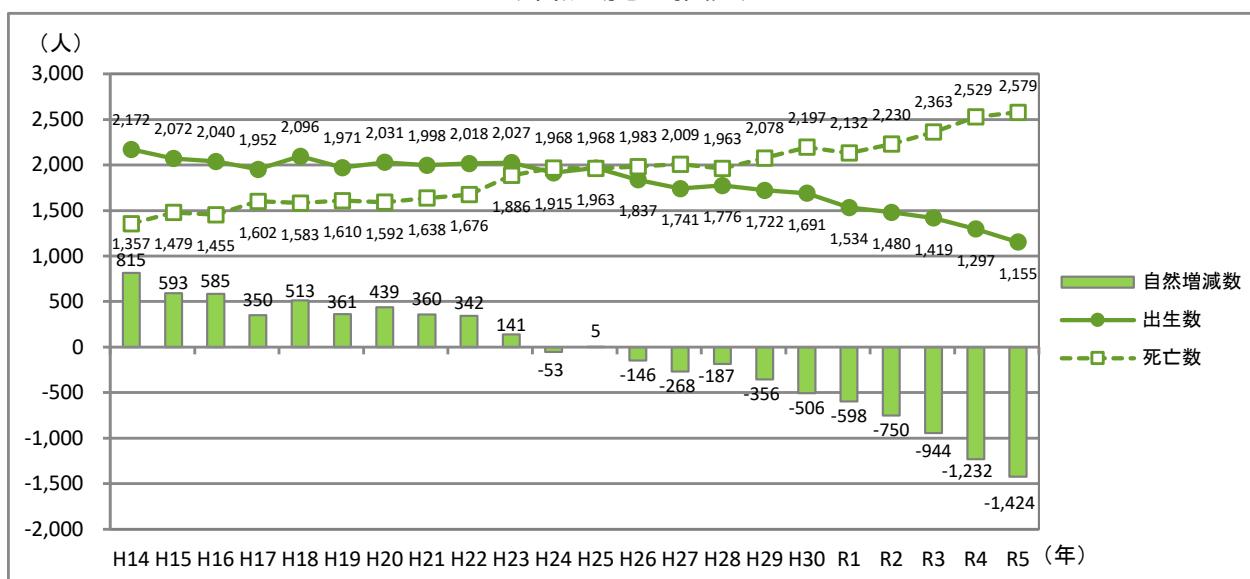
資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和 5 年 12 月推計)

② 自然動態

自然動態では、平成 23 年(2011 年)までは自然増で推移していましたが、平成 24 年(2012 年)にはマイナスとなり、自然減が進んでいます。

令和 2 年(2020 年)の宝塚市の合計特殊出生率は 1.37 で、全国より高く兵庫県より低くなっています。

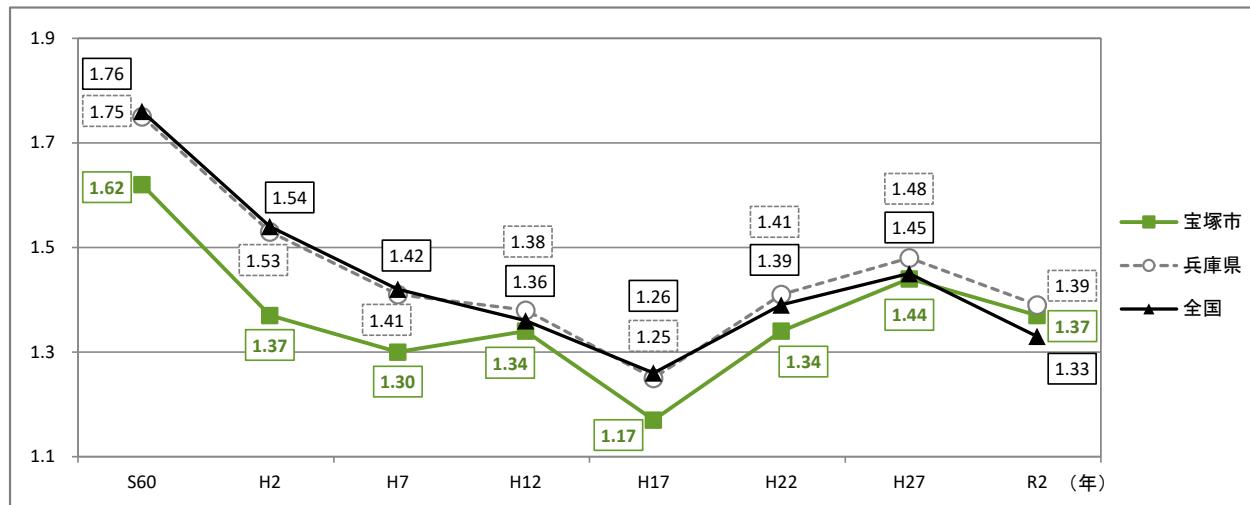
◆自然動態の推移◆



注:住民基本台帳に基づく自然増減。

資料:宝塚市統計書(各年 1 月 1 日～12 月 31 日)

◆合計特殊出生率の推移◆



注:合計特殊出生率:15～49歳の女性の年齢別出生率(年間の母の年齢別出生数÷年齢別女子人口)の総和

年間の母の年齢別出生数:各年1月1日～12月31日の出生数

年齢別女子人口:国勢調査による各年10月1日現在の人口。(昭和60年～平成7年は総人口(外国人を含む)、平成12年は日本人人口(不詳を除く)、平成17、22年は年齢・国籍不詳をあん分した日本人人口(兵庫県情報事務センターであん分)、平成27年は年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)の日本人人口(国であん分)、令和2年は国勢調査に関する不詳補完結果の日本人人口。)

宝塚市の数値は、情報事務センターが国勢調査結果及び人口動態統計調査結果に基づき算出したものである。

全国、兵庫県の数値は厚生労働省が算出し、公表したものである。

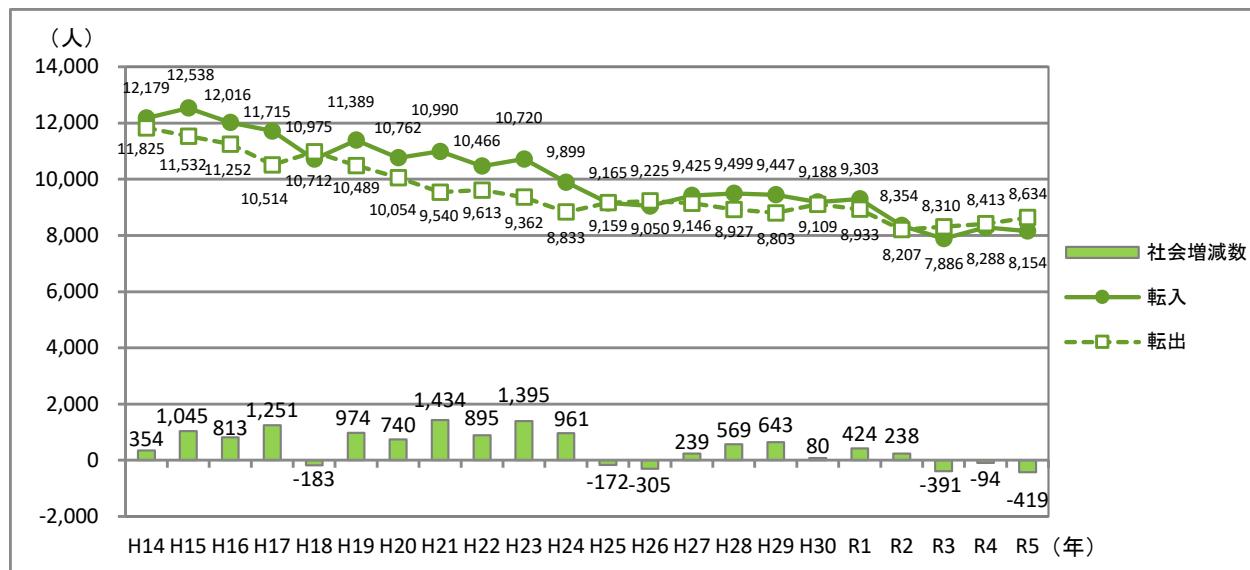
資料:兵庫県「厚生統計」

※合計特殊出生率:一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

③ 社会動態

社会動態では、令和2年(2020年)まで概ね社会増で推移していましたが、転入数は減少傾向にあり、令和3年(2021年)以降は社会減になっています。

◆社会動態の推移◆



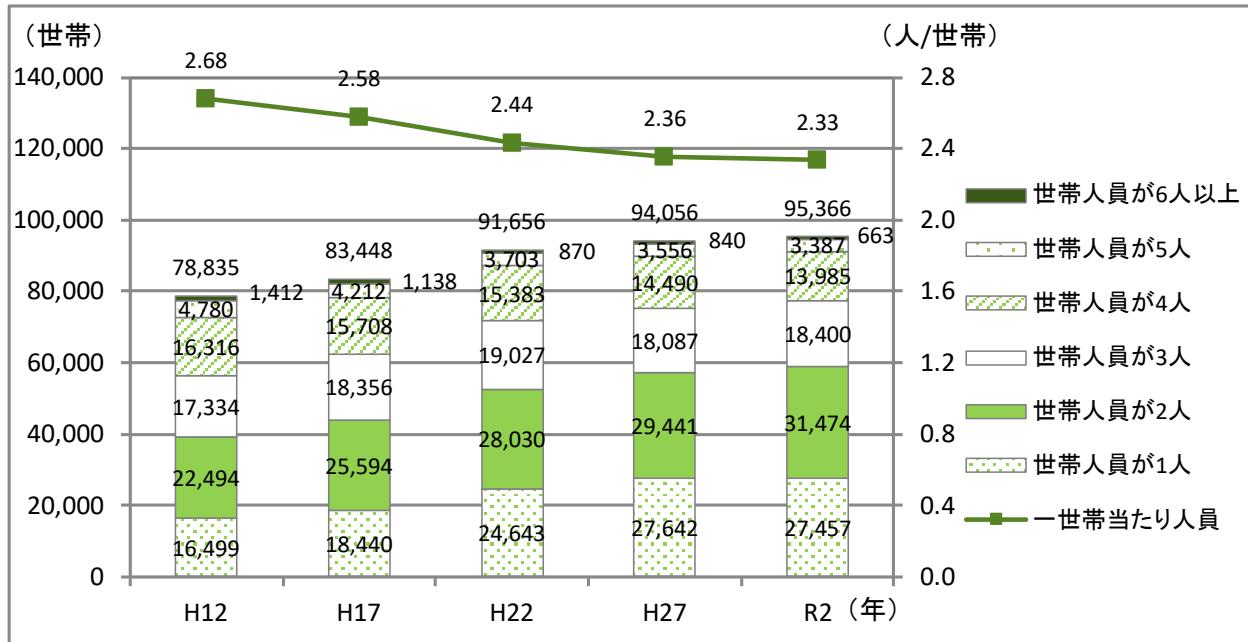
注:住民基本台帳に基づく社会増減。社会増減数には、転入・転出以外の増減要因であるその他増減(職種記載・削除、転出取り消しなど)が含まれています。

資料:宝塚市統計書(各年1月1日～12月31日)

④ 世帯

一般世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

◆一般世帯の推移◆



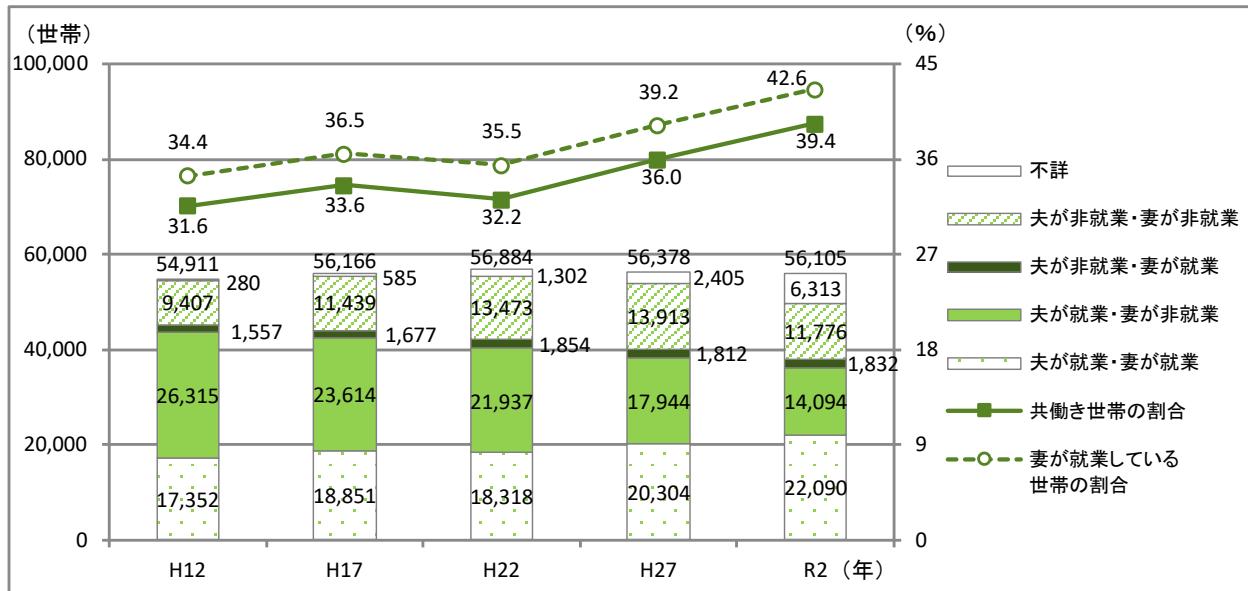
資料:国勢調査(各年 10月 1日現在)

※一般世帯:一般世帯とは、次のものをいう。(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。(2)上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

⑤ 就業

共働き世帯の割合、妻が就業している世帯の割合は、平成 22 年(2010 年)まで横ばいでしたが、平成 27 年(2015 年)以降は増加傾向にあります。

◆夫婦のいる一般世帯における妻の就業状況の推移◆



資料:国勢調査(各年 10月 1日現在)

⑥ 婚姻の状況

令和2年(2020年)は25~29歳の男女ともに約7割が未婚となっています。また、平成12年(2000年)に比べると、全ての年齢層で未婚率が上がっています。

◆未婚率の推移◆

	男性 (%)					女性 (%)				
	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
25~29歳	66.8	70.2	71.4	71.5	71.0	55.6	62.3	66.2	68.0	68.2
30~34歳	33.6	39.1	42.6	40.7	38.8	25.3	30.4	34.7	36.5	34.1
35~39歳	18.4	21.6	29.2	28.1	26.0	15.2	17.9	21.9	23.6	22.5
40~44歳	11.4	14.6	21.3	22.5	21.8	10.2	13.2	16.8	18.3	18.5
45歳以上	3.7	4.6	7.0	7.6	9.6	5.0	5.7	7.1	7.9	9.2
15歳以上	27.9	26.2	26.9	25.4	25.8	25.5	24.1	23.9	23.5	23.9

注:国勢調査では「15歳以上人口に占める未婚者数の割合」を全体(総数)の未婚率としている。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざすまちの姿

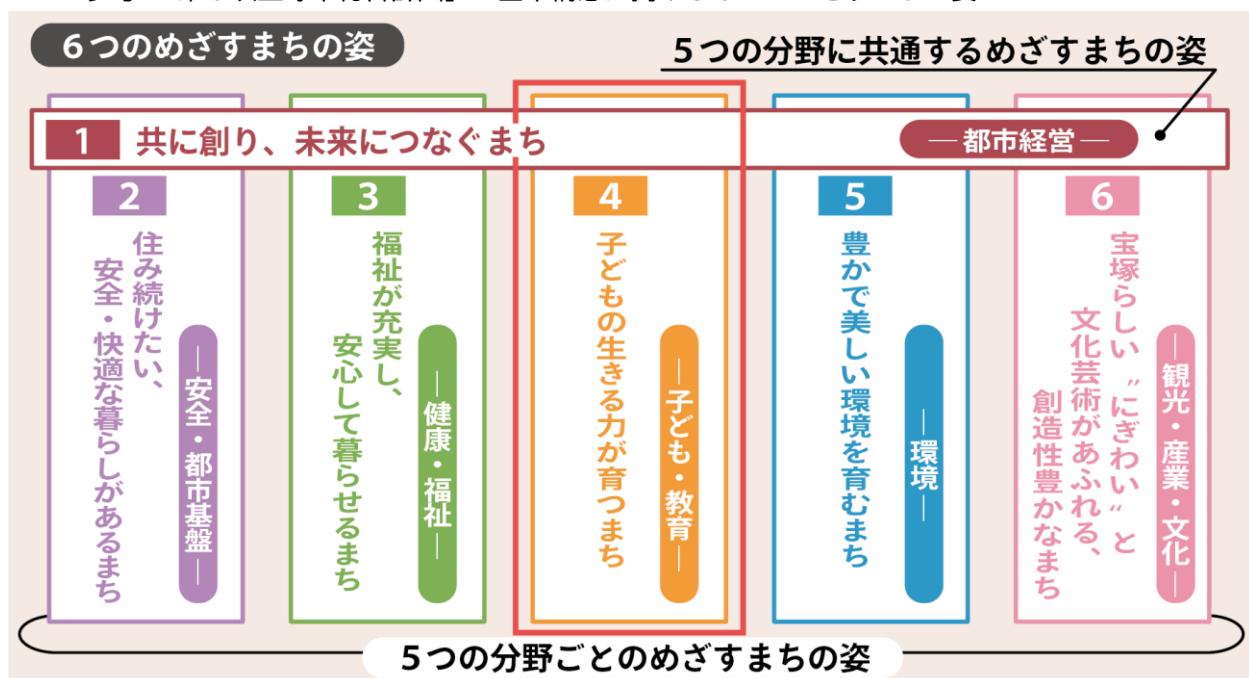
子どもの生きる力が育つまち

- ◆ 意見表明も含めた子どもの権利が守られ、子どもの最善の利益が実現できている。
- ◆ 子どもが、豊かな自然や文化芸術に触れ、他の世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。
- ◆ 妊娠期からの切れ目ない支援により、家庭環境や経済状況に関わらず、誰もがゆとりを持って、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている。

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までを計画期間とする本市の最上位計画「第6次宝塚市総合計画※」の基本構想において、上記のとおり【児童福祉・青少年育成】の施策分野におけるめざすまちの姿を掲げていることから、本計画におけるめざすまちの姿としても踏襲し、一体的に計画を推進します。

※本計画は、第6次宝塚市総合計画において、【児童福祉・青少年育成】の施策分野の「関連する主な分野別計画※（分野別マスタープラン）」として位置づけられています。

参考：「第6次宝塚市総合計画」の基本構想に掲げる6つのめざすまちの姿



※ 第6次宝塚市総合計画

総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示すもの。本市が定める計画の最上位に位置し、基本構想、基本計画、地域ごとのまちづくり計画で構成される。なお、基本構想は、宝塚市議会の議決事項となっている。

※ 分野別計画

行政分野ごとの計画。本計画をはじめ、健康たからづか21や教育振興基本計画、男女共同参画プランなど、様々な分野別計画がある。

2. 子ども施策を推進する上での共通の視点

(1) こどもまんなか社会の実現

本市は、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年（2023年）8月21日に「こどもまんなか応援センター」として、さらなる子どもにやさしいまちの実現に向けた取組を進めることを宣言しました。

子ども施策の推進にあたっては、こども基本法や宝塚市子ども条例等も踏まえながら取組を進めるとともに、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組を社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」の実現を図っていきます。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。



<「こども基本法」に掲げられるこども施策の基本理念>

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

<「宝塚市子ども条例」前文>

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、障碍（がい）などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切です。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

(2) 時代にふさわしい行財政経営の推進

人口減少や少子高齢化などにより、本市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されており、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現が急務となっています。

こうした中、子ども施策の推進においても、令和3年（2021年）7月に策定した宝塚市行財政経営方針に則り、多様な主体と連携・協力し行動する職員の育成や協働・共創による価値の創造、データ整備・データ分析（E BPMの推進）、オンラインで手続きができる仕組みの構築、経営資源の適正配分などを共通の視点として意識しながら各取組を進めます。

【宝塚市行財政経営方針の概要版】

宝塚市行財政経営方針 令和3年（2021年）7月策定 **概要版**

市民の暮らし方、働き方、そして人々の価値観までもが大きく変化する中、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造し、総合計画を着実に推進していくために、新たな行財政経営方針を策定します。

これまでの延長線での発想や行動にとらわれず、人々の暮らしをあらゆる面でより良い方向に変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）を取り組み、これから時代にふさわしい行財政経営の実現に向けて、行財政経営の仕組みや業務の進め方を変革するとともに、社会の変化や課題に的確に対応できる組織を目指します。また、協働をさらに推進し、活動・活躍できる場をつくり、まちへの愛着や誇りを育むことによって、多くの人々が、住みやすい、住み続けたい、関わるいまちを目指します。

【方針1】 多様な主体との協働・共創

地域社会で人々の暮らしを支える機能が低下する中、自治体は市民や市民団体・民間事業者など多様な主体が協力して合う場を設定する役割を担い、市民や多様な主体とともにまちづくりを進めていくことが重要です。

地域ごとのまちづくり計画により進めています。また、将来のありたい姿を市民や多様な主体と共に、共感し、様々な人々を惹き付け、地域とのかかわりを深めていくことで、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を共創していきます。

【方針2】 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり

【方針2-1】 財政基盤

財政規律を明示し、健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤を構築します。

財源不足の解消を目的とした減量型の行財政改革の限界を踏まえ、新しい技術や手法の活用、民間との連携などにより、限られる財源で成果を最大化する価値創造型の行財政経営へと転換していきます。

【方針2-2】 組織基盤

DXの推進に必要な知識と意識を身につけ、未来の市民の暮らしをいかに守っていくのかを考え、課題を発見し、行動する職員を育成します。

また、社会の変化や課題に的確に対応できる組織とするため、部署を跨ぐような課題には必要に応じて柔軟に組織を見直すなど、機能的で連携のとれた体制の整備を進めます。

【方針2-3】 デジタル・データ基盤

圧倒的に利便性の高い行政手続を実現するなど、日々の暮らしにおいて豊かさを実感できる行政サービスを目指し、デジタル化を推進します。

デジタル技術を活用し、職員の仕事をヒトでしかできない業務へと移行し、前例にとらわれず、データなどの根拠に基づく政策立案を進めため、情報セキュリティ対策を講じるとともに、ICTの利用が困難な方への配慮にも努めながら、デジタル・データの整備及びデータ分析のための基盤を構築します。

【方針3】 限られる経営資源の適正配分

市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していくためには、データなどの根拠に基づき、将来に成果を生み出す事業や分野に対して、限られる経営資源を適正に配分することが不可欠です。

市が実施する施策や事業は成果を重視し、豊かさの実感に向けてどのような成果にならなかったのか、説明責任を果たし、市民や多様な主体からの信頼確保に努めています。

これらの実現に向けて、根拠に基づく政策立案の推進やPDCAサイクルの強化により、施策や事業のマネジメントを適切に行います。

【方針4】 職員の働きかいでの創出

大きく変化する時代においては、職員一人ひとりが、まちづくりのプロフェッショナルとして使命感を持つことが重要です。前例にとらわれず、自ら考え、自らを律し、自ら行動する職員を育成します。そして、市民や多様な主体と繋がり、各専門分野の力を取り入れ、テクノロジーによる便利なサービスと、ヒトならではの温かさのあるサービスの融合により、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していきます。

また、様々な個性、知識や能力、職務経験などを持った職員一人ひとりがより能力を発揮し、納得、満足ある働き方ができるよう、取り組んでいます。

【方針5】 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

人口減少、少子高齢化などを背景に、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルを抜本的に変革し、新たな成長や競争力強化につなげるDXへの対応が企業を中心に取り組まれています。一方、国はデジタル庁を創設し、デジタルの活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指しています。

本市においては、国が目指す姿を実現することとともに、DXの本質である「変革」を重視し、これまでの延長線での発想や行動にとらわれない職員の育成や、時代の変化に対応できる組織づくりを進め、DXを推進します。

主な推進項目

- ・情報共有の推進
- ・市民や多様な主体との協力関係の構築
- ・市民や多様な主体との協働・共創による価値の創造
- ・PDCAサイクルの強化
- ・ジャッキモデルの活用やEBPMの推進
- ・将来に成果を生み出す事業や分野への経営資源の適正配分
- ・財政中長期見通しによる課題の可視化
- ・情報や事業の成果の可視化
- ・公共施設マネジメントの推進

主な推進項目

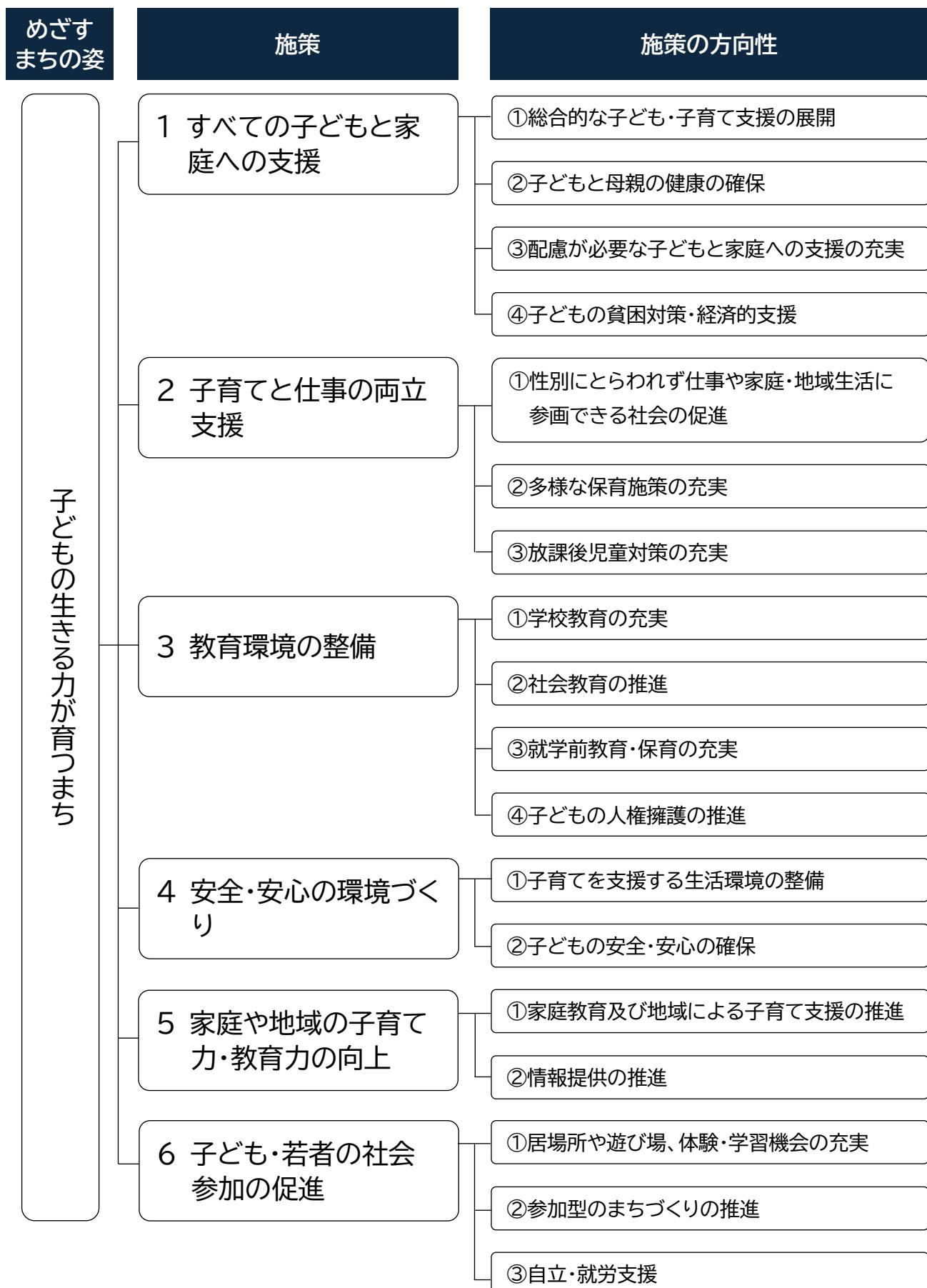
- ・働きがいの実感による生産性の向上
- ・ヒトでしかできない業務への重点化
- ・多様な主体と連携・協力し、行動する職員の育成

主な推進項目

- ・行政サービスの変革
- ・DXの推進に向けた職員意識の醸成
- ・業務フローの整備や標準化の推進
- ・市民視点（住民本位）での価値の追求

第4章 施策の展開

施策体系



施策1　すべての子どもと家庭への支援

①総合的な子ども・子育て支援の展開

【主な背景や課題】

- ・令和4年改正児童福祉法により、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し支援を提供する「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、本市においては、令和6年4月から「たからっ子総合相談センター」の名称で設置しました。妊産婦、子どもや家庭の状況を把握し、早期に関わる機会を増やし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る必要があります。
- ・社会全体が少子化、核家族化、地域との関わりが希薄化しており、また、子育て情報も氾濫し、子育てに不安感を抱く親が増加しています。子育て家庭同士で同じ悩みや状況を共有できる仲間づくりの場や機会が十分に活用されていない状況です。
- ・安心してこどもを産み育てることができるように、妊産婦が交流し、相談や講座を受ける機会の提供が必要です。
- ・地域児童館・子ども館は、居住地の中で、身近に子育てについて相談できる親子の安全な居場所となっており、子育て支援の拠点の役割を担っています。今後もその機能を強化させることが求められています。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 母子保健・児童福祉機能の一体的な運営、サポートプランを活用した支援、支援メニューの拡充に向けた地域資源の開拓など、妊産婦、子どもや家庭への相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、妊産婦や親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て講座の開催等に引き続き取り組みます。
- ◆ コミュニティの7つのブロック毎に整備している地域児童館・子ども館の運営により、引き続き子ども・子育て支援に取り組みます。

【主な事務事業※】

事務事業名	事業概要
母子保健相談指導事業	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児を対象に、母子健康手帳交付、妊婦相談、産前・産後サポート事業、両親学級、妊婦歯科健診、産後ケア事業、思春期健康教育、地域からの依頼による講座等を実施する。
次世代育成支援行動計画等推進事業	宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン」について、宝塚市子ども審議会等の開催により進捗管理を行い、子ども施策を総合的かつ一体的に推進する。
子ども総合相談事業	妊産婦、0歳から18歳までの子どもとその家庭から、子育て、子どもの発達、学校生活に関することなど、どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止め、背景にある課題を専門的に分析、検討し、関係機関と連携して、適切な支援につなげる。

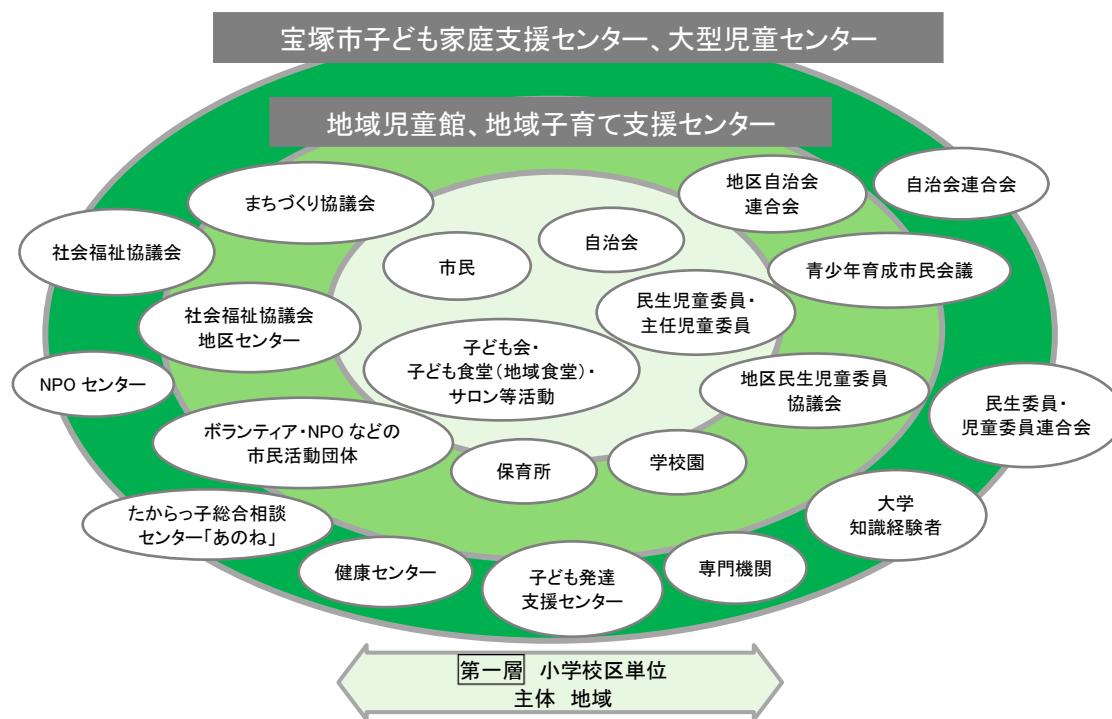
※ 事務事業

具体的な方策や対策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。本市においては、事務事業を基礎的な単位として予算の編成・管理を行っており、事務事業ごとに評価も行っている。

事務事業名	事業概要
子ども家庭支援センター事業	子育ての負担感等を緩和するため、地域における子育て中の親子の交流の場の促進や地域子育て支援拠点「きらきらひろば」を運営する。また、定期的に妊産婦やその家族に向け、きらきら子育てLINE（プッシュ型配信）で、子どもの成長過程に応じた適切な情報を提供する。
児童館運営事業 (地域子育て支援拠点)	市内7ブロックごとに、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の施設として、地域児童館・子ども館を運営する。
子育て支援コーディネート事業	三層構造システムの第三層を担う全市域的な対応として、「子ども家庭支援センター」を核に、地域支援や子育て支援のための人的資源を有機的に結びつけ、全体の子育て支援策のマネジメントを展開する。

◆三層構造による子育て支援・子どもの居場所の展開図（イメージ）◆

本市では、全市的な子育て支援の展開に当たって、「小学校区」「市内7ブロック」「市全域」それぞれの取組を有機的につなげ、三層構造による子育て支援・子どもの居場所を展開しています。



地域が主体となり、又は第二層と連携し、定期的な親子の仲間づくり・子どもの居場所、世代間交流、地域の子育て情報の提供、地域での子育て相談などを行う。また、ここで十分な支援ができない場合は、第二層・第三層につなぐ。

地域児童館等が自ら主体となり、又は第一層、第三層、他の機関・団体等と連携し、常設の親子の仲間づくり・子どもの居場所、世代間交流、出前児童館による地域での子育てサロンの支援、ブロック単位の子育て情報の提供、専門職の子育て相談など、地域の子育て総合支援を行う。また、ここで十分な支援ができない場合は、第三層につなぐ。

子ども家庭支援センター、大型児童センターが自ら主体となり、又は第二層、他の機関・団体等と連携し、常設の親子交流・子どもの居場所、日常的な世代間交流、先駆的・実験的な支援策の展開、総合的な子育て情報の提供、様々な専門職の子育て相談、子育て支援に関わる人材の育成、支援者のスキルアップ、地域児童館のバックアップ支援といった、市全域の子育て総合支援を行う。

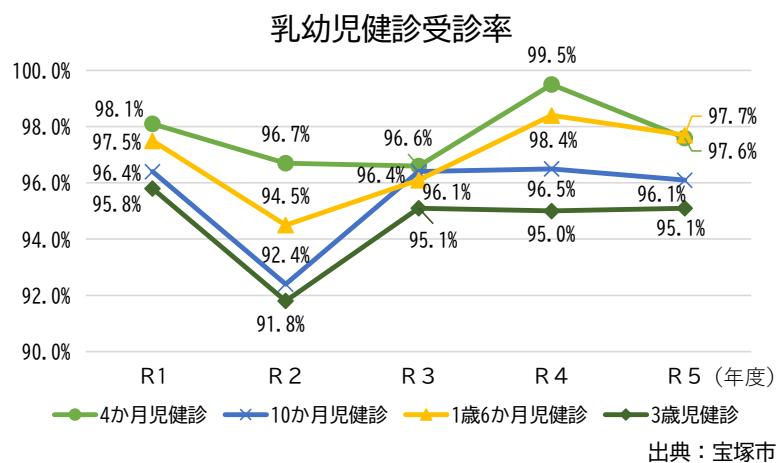
※ 市内7ブロック

本市では、行政等の出先機関や交通の拠点となる駅、金融機関や商業施設など、市民生活に必要なサービスが概ね揃うエリアを単位として、市域を7つのブロックに分類している。各ブロックに1か所ずつ地域児童館・子ども館を設置し、子育て支援の拠点としている。

②子どもと母親の健康の確保

【主な背景や課題】

- ・妊産婦の健康を確保するため、すべての妊産婦の状況を把握し、妊産婦の不安を軽減し、産前・産後の支援の充実や産後うつ対策を行う必要があります。
- ・乳幼児の健康を確保するため、健康診査を行い、正しい健康情報や子育て支援情報を提供するなどの取組を継続する必要があります。また、さらなる健康づくりのため、受診機会の拡充を検討する必要がありますが、実施体制の確保が課題です。
- ・子どもの急病に対応するため、阪神北広域こども急病センターによる初期小児救急医療の提供、看護師等による電話相談、小児科対応救急病院による小児科二次救急輪番体制など、夜間・休日を含めた小児医療体制を維持していく必要があります。
- ・市民が母子保健情報にアクセスしやすくなり、マイナポータルとの連携による健診受診結果情報の閲覧と保持ができ、また、プッシュ通知による健診の通知、予防接種の受け忘れや間違い接種が防止できることを目指して、国が推進する電子版母子健康手帳、乳幼児健診や予防接種予診票の電子化など、オンライン化の実現を図る必要があります。



【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援します。たからっ子給付金事業（国の出産・子育て応援給付金）による経済的支援と、隨時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図ります。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進します。
- ◆ 新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診を継続します。また、乳幼児の健やかな成長発達を促進するため、乳幼児健診の受診機会の拡充について検討を進めます。
- ◆ 阪神北広域こども急病センターや圏域内の小児科対応救急医療機関による、夜間・休日の小児科救急医療提供体制の確保を継続します。
- ◆ 乳幼児健診の充実に向けて取り組みます。また、母子保健情報のデジタル化を目指して、電子版母子健康手帳や予防接種のデジタル予診票の導入について検討を進めます。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
予防接種事業	疾病の発生及び蔓延を防止し公衆衛生の向上に資することを目的として、予防接種法の規定等に基づいて、BCG、麻しん・風しん等の定期予防接種を実施する。
母子保健訪問指導事業	保健師などの専門職が対象者の家庭を訪問し、妊婦訪問、新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児訪問、セカンド訪問、きょうだい指導などの保健指導を実施するほか、養育支援ネット、要保護児童等支援事業を実施する。
母子保健健康診査事業	乳幼児健康診査事業（4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）、妊婦健康診査費助成事業、産婦健康診査事業、不育症治療支援事業、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業、市民税非課税世帯等に対する新生児聴覚検査費助成事業を実施する。
未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま出生した児に対し、退院するまでの間に必要となる医療及び食事療養費を公費負担する。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等の日常生活が送りやすくなるように、用具を給付する。所得により負担額あり。
救急医療対策事業	阪神北3市の病院の輪番による二次救急、尼崎市休日夜間急病診療所内の耳鼻咽喉科・眼科休日診療、県広域災害・救急医療情報システム、阪神北広域こども急病センター、3市1町の小児二次救急輪番病院、h-Anshinむこねっと二次救急システムにより救急医療体制の確保を図る。
産後・育児支援ヘルパー派遣事業	母親が産後の体調不良等のために、家事又は育児を行うことが困難で、家族等の援助を受けられない家庭にホームヘルパーを派遣し、家事等に関する援助を行うことにより、安定した児童の養育を可能とする。
助産施設利用事業	児童福祉法により、妊婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産をうけることができない場合、その妊婦に対して助産施設において助産を行う。

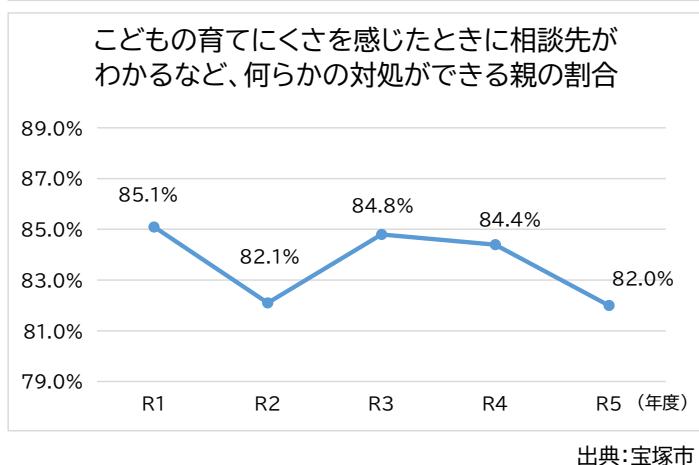
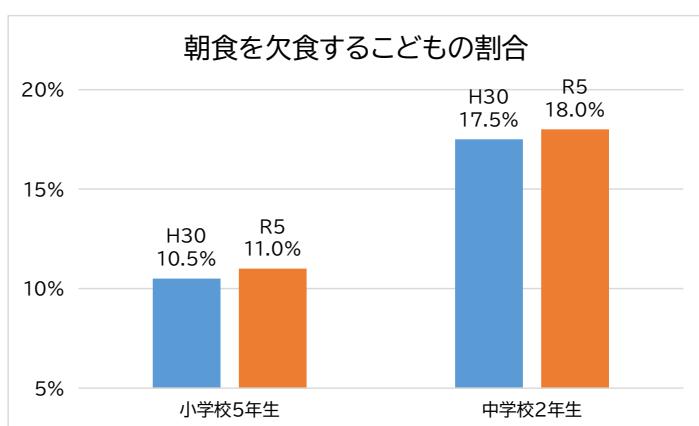
【成果指標の設定（母子保健を含む成育医療等※に関する計画としての評価指標）】

妊産婦や子どもの健康を確保するためには、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要です。各施策の相互連携を図りつつ、その需要に対応し、子どもの権利を尊重した取組となるよう、横断的な視点での総合的な取組を推進することが求められています。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、令和5年（2023年）3月に成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針が示されています。評価指針のうち、市が実施する施策について全11の指標を設定し、計画を推進します。

国が示す成育医療等の提供に関する施策の基本的な事項

- 医療 周産期医療、小児医療の体制、専門的医療等
- 保健 妊産婦、乳幼児、学童、思春期、生涯にわたる保健施策、子育てやこどもを持つ家庭への支援
- 教育及び普及啓発 学校教育や生涯教育、普及啓発
- 記録の収集等に関する体制 予防接種、乳幼児健康診査、学校健診記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策等
- 調査研究、災害時における支援体制の整備、成育医療等の提供に関する推進体制等



※ 成育医療等

出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程を「成育過程」という。また、「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉え、適切に対応する医療、保健、これらに密接に関係する教育、福祉等に関するサービス等をいう。

指標名	前回（H30 年度）	現状値（R5 年度）	目標値（R10 年度）
周産期・乳幼児期			
全出生数中の低出生体重児の割合	9.4%	9.4% (R4 年)	減少
妊婦の喫煙率	1.6%	0.7%	0%
産後ケア事業の利用率	なし	18.7%	増加
乳幼児健診の受診率	4 か月児 98.4% 10 か月児 96.7% 1 歳 6 か月児 97.3% 3 歳児 94.9%	4 か月児 97.6% 10 か月児 96.1% 1 歳 6 か月児 97.7% 3 歳児 95.1%	98.0% 98.0% 維持 (97%) 維持 (95%)
むし歯のない 3 歳児の割合	90.8%	94.7%	増加・95%
学齢期、思春期			
朝食を欠食する子どもの割合	小5 10.5% 中2 17.5%	小5 11.0% 中2 18.0%	小5 9.4% 中2 17.3%
中学生・高校生の喫煙率	0.80%	(令和 3 年度) 喫煙率 0%	維持
中学生・高校生の飲酒率	5.3%	(令和 3 年度) 飲酒率 0.9%	0%
全成育期			
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト※等によらない子育てをしている親の割合	4 か月児 93.1% 1 歳 6 か月児 84.9% 3 歳児 64.5%	4 か月児 95.2% 1 歳 6 か月児 90.2% 3 歳児 71.5%	増加
子どもの育てにくさを感じたときに相談先がわかるなど、何らかの対処ができる親の割合	85.8%	82.0%	90.0%
この地域で子育てしたいと思う親の割合	95.3%	93.9%	増加

注：計画策定時の現状値は、策定前年度の R5 の実績値となっている。

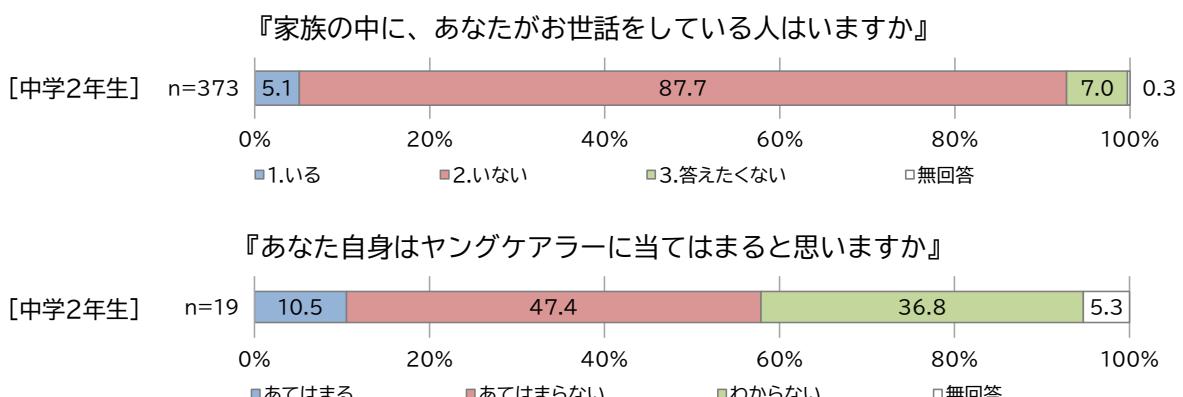
※ ネグレクト

長時間の放置や食事を与えないなど子どもの心身の正常な発達を妨げるような不適切な養育や、子どもの危険回避に対する重大な不注意など、保護者としての監護を怠ること。

③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

【主な背景や課題】

- ・発達の遅れや障碍（がい）などがある子どもやその家族への支援に努め、また、地域社会への参加・包容を推進するため、関係機関と連携を図りながら支援を行う必要があります。
- ・児童虐待新規通告件数の増加、子育てに困難を抱える家庭の課題が顕在化していることなどを踏まえ、新たに創設された認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー※」の取得を促進し、相談支援体制を強化する必要があります。
- ・子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象にヤングケアラー※が明記されました。本市で実施した子どもや高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査の結果によると、「自分はヤングケアラーにあてはまる」と回答した中学2年生の割合は全体の回答者数の0.5%、「自分が子ども・若者ケアラーにあてはまる」と回答した高校生世代及び若者世代の割合は、それぞれ全体の回答者数の1.8%、1.4%となっています。子ども自身の現在と将来に様々な影響が考えられるため、こうしたヤングケアラーへの支援を行う必要があります。



出典：子ども等の意識や生活に関するアンケート調査（令和5年度）

※ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した生徒数は2人。全体の回答者数（373人）に対する割合は0.5%。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達に係る支援を提供し、あわせて障碍（がい）児の家族、障碍（がい）児の通う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行います。
- ◆ 相談支援体制強化のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得を促進し、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆ ヤングケアラーへの支援に向け、支援のあり方を検討するとともに、支援体制を構築します。

※ こども家庭ソーシャルワーカー

子どもや家庭を取り巻く複雑な課題に対応するため、実務者の専門性向上を目的として、児童福祉法に基づき令和6年度から創設されたこども家庭庁所管の認定資格。子どもの権利を擁護し、子どもと家庭の課題に対する様々な支援を行う。

※ ヤングケアラー

障碍（がい）や病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、自身の権利が守られていないと思われる子ども。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
障害者（児）医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A、B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者を対象として、所得要件を満たす方に、受給者の保険診療の自己負担額のうち一部負担金を除いた額を助成する。
民生児童委員活動事業	地域の要援護者等に対する福祉サービス情報の提供や各種相談、安否や生活状況の確認・支援などの地域福祉活動、児童の健全育成活動を推進するために、委員に対し活動費の助成をする。民生児童委員に協力する民生児童協力委員の活動支援を行う。民生児童委員活動の周知事業を行う。
自立支援事業	障碍（がい）の程度、介護者、居住等の状況を踏まえ、障碍（がい）者及び障碍（がい）児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスを提供する。
子ども発達支援センター事業	身体及び知的発達に障害（がい）のある就学前の児童を対象に、通所で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活などにかかる支援を行う。
障害児相談支援事業	障害（がい）児が障害児通所支援などのサービスを受ける際、相談支援専門員が児童の様子や家族の状況について面談を行い、心身の状況や置かれている環境等に応じたサービス利用計画案を作成し、一定の期間をおいて、モニタリングを行う。
居宅訪問型児童発達支援事業	重度の障害（がい）の状態のため外出が困難な児童の居宅を、保育士などが訪問して、個々の発達に合った遊びを中心とした療育を行う。
児童虐待防止施策推進事業	「要保護児童対策地域協議会」を軸に、府内外関係機関との連携の下、要保護児童等全般の相談、対応に取り組むなかで、要保護児童等及びその児童虐待を含む総合的な相談事業などを実施する。
ことばの教室事業	構音障害（誤り発音）などがある宝塚市在住の就学前の幼児に発音の練習を行い、集団生活に進んで参加できる意欲や態度を育て、ことばの力を育む。
国際・文化センター管理運営事業	国際・文化センターの管理運営を実施し、市民の国際交流・文化活動の場とともに、国際交流・芸術文化活動の情報を発信する。異文化相互理解事業や外国人市民の生活相談、日本語学習等の事業展開を行う。

④子どもの貧困対策・経済的支援

【主な背景や課題】

- ・子どもへの食の支援や学習支援をはじめ、子どもが身近に行くことができる居場所の安定的な活動を支えるなど、地域において子どもを見守る環境づくりが求められています。
- ・子ども等の意識や生活に関するアンケート調査の結果によると、低位の収入世帯は、塾の利用率が低い、勉強時間が少ない、大学以降までの進学希望率が低いといった傾向が見られます。このような家庭の経済状況による学習機会の不平等と、その結果としての貧困の連鎖が課題です。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 子どもの貧困対策に向け、地域とのネットワークづくりを推進するとともに、地域における子どもの貧困に対する支援活動の促進を図ります。
- ◆ ひとり親家庭の子どもへの学習支援のさらなる充実に向け、検討を進めます。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
乳幼児等医療費助成事業	0～15歳までの乳幼児等の保護者（所得要件無し）に対し、受給者の保険診療の自己負担額を助成する。高校生については、保険診療の入院医療費の自己負担額を助成する。
母子家庭等医療費助成事業	所得要件を満たす18歳までの児童とその子を監護する母または父、および遺児を対象に、受給者の保険診療の自己負担額のうち一部負担金を除いた額を助成する。
たからっ子給付金事業	妊娠婦や子育て家庭の相談に切れ目なく応じる伴走型支援を行うとともに、妊娠や出生の届出を行った妊娠婦や子育て世帯等に対して経済的支援を行う。
特別障害者手当等給付事業	在宅の重度障害（がい）者で特別障害者手当・障害児福祉手当・重度障害者（児）介護手当の支給要件に該当する障害（がい）者に、経済的負担の軽減等を図り、在宅生活を安心して営むことができるよう障害者手当を支給する。
児童手当事業	高校生年代までの児童を養育している家庭に、生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給する。
ひとり親家庭生活学習支援事業	ひとり親家庭の子どもが抱える精神面、経済面等の悩みや課題に対応し、貧困の連鎖を防止するため、児童扶養手当を受給している世帯の中学生と中学3年生を対象に学習支援事業を実施する。

事務事業名	事業概要
法律相談事業	ひとり親家庭及び離婚を考えておられる子育て家庭における養育費や財産分与といった経済的な問題及び親子交流、親権といった子どもとの関わり方等の様々な問題について、専任の弁護士による無償の法律相談を実施する。
養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業	養育費を確実に受け取る枠組みを整えることを目的に、ひとり親等の養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図るために公正証書等作成にかかる費用の補助を実施する。
児童扶養手当事業	父又は母と生計をともにできない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助けるために、父または母、あるいは養育者に法律に基づき児童扶養手当を支給する。
実費徴収補足給付事業	教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する。
奨学助成事業	教育の機会均等を図るため、ひとり親家庭等の大学等進学者に対する給付等を行う。
特別支援教育就学奨励費	教育の機会均等の趣旨に則り、かつ特別支援学級在籍の特殊事情に鑑み、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等の援助を行い、特別支援学級における教育の普及奨励を図る。
就学補助事業	伊丹朝鮮初級学校に就学する児童保護者及び尼崎朝鮮初中級学校に就学する生徒保護者に対し、経済的負担軽減を目的に補助を行うほか、一定の要件を満たした施設に就園する園児の保護者に幼稚園無償化相当の補助を行う。夜間中学校に通う宝塚市民の教育費負担金を支払う。
要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費 要保護及び準要保護児童・生徒医療費扶助	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を行う。

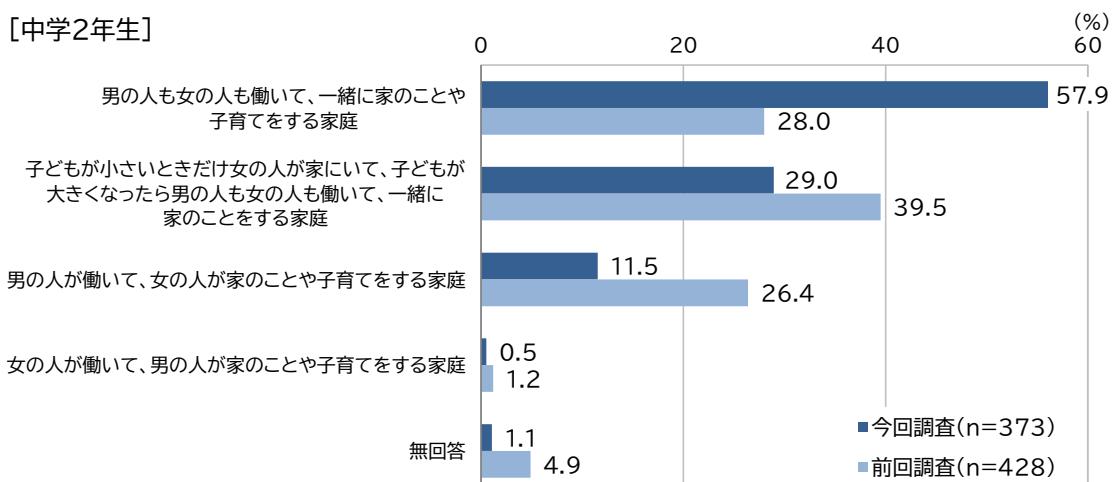
施策2 子育てと仕事の両立支援

①性別にとらわれず仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の促進

【主な背景や課題】

- ・子ども等の意識や生活に関するアンケートでは「男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」を選択した割合が前回調査より29.9ポイント伸びており意識の変化が見られます。引き続き、共働き・共育ての推進を目的としたセミナーや、固定的役割分担意識の解消に向けた取組など、男女共同参画社会をめざし粘り強く啓発に取り組む必要があります。
- ・教育現場におけるジェンダーギャップ※を見直し、一人ひとりが自分の能力を生かして、行動したり生活したりできるよう、ジェンダー平等教育を推進する必要があります。

『あなたは将来、子どもが生まれたらどのような家庭をつくりたいと思いますか』



出典：子ども等の意識や生活に関するアンケート調査（令和5年度）

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 共働き・共育ての推進に向け、女性の就労等を支援する起業・就労セミナーや男性の育児をテーマとした男性セミナーを引き続き実施します。
- ◆ 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信に引き続き取り組みます。
- ◆ 学校教育におけるジェンダー平等の理念を推進する教育・学習に引き続き取り組みます。

※ 教育現場におけるジェンダーギャップ

教育現場において、性別によって教育の機会、質、結果が異なる状況を指す。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
男女共同参画施策推進事業	男女共同参画推進審議会及び男女共同参画推進検討会の開催、男女共同参画推進リーダーの設置・活用等に取り組む。
男女共同参画センター管理運営事業	男女共同参画社会実現の拠点施設として、活動の場の提供、各種講座等による啓発、各種情報の収集・提供、相談、市民活動支援等に取り組む。
労働行政事業	労働問題審議会の開催、技能功労者等の表彰、名匠セミナーの開催、企業への啓発に係る事業に対する宝塚市雇用促進連絡協議会への補助、勤労者団体への補助を行う。
新事業創出総合支援事業	市内の起業の促進、市内事業者のデザイン経営の導入や新たなビジネスモデルの創出など、新事業の創出に資する支援を実施する。

②多様な保育施策の充実

【主な背景や課題】

- ・令和6年4月1日現在、保育所の待機児童数は0人となっているものの、地域ごとの保育需要に注視し、保育ニーズに合わせた保育所定員の確保を行う必要があります。
- ・保育士不足が全国で深刻化しており、保育士の確保は各保育施設で課題となっています。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 保育ニーズに合わせた保育所定員の確保を行います。
- ◆ 保育士の人材確保に向けた取組を推進します。

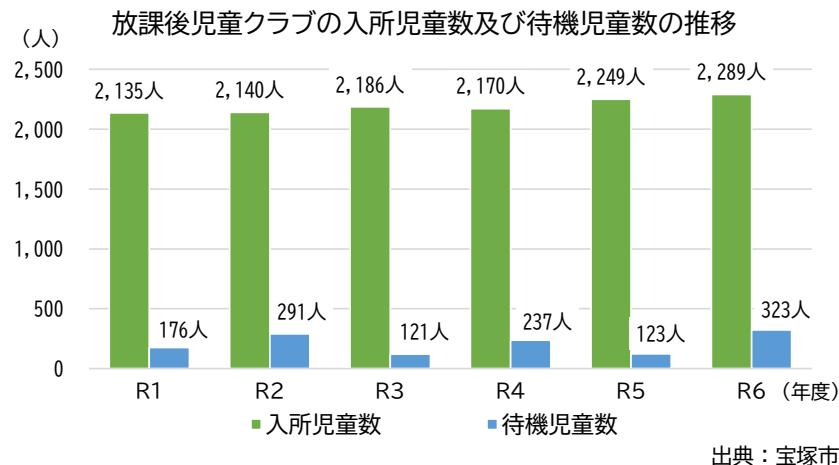
【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
市立保育所保育実施事業	市立保育所に入所した児童に保育を実施するために必要な経費及び管理運営に要する経費を支出する。保護者との連携を図りながら、延長保育、特別支援保育、子育て支援事業等を実施するとともに、適宜職員研修も実施する。
病児保育事業	病気中や病気の回復期で集団保育が困難であり、仕事等の事情で家庭での保育が困難な児童を一時的に預かり保育を行う。
私立保育所助成金	私立保育所において市立保育所と同様の国基準を上回る職員配置、特別支援保育加配、一時預かり、延長保育等の特別保育事業に要する経費を助成する。
認定こども園等助成金	私立認定こども園・施設型給付対象幼稚園・小規模保育事業等における延長保育、一時保育等の事業に要する経費を助成し、保護者の子育てと仕事の両立支援を行う。
施設型等給付事業	「市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認」した就学前児童に対する教育・保育を行う施設に対して、法定の給付として施設型等給付費を支給する。
施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する児童についても、保育の必要性があると認定された児童を対象として保育料の無償化を実施する。
ファミリーサポートセンター事業	地域において育児の援助を行いたい者（提供会員）と育児の援助を受けたい者（依頼会員）を会員として、会員の相互援助活動に関する事務を行うファミリーサポートセンター事業を実施することにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができるようになるとともに、地域の子育て支援の環境を整備する。

③放課後児童対策の充実

【主な課題】

- ・待機児童が100人を超える状況が常態化していることから民間放課後児童クラブ※の整備は喫緊の課題です。しかしながら、昨今の人材不足等の影響もあり、新たな民間放課後児童クラブ設置の進度が遅くなっている状況です。



【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆特に低学年において多くの待機児童が予想される校区に民間放課後児童クラブの整備促進を図ります。また学校施設についても、活用方法について協議検討を進めています。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
民間放課後児童クラブ運営支援事業	ニーズに見合った適切な受入枠を確保するため、民間放課後児童クラブの新規開設に係る費用及び運営費を助成する。
地域児童育成会※事業	市内23の小学校で余裕教室等を利用し、就労等で保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童を預かる。
放課後子ども教室推進事業	子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境とするため、市内の小学校で地域住民や保護者などが協力し、放課後子ども教室を開催する。また、地域スタッフの資質向上のための研修会の開催や開催支援等を実施する。

※ 民間放課後児童クラブ

民間事業者が運営を行う学童クラブ。ニーズ量に見合う量の確保を行うため、民間放課後児童クラブの新規開設に係る費用及び運営費を助成することにより施設の確保を行っている。なお、基本的な運営方法は地域児童育成会に準じたものとなっていいる。

※ 地域児童育成会

市が直接運営を行う学童クラブ。市内23の小学校で余裕教室等で、小学校1～6年生の児童を放課後から午後5時まで、延長保育の場合は土曜日を除き午後7時まで預かっている。

施策3 教育環境の整備

①学校教育の充実

【主な背景や課題】

- ・暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として学校現場において多く発生している状況にあります。児童虐待の疑いを含めたさまざまな家庭背景を抱える子どもたちに対して、学校だけでは対応できない困難な事例が増加しています。
- ・校則は、児童生徒の主体性を培い、児童生徒がよりよく成長、発達していくために設けられるものです。同時に、児童生徒個人の能力や自主性を養うためには、多様な意見を尊重し制定していく必要があります。
- ・学校現場では、勤務の見える化が進んでおらず、業務効率化や教職員の意識改革が進んでいない状況です。また、教職員が担う必要のない業務にも対応しており、時間外勤務が多く発生しています。
- ・小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因する様々な実施上の課題の解消のほか、9年間の継続性・一貫性のある教育活動を確保するため、小学校と中学校の通学区域の不整合の解消を図る必要があります。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していきます。
- ◆ 子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。
- ◆ 不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策の充実に努めます。
- ◆ 校則の見直しについて、宝塚市校則見直しガイドラインに沿って、児童生徒を主体とした取組を推進し、より良い学校環境づくりに取り組みます。
- ◆ 教職員の業務効率化や意識改革を推進するとともに、地域や保護者の協力も得ながら教職員が担う業務の適正化を図り、学校現場における働き方改革に取り組みます。
- ◆ 義務教育9年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の取組を推進していくとともに、小学校区と中学校区の整合を図っていきます。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
教育環境整備事業	義務教育9年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の推進や、その取組を推進する上で、小学校区と中学校区の整合を図っていく。その過程で学校の統廃合についても検討を進めていく。
小学校施設管理事業 中学校施設管理事業 特別支援学校施設管理事業 幼稚園施設管理事業	各学校園の施設の維持に必要な施設修繕業務や各種設備のメンテナンス委託業務等を実施する。
特別支援教育推進事業	安心安全な学校生活を送るため児童生徒一人ひとりの個別のニーズに応じた介助員、看護師、学習支援員等の人的配置を行う。特別支援学級整備事業とともに学校内の環境整備を行う。支援体制の充実を図るために、OT※・ST※・通級指導担当・特別支援学校教員による巡回相談、研修会等を行い従事者のレベルアップに取り組む。
スクールネット活用事業	市内の学校園におけるICT環境を整備することを目的とする。特に、小・中学校において、GIGAスクール構想※実現のために必要な各種環境を整え、未来の日本を担う子どもたちの教育の充実を図る。
学力向上推進事業	子どもたちの学習習慣の確立を図り、基礎学力の向上を目指すため、小学校において、放課後や長期休業日に、地域人材を活用した「たからづか寺子屋教室」を実施する。小・中学校において、学生等のスクールサポーター※を学校に配置し、児童生徒に対して、学習補充支援を行う。外国にルーツを持つ日本語が不自由な幼児児童生徒の学校園生活を支援し、日本語サポーターを派遣する。
図書活動推進事業	児童生徒の読書活動を推進するため、市内小・中学校に学校司書を配置し、またネットワークシステムを構築し、学校図書館の環境整備等を行う。
生徒指導支援事業	児童生徒の非行防止や問題行動等への迅速かつ的確な対応・事後指導にあたる教師の生徒指導活動を支援する。生徒指導連絡協議会を開催し、情報共有を行うとともに、青少年の健全育成にむけ研究協議を行う。
外国語活動推進事業	外国語指導助手（ALT）を学校園へ派遣するとともに、市内の中学生が日ごろの英語学習の成果を発表する英語祭を実施する。また、市内の小中学校において、授業等で諸外国とオンラインでの交流を実施し、異文化理解や英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組む。

※ OT

Occupational Therapist（作業療法士）の略。リハビリテーション分野の専門職。身体や精神に障害（がい）を持つ人が日常生活より自立して送ることができるよう、日常的な活動や作業を通じて機能回復や維持を支援する専門家。

※ GIGAスクール構想

1人1台の情報端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、誰一人取り残されない、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するための構想。

※ ST

Speech-Language-Hearing Therapist（言語聴覚士）の略。言語、聴覚、発声、嚥下の障害（がい）を持つ人が、日常生活でのコミュニケーションや食事などをより円滑に行えるように治療や支援をする専門家。

※ スクールサポーター

児童生徒の基礎学力の向上を目的として、授業の補助にあたる。学校教員と同室で教職経験者や学生等が児童生徒支援を行う。

②社会教育の推進

【主な背景や課題】

・公民館や図書館は、全ての市民が学ぶことができる社会教育施設です。公民館では、その学習機能を生かし、子育てに関する講座や子どもと地域が触れ合う場の創出に取り組んでいるほか、図書館では、子どもにとって楽しい読書の場になるようなお話し会等を実施しており、今後も継続して取り組む必要があります。また、子どもや保護者にとってより魅力的な施設になるよう、環境の整備についても取り組む必要があります。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

◆ 公民館や図書館などの社会教育施設で子どもの成長に寄与できるような環境整備や事業の推進に取り組みます。また、公民館においては、地域、民間と連携した事業の推進、図書館においては、宝塚市子どもの読書活動推進計画の中心施設として関係各課と連携して、子どもの読書活動推進に取り組みます。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
社会教育推進事業	社会教育の振興に向けて、社会教育委員の会議で議論する。また、地域での社会教育活動の支援や振興を図るために、講座の開催、障害（がい）者社会学級等の社会教育関係団体が実施する研修等を支援するなど、市民の学習機会の提供を行う。
宝塚自然の家管理運営事業	自然体験活動や自然環境学習などの機会を提供できる野外活動施設として、西谷地域の関係施設等と協力した管理運営を指定管理者と連携して行う。
公民館管理運営事業	市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を指定管理者と連携して行う。
中央図書館管理運営事業 西図書館管理運営事業	魅力ある図書館づくりを推進し、公共図書館として役割を果たすよう、幅広く資料を収集・整理・保存し、多種多様な市民の要求に応え、生涯学習を支援する図書館づくりに努める。
社会体育振興事業	市民スポーツ振興のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行っているスポーツ推進委員の活動の支援、姉妹都市である松江市と様々な種目でのスポーツ交流を行う宝塚市・松江市少年スポーツ交歓会及び生涯スポーツ交流会の開催等を行う。
地域スポーツ活動支援事業	健康の維持とともに地域のコミュニケーションを図るため、子どもから高齢者までの世代が地域の小学校等の体育館や運動場でいろいろなスポーツを行う環境を整える。
学校体育施設開放事業	市民のスポーツの振興に寄与するため、市立小学校の運動場・体育館及び市立中学校の体育館・武道場を市民のスポーツ、レクリエーション活動の場として広く開放する。

③就学前教育・保育の充実

【主な背景や課題】

- ・様々な就学前施設に所属する子どもの95%が、市立小学校に就学することから、就学前教育・保育の充実、就学前から義務教育への円滑な接続が重要となります。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆（仮称）就学前教育・保育振興基本計画を策定し、本市の就学前教育・保育の充実を図ります。

【主な事務事業】

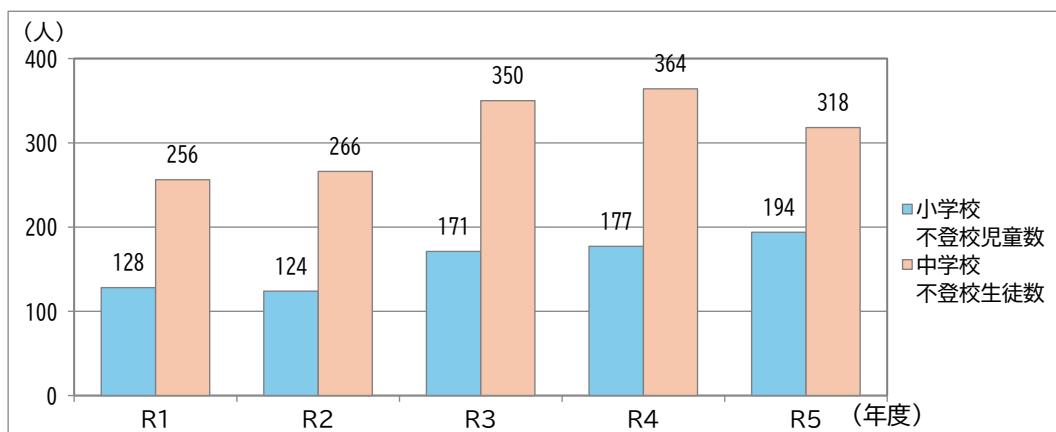
事務事業名	事業概要
私立幼稚園補助事業	幼児教育・保育の無償化実施のため、私立幼稚園に入園している児童の保育料について、施設等利用給付費を給付する。私立幼稚園の教職員の教育上の研究に対しての研修費及び私立幼稚園が実施する園児の健康管理に要する経費に対しての健康管理費を市内各私立幼稚園の設置者に補助する。
保幼小中連携教育推進事業	各小学校区を基盤に保幼小中の教職員が目指す子ども像を共有化し、子どもの発達の連續性を重視した、切れ目のない一貫した教育を行う。プロジェクト委員会で各ブロックの委員より地域の子どもの課題を出し合い連携の具体などを情報交換する場を設定する。宝塚市の子ども達の課題を明確にして、課題解決に向けた研修会を企画運営する。
学校教育推進事業	本市の幼児教育を推進するにあたり、教育・保育アドバイザーが就学前施設を訪問し、助言・アドバイスを行う。
幼児教育センター研究研修事業	市内の就学前施設の教職員を対象に、就学前教育・保育の質の向上を目指し、計画的に研修会を実施する。
西谷認定こども園管理運営事業	就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うため、市立西谷幼稚園に保育所機能を一体的に備え、西谷地域における0歳から就学前の保育に欠ける子どもを受け入れ、かつ、3歳児以上には西谷幼稚園と連携して幼稚園教育を実施する。

④子どもの人権擁護の推進

【主な背景や課題】

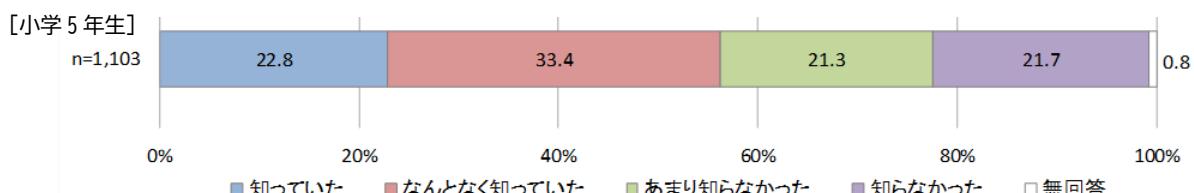
- ・不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、不登校の未然防止や学校に行けない子どもの学びの場を確保するためのさらなる支援が必要です。
- ・子ども等の意識や生活に関するアンケート調査の結果によると、すべての子どもに「生きる」「守られる」「育つ」「学ぶ」「参加する」権利があることを知っていたかどうかについて、「あまり知らなかった」「知らなかった」と回答した小学生の割合は43.0%、中学生の52.6%と高い割合になっています。

小中学校の不登校児童・生徒数の推移



出典：宝塚市

『宝塚市では、すべての子どもが元気に育つように、宝塚市子ども条例をつくっています。そして、その条例の中で、すべての子どもに「生きる」「守られる」「育つ」「学ぶ」「参加する」権利があることを記載しています。子どもにはこうした権利があることを知っていましたか』



出典：子ども等の意識や生活に関するアンケート調査（令和5年度）

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 別室登校指導員※による不登校の子どもへの支援について、小学校にも拡充し、支援の充実を図ります。
- ◆ 子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解の促進を図ります。

※ 別室登校指導員

別室登校している不登校傾向にある生徒への指導や支援を行う指導員。主に中学校に配置をしている1日7時間配置の指導員を別室登校指導員と呼び、令和6年度から小学校に配置している1日4時間の勤務の指導員をAssistスタッフと呼ぶ。別室、Assist それぞれ雇用条件や必須免許が異なる。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
人権文化センター管理運営事業	すべての人々の人権が保障され、互いに尊び合うことのできる人権文化の創造と推進を図るため、その拠点施設として、各種講座の開講や人権講演会、人権学習会の実施により人権啓発及び様々な人権問題の解決に取り組む。
子どもの権利サポート委員会事業	子どもの権利を不斷に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために市長の附属機関としての第三者機関を設置する。委員会が、子どもの権利に関する相談を受け、その救済を図るために調整・調査活動を行い、必要に応じて、市の機関・民間子ども施設及び市民等に対して是正勧告・改善要望や意見表明を行う。
人権教育推進事業	仲間づくりを進めながら差別解消への意欲を高めるため、人権文化センター等の施設を活用し、地域に根ざした学習活動や行事への参加を促す。また、自立心の向上を目指すため、子どもの自主的な学習への支援や保護者の教育相談の充実を図る。じんけん講座やじんけんワークショップ講座の開催、人権教育指導員派遣事業、ワークショップファシリテーター派遣事業などを実施する。
子ども支援事業	一人ひとりの子どもが自分らしく安定した学校生活を送ることができるよう子ども支援センターを配置し、学校における居場所づくりや心理発達面に対する適切な支援を行う。学習面では学びのパートナーを配置し、学習理解の支援を行う。また、教員が多角的に子ども理解を深めるため、SC※等の専門家を派遣する。
教育相談事業	3歳から18歳までの方には、プレイセラピーやカウンセリングを行う。また保護者には、子どもについて理解し考えることができるように一緒に話し合う。学校や家庭での困ったことや気がかりなことについて相談に応じる。子ども理解を深めるために、学校関係者と情報交換や指導助言を行い、子どもが学校生活に適応できるよう連携を図る。

※ SC

スクールカウンセラー。公立中学校等で子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることで、学校における教育相談体制の充実に資する「心の専門家」。

施策4 安全・安心の環境づくり

①子育てを支援する生活環境の整備

【主な背景や課題】

- ・少子化・人口減少に直面し、少子化対策が急務となる中で、子育て世帯等が子どもを産み育てやすい住環境の整備が課題となっています。
- ・ベビーカーでの外出、子どもがぐずった時の対応等、乳幼児連れの親子は周りの目を気にして、安心して外出しにくいこともあります。市民が子育て家庭を温かく見守り、受け入れる姿勢や環境整備は重要であり、子育てに優しいまちづくりにつながります。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 子育て世帯や若者夫妻世帯に対する、市営住宅に当選する確率の優遇措置など引き続き子育て支援に取り組みます。
- ◆ 市内の公共施設や店舗等で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」について、引き続き設置箇所の増を図るとともに、イベントにおける「移動式赤ちゃんの駅」のテントの貸し出しの普及を図ります。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
市営住宅管理事業	指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用しつつ、社会情勢の変化（単身者・高齢者の増加等）や様々な市民ニーズに応じた市営住宅の管理運営を行う。
ノンステップバス購入助成事業	バス事業者が市内バス路線を運行する車両の更新を行う際にノンステップバスの導入を推進するため購入補助を行う。
道路バリアフリー化整備事業	道路バリアフリー化事業（線的整備）計画に基づき、路線的なバリアフリー化工事を実施する。

②子どもの安全・安心の確保

【主な背景や課題】

- ・市内の未就学児から中学生を中心に、オンラインゲームでの課金や動画のライブ配信時の投げ銭など、インターネット関連の高額な金銭トラブルの相談が数多く寄せられており、若い年代からの消費者教育の重要性が増しています。
- ・コミュニケーションツールとして多くの子どもたちが利用しているスマートフォンやインターネットの利用方法について、情報モラルの学習の徹底を図る必要があります。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ インターネット上の消費者トラブルを含む消費者被害防止に引き続き取り組みます。
- ◆ スマートフォンやインターネットの利用方法について、学校において情報モラルの学習に引き続き取り組みます。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
交通安全対策事業	市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に向けた交通安全啓発を実施する。
防犯事業	アトム110番連絡車の運用、地域防犯グループの活動支援、「アトム110番パトロール車」での巡回等を実施する。
地域防災力アップ事業	地域による主体的な防災・減災の取組を支援してまちの防災力向上を目指す。
消費者教育・啓発事業	若年層を対象としたインターネットトラブルを含む消費者被害防止に関する出前講座やチラシの配布を行うなど、被害防止対策として情報提供及び啓発の推進を図る。

施策5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

①家庭教育及び地域による子育て支援の推進

【主な背景や課題】

- ・社会全体が少子化、核家族化、地域との関わりが希薄化している中、昨今の子育て事情を踏まえ、子育てを経験した方や地域の中で子育てを応援したい方が、自主的に活動できる基盤づくりが求められています。
- ・少子高齢化社会の中、世代間を超えた交流活動の多様化や活発化が課題となっています。シニア世代の力を子育て家庭への支援につなげること、子育て家庭がシニア世代を理解することで、双方にメリットが生まれ、互いの生活を豊かにすることにつながります。
- ・少子化により、各学校においても部活動数や部員数が減少しています。また、一部の部活動では、競技等の経験がない教員が顧問となっており、専門的な指導が難しい状況です。生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなっています。学校単位での部活動の維持が困難な状況になっています。この他、休日も含めた部活動の指導や大会等への引率、運営への参画が求められており、顧問を務める教員の時間外勤務の増大をはじめとする業務負担が社会的な課題となっています。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを引き続き推進します。
- ◆ シニア世代と子育て世代との交流や触れ合いの機会や場の創出に取り組みます。
- ◆ 子どもたちの活動の機会を確保し、持続可能な地域スポーツクラブ・文化芸術環境の整備に取り組むため、部活動の地域移行を推進します。

【主な事務事業】

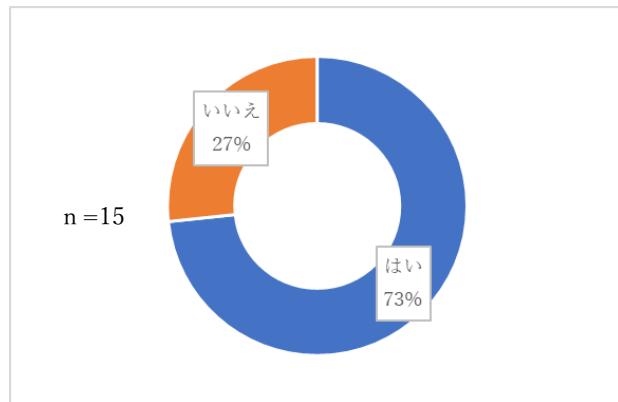
事務事業名	事業概要
自治会活動支援事業 コミュニティ活動支援事業	自治会及びまちづくり協議会の活動を支援することで、各団体が実施する行事等を通して、保護者同士・地域住民との交流の機会の創出を推進する。
食育推進事業	食育の啓発を推進するため、多様な関係団体と連携しながら、食育のパネル展や体験イベント、料理教室の開催、のぼりや横断幕の設置などを実施する。
家庭教育推進事業	少子化、核家族化、高齢化など急激な社会の変化とともに、地域や家庭の教育力が低下し、様々な問題が生じていることから、身近な地域の児童館等を活用して学習機会の提供を行う。
地域学校連携協働推進事業	学校が保護者と地域が参加する学校運営協議会を設置し、子どもたちが抱える課題や家庭、地域社会が抱える課題について地域ぐるみで議論する。伝統文化や昔の遊び、専門的なクラブ活動等、学校だけでなく市立幼稚園でも地域の方に「みんなの先生」として活動していただき、効率的な教育活動を行う。
学校支援地域本部事業	教員が子どもと向き合う時間を拡充するとともに、地縁的なつながりの希薄化などによる低下が指摘される「地域の教育力」を活性化するため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを整備する。

②情報提供の推進

【主な背景や課題】

- ・子育て分野におけるＩＣＴ等の活用促進の取組として、子育て世代にとって利用しやすいＳＮＳ等を活用し、地域の子育て支援等に関する各種情報をプッシュ型で配信することが求められています。

市が発信する情報について、「発信されたことが分からぬ」と感じたことはありますか？



情報発信されたことが市民に広く伝わるための改善点や案があれば教えてください。(主な意見)

- ・インスタなどの活用。・ＳＮＳでの発信。
- ・ＬＩＮＥ配信はとても良いと思います。忘れていても再度配信されることで情報にふれることができるため。紙媒体だけではなかなか周知されないこともあると思うので。
- ・高齢者向け、子育て向けと市民のニーズに合う情報だけを送って頂きたいです。
- ・もっと市民(若者)が興味を持つような面白いことをやると、自然に広く伝わると思う。

出典：令和6年度広報モニター※アンケート（1回目）（令和6年6月）

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ ＳＮＳ等の活用により、子育て支援等に関する情報発信の強化を図ります。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
広報事業	広報誌や市ホームページ、広報板、ＳＮＳなどの媒体を活用する他、報道機関への情報提供を通して、市民との市政情報の共有を図るとともに広く市の魅力発信を行う。
コミュニティFM放送事業	コミュニティFMの特性である、災害緊急情報や行政・文化・市民活動など地域に密着したきめ細かな情報発信ができる強みを生かした広報活動により、市民との情報共有を図り、市政への関心を高め、協働のまちづくりに繋げる。

※ 広報モニター

市が平成28年度から実施する市の広報活動に意見・提案を受け付ける制度で、18歳以上の市民を毎年度20人公募している。任期は約1年とし、毎月のアンケート回答と不定期で開催する意見交換会の参加をお願いしている。

施策6 子ども・若者の社会参加の促進

①居場所や遊び場、体験・学習機会の充実

【主な背景や課題】

- ・国が、令和5年（2023年）12月22日に「子どもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。子どもの多様な居場所づくりの緊急性と重要性が増しており、充実が求められています。
- ・「楽しく生活するってどんなこと？」をテーマとした子ども・若者ワークショップにおいて、遊びや体験活動に関する意見が特に多くありました。遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であり、さらなる充実が求められています。
- ・公園のさらなる利活用に向け、宝塚市パークマネジメント計画等審議会において、モデル公園区の選定方法、モデル事業の実施にあたっての進め方について検討している状況です。モデル事業については、地域の公園等の現況と課題、地域の人々等のもつニーズや意見を踏まえながら進めていくこととしており、地域の参画意欲を向上させる取組が重要です。



子ども・若者ワークショップ（令和6年（2024年）2月18日開催）

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 国の「子どもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市の施設について、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう配慮するとともに、多様な主体との連携により、既存の地域資源を活かしながら多様な居場所の充実を図ります。
- ◆ 市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやってみたい遊びや体験、学習機会の創出に取り組みます。
- ◆ パークマネジメント計画におけるモデル公園区において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実を図ります。

※子どもの居場所については、P.14の「三層構造による子育て支援・子どもの居場所の展開図（イメージ）」を参照

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
公園維持管理事業	既設公園の清掃・除草・植栽管理及び修繕、街路樹や公共施設などの植栽の維持管理を行う。公園アドプト制度※による協働を推進する。
既設公園整備事業	公園施設長寿命化計画に基づく遊具更新や、地域ニーズに合った公園整備を行うため遊具新設事業及び公園リノベーション事業等を実施する。
児童館運営事業 (子どもの居場所づくり)	地域児童館・子ども館を遊びを通した体験のできる子どもたちの居場所として運営する。また、中学生、高校生等の居場所で地域児童館の統括機能を併せ持つ大型児童センターを運営する。
思春期ひろば事業	不登校やひきこもりに悩む当事者とその保護者が気軽に集うことのできる居場所を開設する。日頃の悩みを打ち明け、思いを共有できる保護者等の相談会を実施する。当事者が家から出るきっかけとなるよう、インターネットを活用した情報発信をする。
青少年音楽活動推進事業	音楽を通しての青少年の情操教育、異年齢の仲間づくりを目的とした青少年の健全育成を図ることを目的に少年少女音楽隊・バトン隊を結成し、青少年の音楽活動を推進している。
環境推進事業	市民や事業者に対し、環境フォーラムやE CO講座の開催、小学校や地域における環境学習の充実を通して、環境保全の推進を担う人材の育成を行う。
トライやる・ウィーク推進事業	心の教育を確実に推進するため、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めることができるように支援する。また、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図るために、多様な社会体験活動を実施する。
小学校体験活動事業	人や自然、地域社会とふれあい、生命に対する畏敬の念、感動する心、社会性を育む。環境体験として、地域の自然に出かけ、地域の人々の協力を得て、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ。自然学校を実施し、長期宿泊の体験を通して、豊かな感性や社会性を育む。

※ 公園アドプト制度

平成19年より開始した制度で、市と地域団体等が公園の管理に関する協定を締結し、公園の管理を市と協働で実施する制度。団体が行う公園内の清掃や除草等の活動に対して市から団体に報奨金を支払う。

②参加型のまちづくりの推進

【主な背景や課題】

- ・高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査の結果によると、「宝塚市政に意見を述べたり、参画する機会があると感じているか」という質問に対し、若者世代（18～29歳）では「感じていない」、「どちらかといえば感じていない」と回答した方の割合が81.5%と高くなっています。若者の意見表明の場を設け、市がその意見を聴いて施策に反映させる仕組みづくりや若者の社会参画を促進する取組を検討する必要があります。
- ・子ども基本法において、子ども施策を策定、実施、評価するにあたって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方自治体に義務付けられています。本市で制定した子ども条例の趣旨も踏まえ、子どもの社会参加を一層促進する必要があります。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 若者の意見を反映させる仕組みづくりについて検討を進めるとともに、若者の社会参画を促進する取組についても検討を進めます。
- ◆ 市政への提案を発表し、市長・教育長が答弁を行う「子ども議会」を引き続き実施し、子どもの意見について、市政への反映を図ります。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
子ども議会事業	将来の宝塚市を担う小学生、中学生、高校生及び特別支援学校生が、子どもの立場からまとめた質問や提案を議場で発表し、市長・教育長が答弁を行う。
20歳のつどい事業	年度内に20歳となる市民を対象に成人の日に「20歳のつどい」と称して実施する。市内または近隣市在住の対象者で構成する「20歳のつどい企画委員会」の委員と共に企画立案を行う。

③自立と就労支援

【主な背景や課題】

・自室から出ない、家族以外と関わりがないといった状態が長期化すると、社会的に自立することが困難となる可能性が高まります。可能な限り早期的に社会との関わりを実現することが課題です。

【主な取組事項（新規・拡充等）】

◆ ひきこもりに関する取組について広報し、イメージを持ちやすくすることで相談を検討している当事者や家族の不安軽減の一助とします。また、関係機関等と連携しながら有効なひきこもり支援について研究します。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
生活困窮者自立支援事業	困窮状態から早期に脱却し自立できるよう、複合的な課題を抱え制度狭間に置かれた生活困窮者に対する包括的・総合的な支援として、生活困窮者自立相談支援事業・就労準備支援事業等を一体的に実施する。
就労支援事業	ハローワークや地域若者サポートステーション、民間事業者と連携し、就職を希望する人や、就労にあたり何らかの困難を抱える人を対象とした支援を実施する。
ワークサポート宝塚運営事業	兵庫労働局、西宮公共職業安定所と共同で開設したワークサポート宝塚において、職業相談及び職業紹介を行うとともに、求人検索機による求人情報の提供等を実施する。
母子等福祉総務事業	ひとり親家庭等の経済的な安定と自立を支援するため、相談及び就労支援を目的とした給付金の支給を行う。
青少年育成事業	市内中学校区ごとに市民に対する青少年健全育成に関する啓発活動や青少年育成活動に地域ぐるみで取り組む「中学校区青少年育成市民会議」を組織し、青少年育成活動を実施する。
青少年補導事業	青少年の健全育成・非行防止を目指し、関係機関等と連携し、青少年補導委員による街頭補導、青少年センター職員による街頭補導、アトム110番連絡所事業、小学校下校時刻に合わせた下校パトロールを行う。
青少年相談事業	ケース会議に出席し、関係機関との連携による継続指導を行う。子どもの心を理解する講座を開催する。

成果指標の設定

以下のとおり施策ごとに成果指標を設定し、5年ごとに評価を行います。

アンケートによる指標	アンケート 対象者	現状値 (R5年度)	めざす 方向性
<施策1> すべての子どもと家庭への支援			
① 「宝塚市は子育てがしやすいまちだと思う」と答えた人の割合	就学前児童保護者	47.0%	↗
	小学1~3年生保護者	50.1%	
② 「子育てに関する相談がしやすい」と答えた人の割合	就学前児童保護者	16.9%	↗
	小学1~3年生保護者	12.7%	
③ 「子育てに負担を感じることがある」と答えた人の割合	就学前児童保護者	68.4%	↘
	小学1~3年生保護者	63.3%	
<施策2> 子育てと仕事の両立支援			
④ 「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること」について、「子どもの面倒を見てくれる保育所、放課後児童クラブに入所することができない」と答えた人の割合	就学前児童保護者	11.3%	↘
	小学1~3年生保護者	8.5%	
<施策3> 教育環境の整備			
⑤ 「教育環境が充実している」と答えた人の割合	小学1~3年生保護者	20.1%	↗
⑥ 「今のあなたにとっての居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）」の一つとして、「学校」と答えた人の割合	中学2年生	15.5%	↗
<施策4> 安全・安心の環境づくり			
⑦ 「子どもに対する犯罪や事故が少ない」と答えた人の割合	就学前児童保護者	26.6%	↗
	小学1~3年生保護者	30.1%	
⑧ 「これまでにインターネットを利用して困ったことや嫌なことはない」と答えた人の割合	小学5年生	89.0%	↗
	中学2年生	86.1%	
<施策5> 家庭や地域の子育て力・教育力の向上			
⑨ 「子どもの教育に関して悩んだり、気にしたりしている」と答えた人の割合	小学1~3年生保護者	65.0%	↘
⑩ 「地域で子育てを温かく見守る雰囲気がある」と答えた人の割合	就学前児童保護者	29.2%	↗
	小学1~3年生保護者	34.4%	
<施策6> 子ども・若者の社会参加の促進			
⑪ 「気軽に利用できる遊び場が整っている」と答えた人の割合	就学前児童保護者	25.4%	↗
	小学1~3年生保護者	21.7%	
⑫ 「宝塚市が好き」と答えた人の割合	小学5年生	93.7%	↗
	中学2年生	88.2%	
⑬ 「宝塚市政に意見を述べたり、参画する機会がある」と感じている」と答えた人の割合	高校生世代	20.3%	↗
	若者世代	17.6%	
⑭ 「宝塚市の暮らしに満足している」と答えた人の割合	高校生世代	86.6%	↗
	若者世代	86.2%	

出典：①②③④⑤⑦⑨⑩⑪ 子育て支援に関するアンケート調査報告書（令和5年度）

⑥⑧⑫ 子ども等の意識や生活に関するアンケート調査報告書（令和5年度）

⑬⑭ 高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査報告書（令和5年度）

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業※」の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされており、本章では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域を設定するとともに、「量の見込み（需要量）」と「確保方策（供給量）」を定めます。

なお、提供区域は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育等の利用状況、その他の条件を総合的に勘案して、設定することとされています。

【参考：宝塚市の0～17歳の推計人口】

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	1,204	1,155	1,133	1,080	1,052
1歳	1,217	1,224	1,171	1,149	1,073
2歳	1,385	1,241	1,235	1,171	1,132
3歳	1,513	1,409	1,236	1,220	1,143
4歳	1,567	1,524	1,394	1,222	1,200
5歳	1,687	1,559	1,513	1,378	1,206
6歳	1,887	1,704	1,565	1,505	1,366
7歳	1,932	1,873	1,688	1,548	1,489
8歳	1,962	1,917	1,862	1,677	1,538
9歳	2,010	1,951	1,905	1,850	1,668
10歳	1,997	1,991	1,932	1,885	1,837
11歳	2,138	1,986	1,982	1,923	1,877
12歳	2,107	2,118	1,961	1,966	1,905
13歳	2,107	2,090	2,102	1,951	1,951
14歳	2,160	2,087	2,074	2,086	1,937
15歳	2,171	2,139	2,073	2,062	2,073
16歳	2,173	2,153	2,112	2,053	2,045
17歳	2,199	2,167	2,147	2,107	2,049
計	33,416	32,288	31,085	29,833	28,541

注：令和6年3月31日までの人口統計データ（個人が特定されないよう、人口が極めて少数である地区の数値を0に置き換えたもの）を基に「コードホート変化率法」を使用し、推計しています。

推計にあたっては、町丁目毎の年齢別将来人口を市全体で集計するなど、市独自に算出したものであり、他の研究機関等による推計人口と異なる場合があります。

※ 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法において、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、市町村が実施することとされている事業。
(本計画書P.45~60に本市の取組を記載)

1. 教育・保育

(1) 提供区域

市内において、地域ごとに児童数の増減傾向や教育・保育施設の立地状況、利用実態等に大きくばらつきが見られるため、児童数の動向や施設立地状況等を市の全域で補完することとし、市全域を1つの区域とします。

(2) 量の見込みと確保方策

- 量の見込みについて、国が示した所定の算出方法（国の手引き）に従い、アンケート調査を基に算出しましたが、現在の利用実績と乖離した部分があったことから、次のとおり補正を行いました。
 - 0歳児の量の見込みについては、アンケート調査において、0歳児の産前産後休業・育児休業中と回答した方は、保育を利用しないため、算出の対象外としました。
 - アンケート調査の結果から見込まれる1歳以降の保育ニーズの上昇を勘案して保育利用率を補正しました。2歳時点で保育を利用する方は、3歳になった後も引き続き保育を利用すると考えられますが、令和10年度以降、3～5歳の2号認定の利用率が前年度の2歳児の保育利用率を下回るため、3～5歳の2号認定の利用率を前年度の2歳児の保育利用率に対応させることとしました。
- 確保方策については、令和7年度以降についても保育所等定員の弾力運用を活用し、各年度・各認定区分とも量の見込みに対する受入枠を確保します。

単位：人

			令和7年度（2025年度）					令和8年度（2026年度）							
			1号認定		2号認定		3号認定	1号認定		2号認定		3号認定			
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳			
認定こども園 幼稚園			幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所			認定こども園 幼稚園	幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所				
①量の見込み (保育利用率)			1,488 (31.2%) (40.9%)	463 (9.7%)	2,493 (52.3%)	269 (22.3%)	742 (61.0%)	845 (61.0%)	1,447 (32.2%)	436 (9.7%)	2,349 (52.3%)	259 (22.4%)	759 (62.0%)		
(48.8%)									(41.9%)				(49.4%)		
確保方策	特定教育・ 保育施設※		認定こども園	425	111	0	24	40	446	723	81	182	232		
	保育所				2,382	269	637	714		1,626	178	479	489		
	幼稚園		344						324						
	特定地域型 保育事業※		小規模保育事業所※			0	31	30			0	31	30		
	新制度に移行 しない幼稚園※		719						677						
	幼稚園及び 預かり保育		463						436						
	その他		企業主導型保育 地域枠※		0	0	21	18		0	0	21	18		
認可外保育施設 (指定保育所※)					0	0	29	43		0	0	46	0		
②計			1,951	2,493	269	742	845		1,883	2,349	259	759	769		
②-①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※ 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度に基づく給付を受ける施設として、市が確認する幼稚園、保育所、認定こども園。

※ 小規模保育事業所

保育士の職員配置や設備等について、認可保育所とほぼ同じ基準で保育の運営を行う、乳幼児（0～2歳児）を対象とした、定員が6人以上19人以下の保育事業所。

※ 企業主導型保育（地域枠）

企業が内閣府から助成を受けて運営を行う、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するための保育施設において、地域住民が利用可能な枠。

※ 特定地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度に基づく給付を受ける事業所として、市が確認する事業所が実施する地域型保育事業（0～2歳の乳幼児を対象とした定員19人までの保育事業）。

※ 新制度に移行しない幼稚園

子ども・子育て支援新制度に移行せず、市町村からの給付を受けるための市の確認を受けない私立幼稚園。

※ 指定保育所

市が定める一定の基準を満たし、市が指定、助成を行う認可外保育所。

単位：人

			令和9年度（2027年度）						令和10年度（2028年度）						
			1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所
①量の見込み (保育利用率)	特定教育・ 保育施設	認定こども園	1,338	402	2,167	253	749	790	1,237	371	2,073	243	747	761	
			(32.3%)	(9.7%)	(52.3%)	(22.3%)	(64.0%)	(64.0%)	(32.4%)	(9.7%)	(54.3%)	(22.5%)	(65.0%)	(65.0%)	
			(42.0%)			(50.6%)			(42.1%)				(51.5%)		
	特定地域型 保育事業	認定こども園	415	667	79	182	232	386	638	72	182	232			
		保育所			1,500	174	479	522			1,435	171	479	499	
		幼稚園	299					275							
	小規模保育事業所					0	31	30			0	31	30		
	新制度に移行 しない幼稚園		624					576							
	幼稚園及び 預かり保育		402					371							
	企業主導型保育 地域枠			0	0	21	6			0	0	21	0		
	認可外保育施設 (指定保育所)			0	0	36	0			0	0	34	0		
	②計		1,740	2,167	253	749	790	1,608	2,073	243	747	761			
	②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

単位：人

			令和11年度（2029年度）							
			1号認定		2号認定		3号認定			
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所
①量の見込み (保育利用率)	特定教育・ 保育施設	認定こども園	1,153	345	1,961	235	715	754		
			(32.5%)	(9.7%)	(55.3%)	(22.3%)	(66.6%)	(66.6%)		
			(42.2%)			(52.3%)				
	特定地域型 保育事業	認定こども園	362	605	70	182	232			
		保育所			1,356	165	479	492		
		幼稚園	256							
	小規模保育事業所				0	31	30			
	新制度に移行 しない幼稚園		535							
	幼稚園及び 預かり保育		345							
	企業主導型保育 地域枠			0	0	21	0			
	認可外保育施設 (指定保育所)			0	0	2	0			
	②計		1,498	1,961	235	715	754			
	②-①		0	0	0	0	0			

2. 地域子ども・子育て支援事業※

(1) 利用者支援事業

子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援し、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。以下の4類型に分類されます。

類型	事業内容
基本型	身近な場所で、子育て家庭等から相談を受け、子育て支援に関する情報提供や助言・支援を行うとともに、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、関係機関との連絡調整等を行う。
特定型	保育所や保育サービスに関する情報提供や利用に向けての相談・支援等を行う。
こども家庭センター型	母子保健と児童福祉が連携して、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、相談・支援等を行う。
妊婦等包括相談支援事業型	面談等により、妊婦及びその配偶者等の心身の状況等を把握し、継続的に相談等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。

【実施施設】

- ・基本型：子ども家庭支援センター、地域児童館・子ども館
- ・特定型：市役所本庁舎
- ・こども家庭センター型：健康センター、たからっ子総合相談センター「あのね」
- ・妊婦等包括相談支援事業型：こども家庭センター型と同施設

①提供区域

基本型については、地域児童館・子ども館を拠点とした子育て支援を進める本市の実情に応じて、7ブロック※を区域とします。他の類型は、今後の将来推計人口や地域特性、利用状況等を勘案して、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・アンケート調査の結果から、サービスの利用や適時に必要な情報が得られるよう、ひとりひとりに合った情報提供や切れ目のない相談支援が求められています。
- ・量の見込みについては、それらのニーズ等を勘案し、基本型8か所、特定型1か所、こども家庭センター型2か所とし、妊婦等包括相談支援事業型については、妊娠届出数は過去の実績を勘案して算出し、面談回数は妊娠中2回、出産後1回として算出しました。
- ・確保方策については、引き続き、特定型1か所、こども家庭センター型2か所で実施します。基本型については、令和11年度までに7か所、令和12年度に1か所追加し、8か所での実施を目指します。妊婦等包括相談支援事業型については、量の見込みに対応できるよう、提供体制を確保します。

※ 地域子ども・子育て支援事業

P.42 参照

※ 7ブロック

P.14 参照

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
基本型	量の見込み（単位:か所）	8	8	8	8	8
	第1ブロック	1	1	1	1	1
	第2ブロック	1	1	1	1	1
	第3ブロック	2	2	2	2	2
	第4ブロック	1	1	1	1	1
	第5ブロック	1	1	1	1	1
	第6ブロック	1	1	1	1	1
	第7ブロック	1	1	1	1	1
	確保方策（単位:か所）	1	2	3	6	7
	第1ブロック	いずれかで 1	いずれかで 2	いずれかで 3	いずれかで 6	いずれかで 7
	第2ブロック					
	第3ブロック					
	第4ブロック					
	第5ブロック					
	第6ブロック					
	第7ブロック					
特定型	量の見込み（単位:か所）	1	1	1	1	1
	確保方策（単位:か所）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み（単位:か所）	2	2	2	2	2
	確保方策（単位:か所）	2	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業型	量の見込み	妊娠届出数	1,250	1,225	1,200	1,176
		面談回数 (1組当たり)	3回	3回	3回	3回
		面談合計回数	3,750回	3,675回	3,600回	3,528回
	確保方策	3,750回	3,675回	3,600回	3,528回	3,456回

【地域子育て相談機関】

地域子育て相談機関は、子育て世帯を対象とした相談や情報提供、こども家庭センター等との連絡調整等を行う、地域の身近な相談機関であり、こども家庭センターを補完することが期待されています。

宝塚市においては、利用者支援事業 基本型と併せて、地域の身近な相談機関として地域子育て相談機関を整備する予定としています。利用者支援事業 基本型における利用者支援専門員が、各利用者と地域の子育て資源等のコーディネートや今後各地域に展開する予定の地域子育て相談機関及びこども家庭センターとの連携・調整を行うことで、各利用者への支援を強化する予定です。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
地域子育て 相談機関	量の見込み（単位:か所）	8	8	8	8	8
	第1ブロック	1	1	1	1	1
	第2ブロック	1	1	1	1	1
	第3ブロック	2	2	2	2	2
	第4ブロック	1	1	1	1	1
	第5ブロック	1	1	1	1	1
	第6ブロック	1	1	1	1	1
	第7ブロック	1	1	1	1	1
	確保方策（単位:か所）	1	2	3	6	7
	第1ブロック	いずれかで 1	いずれかで 2	いずれかで 3	いずれかで 6	いずれかで 7
	第2ブロック					
	第3ブロック					
	第4ブロック					
	第5ブロック					
	第6ブロック					
	第7ブロック					

(2) 時間外保育事業

保育認定を受け、保育所等に入所している子どもについて、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を超え、延長して保育を実施する事業です。

【実施施設】

認可保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所※

①提供区域

教育・保育と利用実態が共通であるため、教育・保育と同様、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の利用実績や働き方の多様化等によるコロナ禍以降のニーズの減少を勘案して算出しました。
- ・確保方策について、必要性を満たす希望者はすべて受け入れていること、量の見込みが認可保育施設等の施設定員の範囲内であることから、確保方策は量の見込みと同数にしました。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	394	361	331	304	279
確保方策	394	361	331	304	279

※ 小規模保育事業所

P.43 参照

(3) 放課後児童健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場として、小学校の余裕教室等で放課後児童クラブ（公営の地域児童育成会※・民営の放課後児童クラブ）を開設し、健全な育成を図る事業です。

【実施施設】

公営：市立小学校、民営：各小学校区内施設

①提供区域

地域特性や利用状況、施設の整備状況等を勘案して、小学校区を区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の保育所入所者数や地域児童育成会への申込数を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、低学年の待機児童対策を優先的に各校区の実情に合わせて策を講じ、対応していきます。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2,633	2,618	2,532	2,465	2,442
1年生	847	812	752	764	786
2年生	781	792	757	702	711
3年生	638	650	659	628	582
4年生	255	255	256	263	249
5年生	88	82	84	83	87
6年生	24	27	24	25	27
確保方策	2,398	2,495	2,532	2,465	2,442

※ 地域児童育成会

P.26 参照

■ 量の見込みと確保方策（学校ごと・低学年・高学年別）

単位：人

		低学年（1年生～3年生）					高学年（4年生～6年生）					合計				
		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
全市域	量の見込み	2,266	2,254	2,168	2,094	2,079	367	364	364	371	363	2,633	2,618	2,532	2,465	2,442
	確保方策	2,189	2,214	2,168	2,094	2,079	209	281	364	371	363	2,398	2,495	2,532	2,465	2,442
良元小	量の見込み	68	67	79	83	88	19	16	11	15	15	87	83	90	98	103
	確保方策	68	67	79	83	88	12	13	11	15	15	80	80	90	98	103
仁川小	量の見込み	141	135	132	124	131	13	14	15	20	14	154	149	147	144	145
	確保方策	110	135	132	124	131	0	14	15	20	14	110	149	147	144	145
未成小	量の見込み	83	101	80	72	60	10	13	19	17	22	93	114	99	89	82
	確保方策	83	101	80	72	60	10	13	19	17	22	93	114	99	89	82
光明小	量の見込み	45	40	36	43	50	5	7	10	7	6	50	47	46	50	56
	確保方策	45	40	36	43	50	5	7	10	7	6	50	47	46	50	56
高司小	量の見込み	58	61	60	52	54	12	11	13	12	11	70	72	73	64	65
	確保方策	58	61	60	52	54	12	11	13	12	11	70	72	73	64	65
未広小	量の見込み	74	69	55	60	59	20	15	17	15	11	94	84	72	75	70
	確保方策	74	69	55	60	59	6	11	17	15	11	80	80	72	75	70
宝塚第一小	量の見込み	190	197	200	182	170	30	28	25	30	30	220	225	225	212	200
	確保方策	185	185	200	182	170	0	0	25	30	30	185	185	225	212	200
西山小	量の見込み	124	125	103	98	90	21	15	15	14	13	145	140	118	112	103
	確保方策	124	125	103	98	90	21	15	15	14	13	145	140	118	112	103
逆瀬台小	量の見込み	46	47	57	53	51	10	9	5	10	10	56	56	62	63	61
	確保方策	46	47	57	53	51	10	9	5	10	10	56	56	62	63	61
すみれガ丘小	量の見込み	36	39	36	30	29	11	7	5	6	8	47	46	41	36	37
	確保方策	36	39	36	30	29	11	7	5	6	8	47	46	41	36	37
宝塚小	量の見込み	191	189	182	170	167	24	30	28	26	28	215	219	210	196	195
	確保方策	191	189	182	170	167	4	30	28	26	28	195	219	210	196	195
壳布小	量の見込み	141	132	129	113	99	20	18	14	19	15	161	150	143	132	114
	確保方策	138	132	129	113	99	0	6	14	19	15	138	138	143	132	114
小浜小	量の見込み	99	102	93	83	77	15	18	22	21	22	114	120	115	104	99
	確保方策	80	102	93	83	77	0	8	22	21	22	80	110	115	104	99
美座小	量の見込み	61	59	58	53	50	11	14	12	12	13	72	73	70	65	63
	確保方策	61	59	58	53	50	11	14	12	12	13	72	73	70	65	63
安倉小	量の見込み	94	97	89	95	94	8	6	8	8	8	102	103	97	103	102
	確保方策	94	97	89	95	94	8	6	8	8	8	102	103	97	103	102
安倉北小	量の見込み	67	70	81	92	103	12	15	12	14	17	79	85	93	106	120
	確保方策	67	70	81	92	103	12	10	12	14	17	79	80	93	106	120
長尾小	量の見込み	216	199	187	202	217	43	38	36	30	27	259	237	223	232	244
	確保方策	216	199	187	202	217	33	38	36	30	27	249	237	223	232	244
長尾南小	量の見込み	155	168	163	164	162	19	17	18	21	24	174	185	181	185	186
	確保方策	140	140	163	164	162	0	0	18	21	24	140	140	181	185	186
丸橋小	量の見込み	73	63	64	64	68	11	17	14	13	13	84	80	78	77	81
	確保方策	73	63	64	64	68	7	17	14	13	13	80	80	78	77	81
長尾台小	量の見込み	54	58	58	54	47	6	8	10	11	12	60	66	68	65	59
	確保方策	54	58	58	54	47	6	8	10	11	12	60	66	68	65	59
中山台小	量の見込み	95	91	92	82	86	20	18	20	20	16	115	109	112	102	102
	確保方策	95	91	92	82	86	20	18	20	20	16	115	109	112	102	102
山手台小	量の見込み	144	136	127	116	116	26	28	33	30	27	170	164	160	146	143
	確保方策	140	136	127	116	116	20	24	33	30	27	160	160	160	146	143
西谷小	量の見込み	11	9	7	9	11	1	2	2	0	1	12	11	9	9	12
	確保方策	11	9	7	9	11	1	2	2	0	1	12	11	9	9	12

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、市の指定している児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。（子育て家庭ショートステイ）

【実施施設】

市の指定する児童養護施設等

①提供区域

今後の将来推計人口や地域特性、利用状況等を勘案して、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績とアンケート調査の結果等から見込まれる潜在的ニーズを勘案して算出しました。
- ・確保方策については、指定施設の追加や里親の活用など、引き続き量の見込みに対応できるよう、提供体制の強化に努めます。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	184	184	184	184	184
確保方策	184	184	184	184	184

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

①提供区域

事業の性質等から、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、0歳児の推計人口と同数としました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	対象者数	1,204	1,155	1,133	1,080	1,052
	訪問人数	1,204	1,155	1,133	1,080	1,052
確保方策 (実施体制)		27	27	27	27	27
		実施機関：宝塚市（保健師・助産師） 委託先：個人（保健師・助産師）				

(6-1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な子どもや妊産婦等のいる家庭を訪問し、相談・助言等の支援を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

①提供区域

事業の性質等から、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績と0歳児の推計人口を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,324	1,278	1,258	1,208	1,182
確保方策 (実施体制)	307	307	307	307	307
実施機関：宝塚市（家庭相談員・保健師・助産師） 委託先：個人（保健師・助産師）、民生委員・児童委員					

(6-2) 子育て世帯訪問支援事業

家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施する事業です。

①提供区域

事業の性質等から、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績と事業の周知によるニーズの増加を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、引き続きヘルパーを確保しながら対応していきます。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	262	279	297	316	336
確保方策	262	279	297	316	336

(6-3) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

①提供区域

今後の将来推計人口や地域特性等を勘案して、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、養育環境等に課題がある児童と家庭のうち、一定程度の利用見込みを想定し、算出しました。
- ・確保方策については、令和9年度までは実施に向け研究を進め、令和10年度以降、量の見込みに対応できるよう体制の確保に努め、必要に応じて、量の見込み及び確保方策の見直しを行います。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	0	0	0	20	20

(6-4) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等のペアレント・トレーニングを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安の相談・共有の場を設ける等、親子間における適切な関係性を構築するための必要な支援を行う事業です。

①提供区域

事業の性質等から、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	29	29	29	29	29
確保方策	29	29	29	29	29

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者の相互交流や子育ての相談等ができる場所（子育てひろば）を提供する事業です。

【実施施設】

- ・きらきらひろば（フレミラ宝塚内）・児童館・子ども館
- ・地域子育て支援センター「すこやか」（わかくさ保育所内）・「すくすく」（米谷保育所内）
- ・子育てひろば シュークリーム（やまぼうし保育園内）

①提供区域

地域児童館・子ども館を拠点とした子育て支援を進める本市の実情に応じて、7ブロックを区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、出前児童館等のソフト事業の充実により、引き続き場所の確保を図ります。

単位：人日（年間延べ日数）

ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（単位：人）	43,998	39,649	35,966	32,834	30,159
第1	6,236	5,304	4,511	3,837	3,263
第2	4,198	3,762	3,372	3,022	2,709
第3	11,509	10,413	9,421	8,524	7,712
第4	6,135	4,729	3,646	2,811	2,167
第5	7,584	7,713	7,845	7,979	8,115
第6	5,629	5,333	5,052	4,786	4,534
第7	2,707	2,395	2,119	1,875	1,659
確保方策（単位：か所）	13	13	13	13	13
第1	2	2	2	2	2
第2	1	1	1	1	1
第3	2	2	2	2	2
第4	2	2	2	2	2
第5	2	2	2	2	2
第6	3	3	3	3	3
第7	1	1	1	1	1

(8-1) 一時預かり事業（幼稚園型）

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間を超え、延長して子どもを預かる事業です。

【実施施設】

公私立幼稚園・認定こども園

①提供区域

教育・保育と利用実態が共通であるため、教育・保育と同様、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績を勘案して算出しました。
 - ・確保方策については、公私立幼稚園での預かり保育を引き続き実施します。
 - ・市内の私立幼稚園について、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している施設はないことから、市民の市外施設における利用のみを対象としています。
- 今後、市内の私立幼稚園が同事業を実施する場合は、量の見込み及び確保方策の見直しを行います。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	20,080	20,519	20,968	21,428	21,899
確保方策	20,080	20,519	20,968	21,428	21,899

(8-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業〔就学前〕

保護者の出産やリフレッシュ、短期のパートタイム就労等、子育て家庭のニーズに合わせて保育所等で就学前の子どもを一時的に預かる事業です。

【実施施設】

公私立保育所、宝塚市ファミリーサポートセンター

①提供区域

今後の将来推計人口や地域特性、利用状況、事業の性質等を勘案して、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・一時預かり事業の量の見込みについては、アンケート調査の結果によるニーズ量推計と過去の実績を勘案して算出しました。

子育て援助活動支援事業の量の見込みについては、共働き世帯が増えていることから、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）による保育所等の保育開始前・終了後の子どもの預かりや、保育所等の送迎などのニーズが高水準を維持する見込みであり、それらのニーズを勘案して算出しました。

- ・確保方策については、保育所等における一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業により確保を図ります。
- ・ファミリーサポートセンター事業については、引き続き会員を確保しながら対応していきます。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	19,977	19,977	19,977	19,977	19,977
確保方策	19,977	19,977	19,977	19,977	19,977
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
子育て援助活動支援事業 〔就学前〕	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977

(9) 病児保育事業

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業です。

【実施施設】

病児保育室

①提供区域

今後の将来推計人口や地域特性、利用状況等を勘案して、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者が減少していましたが、同感染症の5類移行に伴い、令和5年度から利用者数が回復傾向にあるため、コロナ禍以前の利用者数に回復することを見込み、前計画と同数としました。
- ・確保方策については、市内2か所で実施する病児保育室により、確保を図ります。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,814	1,814	1,814	1,814	1,814
確保方策	1,814	1,814	1,814	1,814	1,814
箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
定員	12人	12人	12人	12人	12人

(10) 子育て援助活動支援事業〔就学後〕

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業です。（ファミリーサポートセンター事業）

①提供区域

事業の性質等から、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、共働き世帯が増えていることから、放課後児童クラブ（地域児童育成会※・民間放課後児童クラブ※）への送迎やその前後の子どもの預かりに対するニーズが増加する見込みであり、それらのニーズと過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、引き続き会員を確保しながら対応していきます。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535
確保方策	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535

※ 地域児童育成会

P.26 参照

※ 民間放課後児童クラブ

P.26 参照

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。（健康診査は医療機関で行われ、最大14回分を市が助成しています。）

①提供区域

今後の将来推計人口や地域特性、利用状況等を勘案して、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績と0歳児の推計人口を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き提供体制を確保します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	助成券申請者数	1,310人	1,261人	1,239人	1,186人	1,158人
	助成実人数	1,801人	1,765人	1,730人	1,695人	1,661人
	健診回数	14,672回	14,123回	13,877回	13,283回	12,970回
確保方策	実施場所	病院、診療所、助産所				
	実施医療機関数	212機関				
	検査項目	定期検査・血液検査・超音波検査など				
	実施時期	<ul style="list-style-type: none">・6か月まで 4週間に1回・9か月まで 2週間に1回・10か月以降 1週間に1回				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設※等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加費用、副食材料費等の一部を助成する事業です。

①提供区域

事業の性質等から、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き適正に助成を行います。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	105	105	105	105	105
確保方策	105	105	105	105	105

※ 特定教育・保育施設

P.43 参照

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への新規参入事業者に対する相談・助言等を行う巡回支援や、幼児教育・保育無償化の対象外の施設に在籍する児童の保護者へ利用料の一部を助成する事業です。

①提供区域

事業の性質等から、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

・量の見込みについて、新設参入事業者への巡回支援は、新設した認可保育所等の設置箇所数としました。

幼児教育・保育無償化の対象外施設の利用料助成は、過去の実績を勘案して算出しました。

・確保方策について、新設参入事業者への巡回支援は、新設園の事業の開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保が図られるよう、引き続き支援を行います。

幼児教育無償化の対象外施設の利用料助成においては、量の見込みに対応できるよう、引き続き適正に助成を行います。

単位：か所

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
新設参入事業者 への巡回支援	量の見込み	1	0	0	0	0
	確保方策	1	0	0	0	0
幼児教育・保育 無償化の対象外 施設の利用料助成	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4

(14) 産後ケア事業

安心して子育てができるように、助産師等の専門職が、出産直後の母子のこころと身体のケアを提供し、育児に関する相談等に応じて、健康をサポートする事業です。

【実施施設】

市が委託する医療機関等

①提供区域

事業の性質等から、市全域を1つの区域とします。

②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績と0歳児の推計人口を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、提供体制の確保及び充実を図ります。

単位：人日（年間延べ人数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,204	1,155	1,133	1,080	1,052
確保方策	1,204	1,155	1,133	1,080	1,052

3. 教育・保育等の一体的提供及び推進体制、給付等の円滑な実施

(1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

① 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園・保育所から認定こども園への移行について、教育・保育施設等の利用状況を踏まえつつ、希望する園がある場合には、相談対応や情報提供等、移行に向けた必要な支援を行います。

② 質の高い教育・保育に係る基本的な考え方と推進方策

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。質の高い教育・保育の提供を行うために、幼児教育センターが中心となり、教育・保育アドバイザー派遣、幼稚園教諭・保育士の質の向上のための研修、保幼小及び家庭との連携促進を図ります。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

① 運営等に関する事務の適切かつ円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の教育・保育施設の運営等に関する事務について、適切かつ円滑な実施に向け、引き続き教育・保育施設や県等の関係機関との連携・支援等を推進します。

② 外国につながる幼児への支援・配慮

本市に居住する海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業※の円滑な利用に向けて、引き続き自動翻訳機の活用や視覚的なコミュニケーション等により、保護者と円滑な意思疎通を図るとともに、国際・文化センター等において、事業の利用等に関する相談・支援を行います。

※ 地域子ども・子育て支援事業

P.42 参照

第6章 計画推進に向けて

計画の進行管理

めざすまちの姿の実現に向けて、P D C Aサイクルを核とした行政マネジメントシステム※により、施策の着実な推進を図ります。

(1) 庁内の体制

子ども施策に関わる主な関係課長で組織する「宝塚市こども計画推進検討会」を設置し、計画の進捗管理を行うとともに、関係部局間の緊密な連携に努めながら、計画の推進を図ります。

(2) 外部評価

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、知識経験者や教育・保育など関係機関・団体の代表、市民で組織する「宝塚市子ども審議会」を設置しています。本計画の策定及び施策の評価に当たっても、同審議会を意見聴取の場として位置付けており、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより高めていきます。

また、同審議会の審議内容はホームページで公開し、市民に周知を図ります。

※ 行政評価マネジメントシステム

「計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)」
を継続的に行うことにより、評価を改善に結びつけ、計画的
で効率的、効果的な行政経営を行うことをいう。

資料

1. 計画の策定体制と経過

(1) 策定経過（※計画策定に関するものに限る。）

年度・月	府内組織	審議会	市民等
令和5年度（2023年度）			
7月	・第1回子どもの貧困対策推進検討部会 ・第1回次世代育成支援行動計画等推進検討会		
8月		・第1回子ども審議会	
11月	・第2回次世代育成支援行動計画等推進検討会 ※書面開催	・第2回子ども審議会	
12月			・子ども等の意識や生活に関するアンケート調査
1月			・高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査 ・子育て支援に関するアンケート調査
2月			・子ども・若者ワークショップ
令和6年度（2024年度）			
4月	・第1回次世代育成支援行動計画等推進検討会	・第1回子ども審議会	
7月	・第1回子どもの貧困対策推進検討部会 ・第2回次世代育成支援行動計画等推進検討会	・第1回子ども審議会小委員会	
8月	・第1回子ども・子育て支援事業推進検討部会	・第2回子ども審議会 ・第2回子ども審議会小委員会 ・第3回子ども審議会小委員会 ・第4回子ども審議会小委員会	
10月		・第3回子ども審議会	
11月		・第4回子ども審議会	
12月～1月			・パブリック・コメント

(2) 宝塚市子ども審議会委員名簿

(区分別五十音順・敬称略)

区分	委員氏名	所属・役職名等	小委員会委員
知識経験者	伊藤 篤 ◎	甲南女子大学 人間科学部総合子ども学科 教授	
	中谷 奈津子 ○	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授	◎
	松島 京	相愛大学 人間発達学部子ども発達学科 教授	○
市長が適當と認める者	就学後児童保護者	石井 宏尚	宝塚市P T A協議会 会長
	家庭教育関係者	大西 登司惠	宝塚市社会教育委員の会議 委員
	母子保健関係者	椎山 美恵子	宝塚市助産師会 副会長
	教育関係者(学校教育)	田中 誠	宝塚市中学校長会 会長 (宝塚市立中山五月台中学校 校長)
	幼稚園(認定こども園) 児童の保護者	中村 未葉	私立幼稚園 保護者
	在宅乳幼児の保護者	西澤 千夏	親子育てグループ ベあ～ず 代表
	幼稚園代表	林田 桜子	宝塚市私立幼稚園連合会 会員 (宝塚武庫山幼稚園 園長)
	経済団体(事業主)	治部 陽介	宝塚商工会議所 会員 (一般社団法人チャイルドディング 代表理事)
	民生・児童委員 (地域福祉)	平原 雅明	宝塚市民生委員・児童委員連合会 副会長
	保育所児童の保護者会 代表	藤 由貴	宝塚市保育所保護者会連絡会 事務局員
	社会福祉協議会 (地域福祉)	藤井 真人	宝塚市社会福祉協議会 企画総務課 課長
	保育園代表	山田 慎治	宝塚市私立保育園長会 会長 (わかばのもり保育園 副園長)
	青少年関係者	山本 發男	宝塚市青少年補導委員連絡協議会 副会長
公募による市民	池田 尚子		
	秦 忍		
	柳井 ひとみ		
臨時委員	労働関係者	藤田 かおり	認定N P O法人 宝塚N P Oセンター 宝塚地域若者サポートステーション所属 総括コーディネーター
	障礙(がい)者団体代表	ベルテッリ かおる	宝塚市肢体不自由児者父母の会 副会長

◎：会長、○：副会長

◎：委員長、○：委員

(3) 質問

宝塚市質問第35号

宝塚市子ども審議会

(仮称) たからっ子「育み」プランの策定について（質問）

宝塚市子ども審議会条例第2条の規定により、標記のことについて質問します。

令和5年（2023年）11月29日

宝塚市長 山崎晴恵

(4) 答申

答申後に掲載予定

2. 主なアンケート結果

本資料の見方

- ・アンケート調査結果における各設問の母数n (number of case) は、有効回収数を表しています。
- ・図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていないものです。
- ・回答結果は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については合計値が100.0%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、各選択肢の合計が100.0%を超える場合があります。

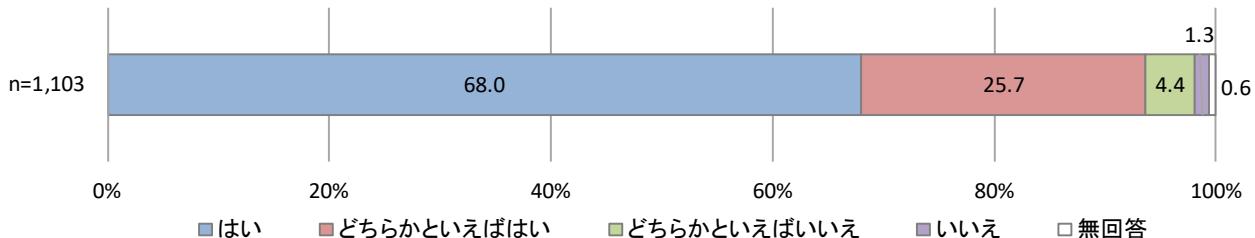
以下に掲載しているアンケート結果は、本計画書 P.41 の成果指標に関連するもののみを掲載しています。その他のアンケート結果をご覧にならたい場合は、市ホームページに、アンケート調査結果報告書の全編を掲載しています（市ホームページ ID：1056891）ので、そちらからご覧ください。右記の二次元コードからもご覧いただけます。



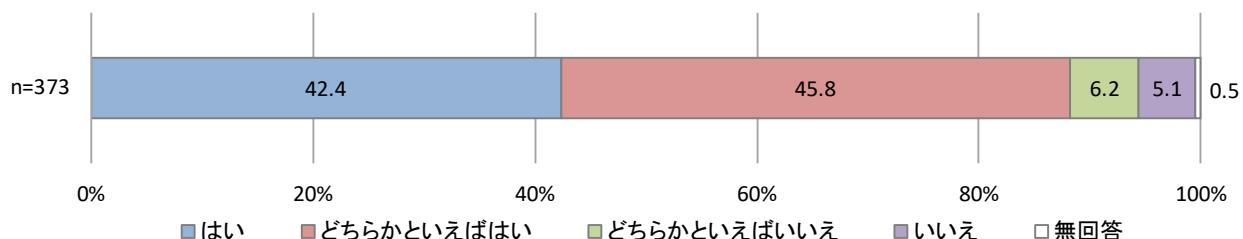
(1) 子ども等の意識や生活に関するアンケート調査結果（抜粋）

◆あなたは、宝塚市が好きですか。

(小学校5年生)

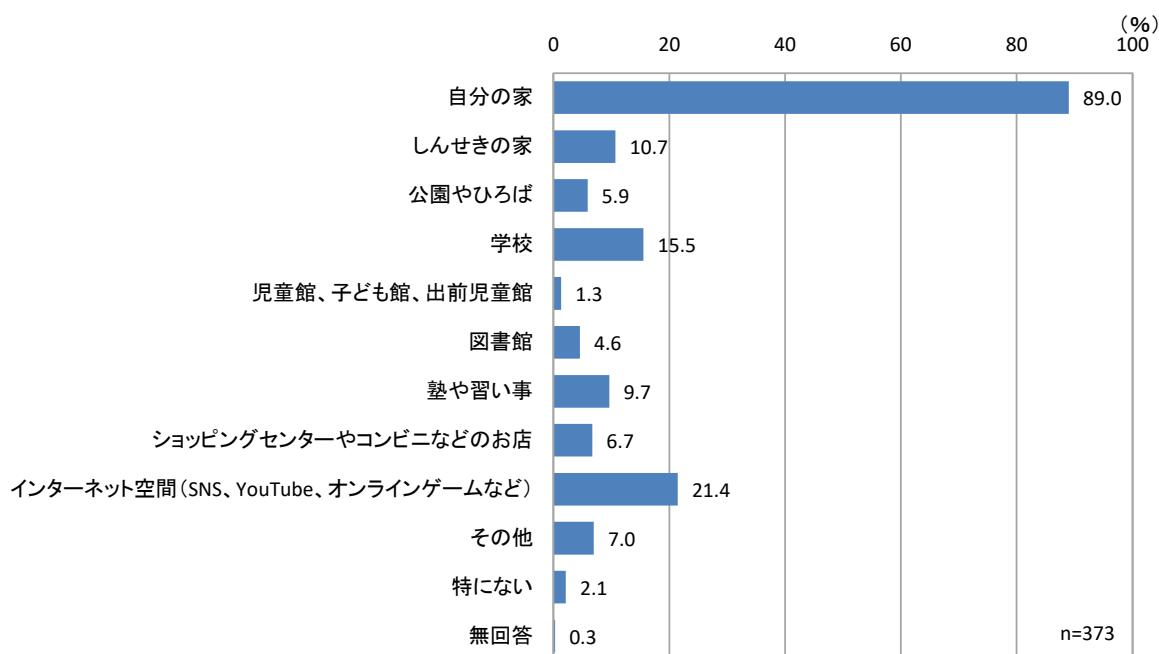


(中学校2年生)



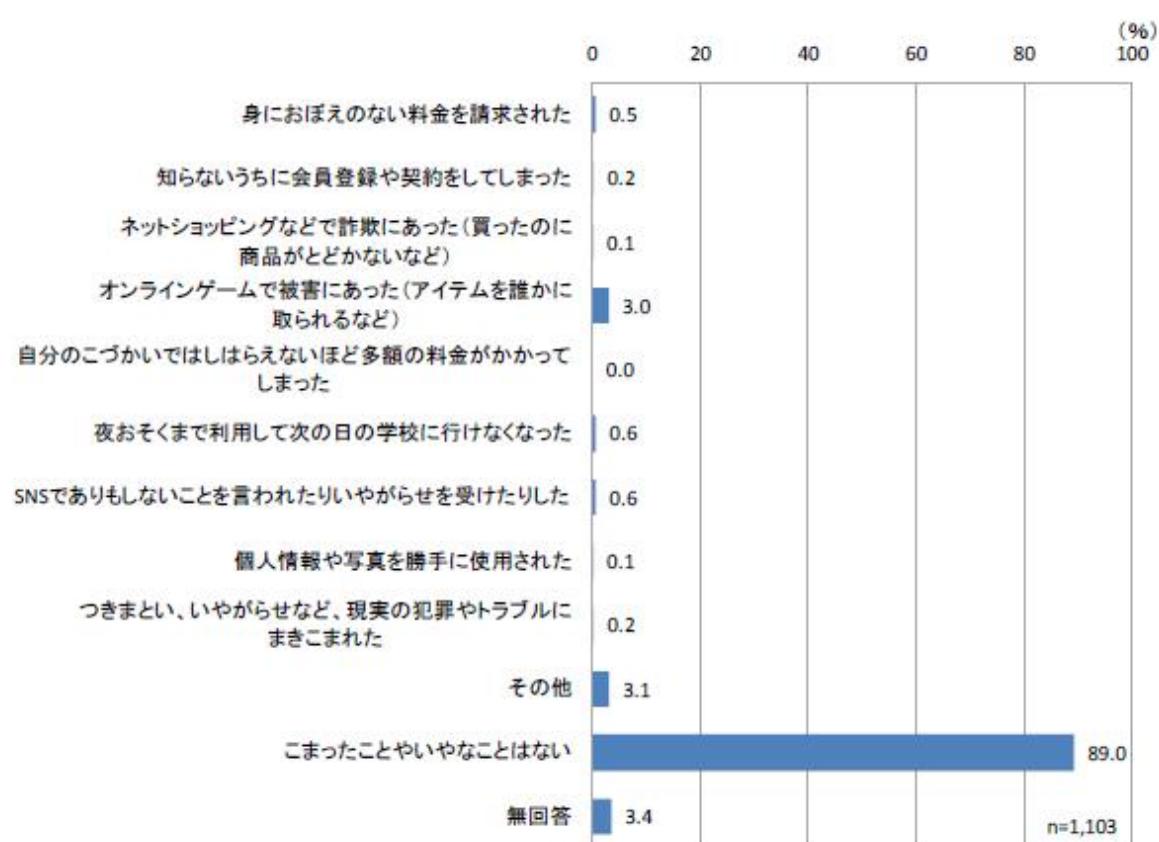
◆今あなたにとっての居場所(ほっとできる場所、居心地の良い場所など)はどこですか。(いくつでも)

(中学校2年生)

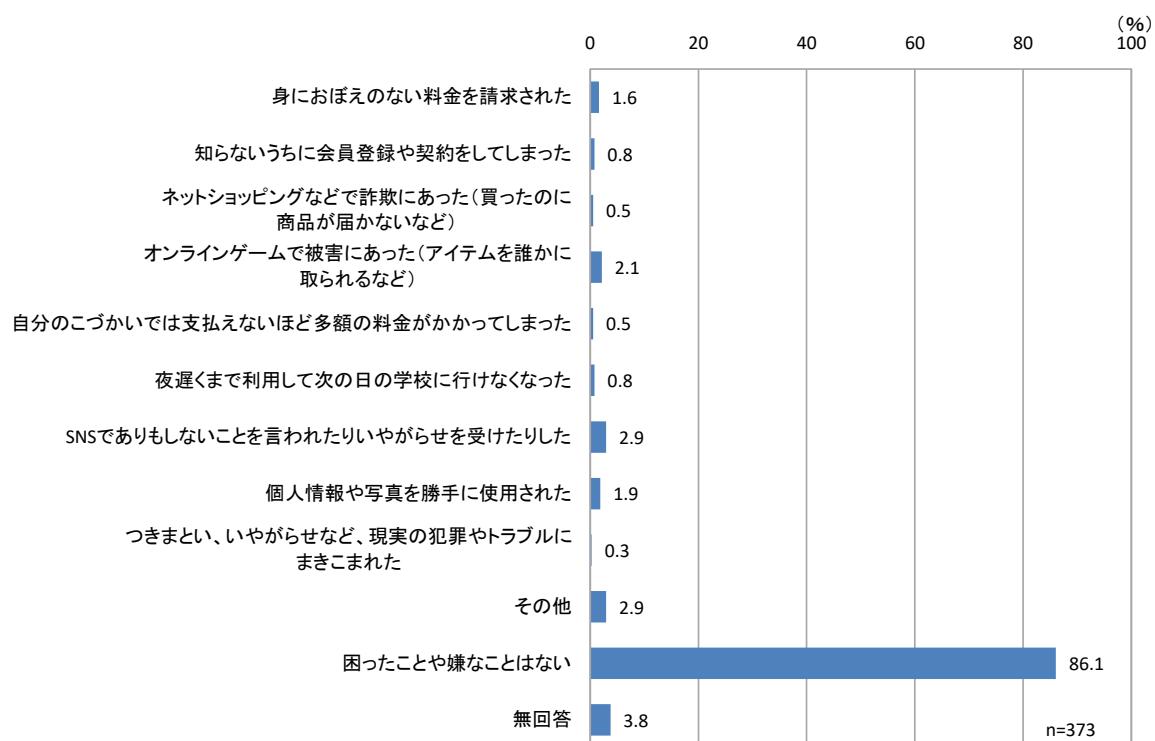


◆これまでにインターネットを利用して困ったことや嫌なことがありますか。(いくつでも)

(小学校5年生)

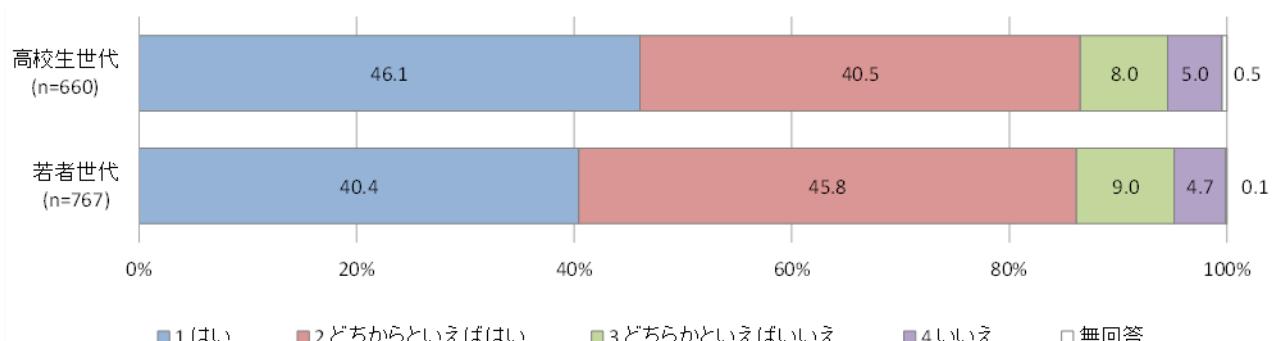


(中学校2年生)

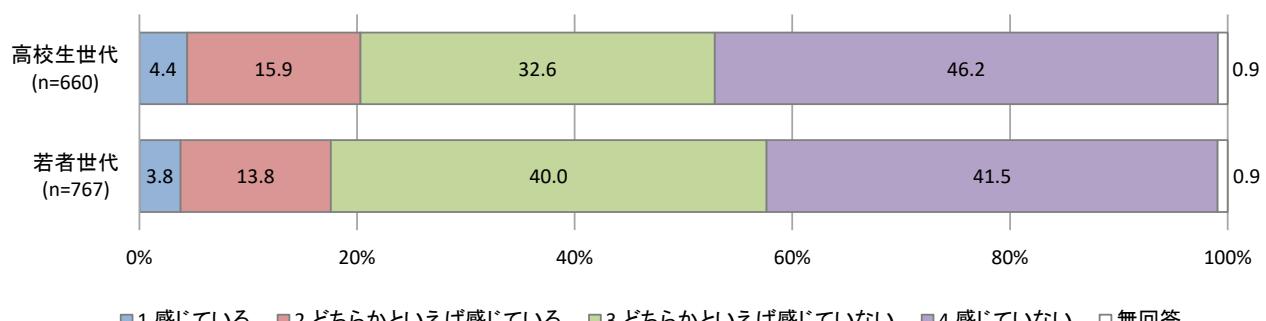


(2) 高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査結果（抜粋）

◆宝塚市の暮らしに満足していますか。(1つだけ)

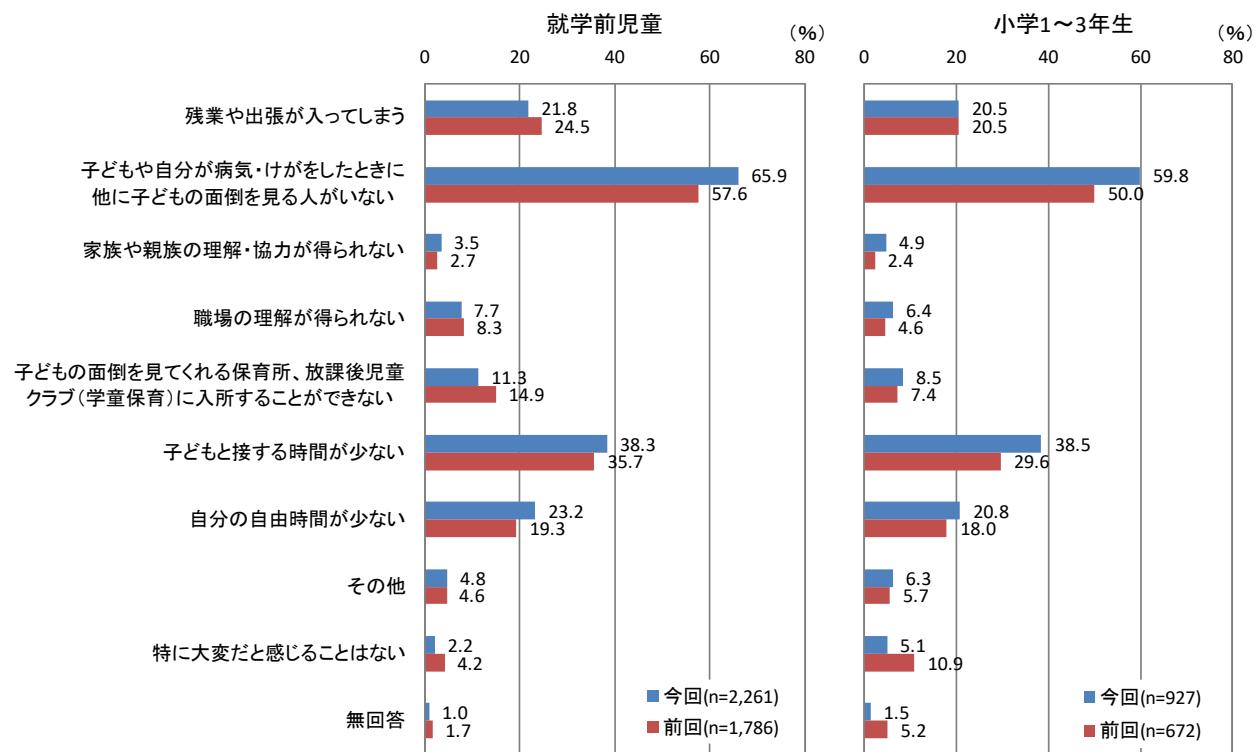


◆宝塚市政に意見を述べたり、参画する機会があると感じていますか。(1つだけ)

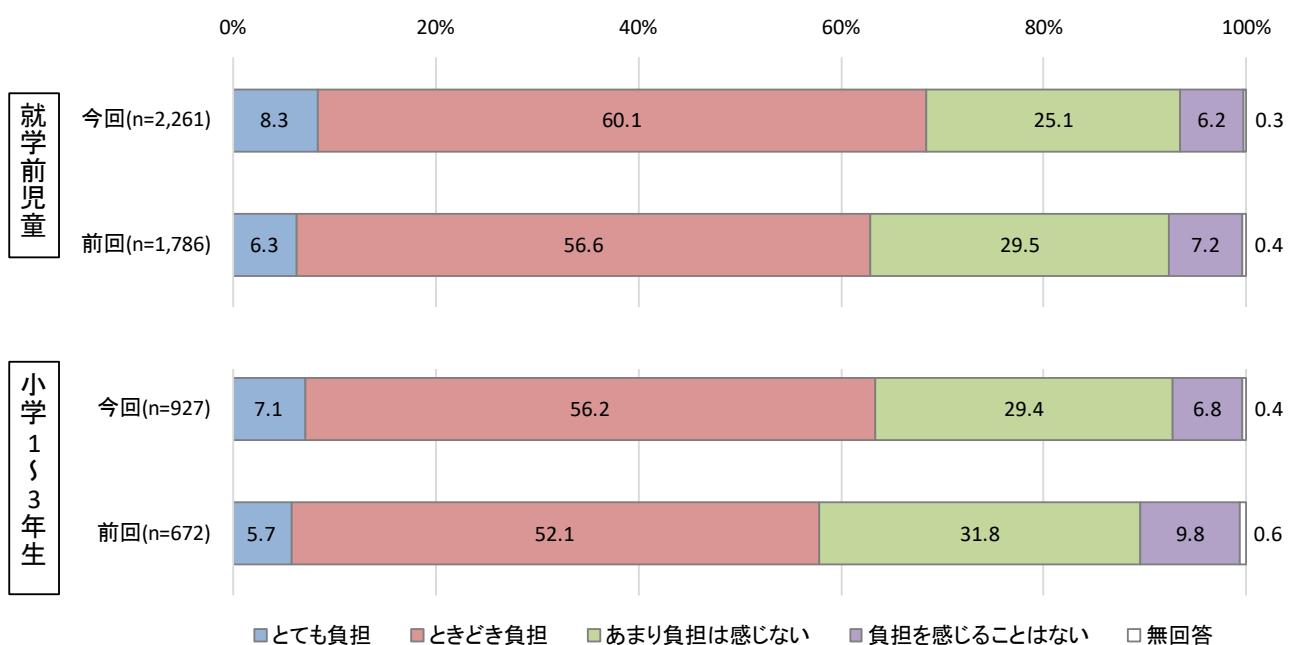


(3) 子育て支援に関するアンケート調査結果（抜粋）

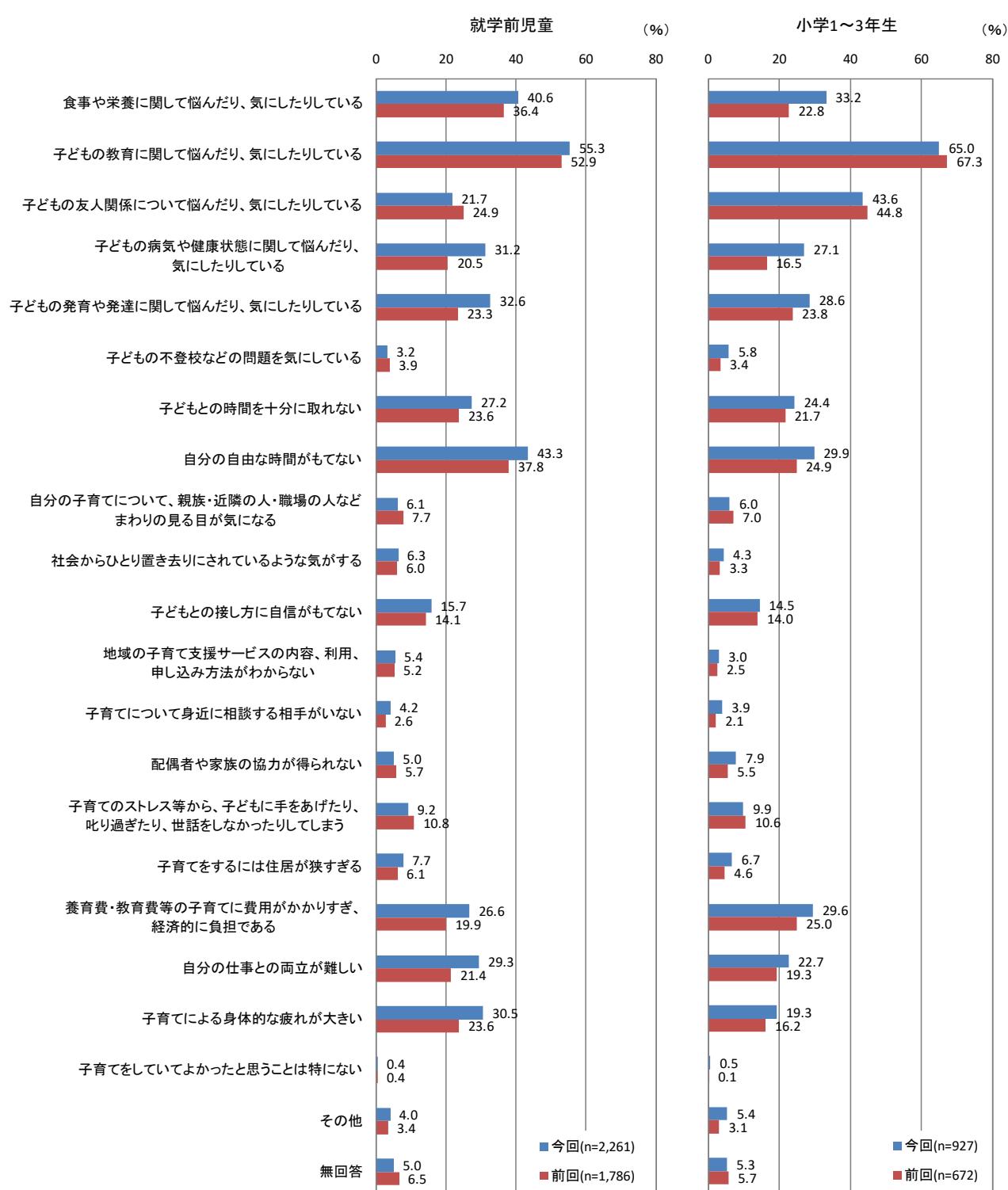
◆仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか。(2つまで)



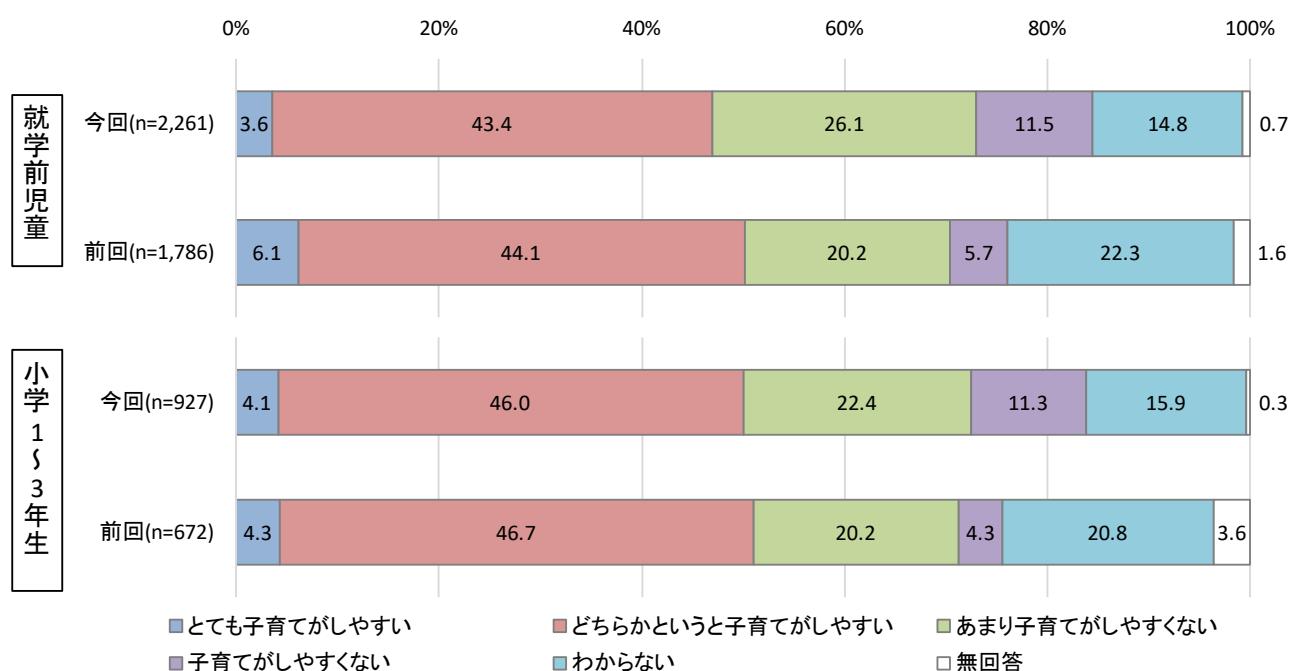
◆子育てに負担を感じることがありますか。(1つだけ)



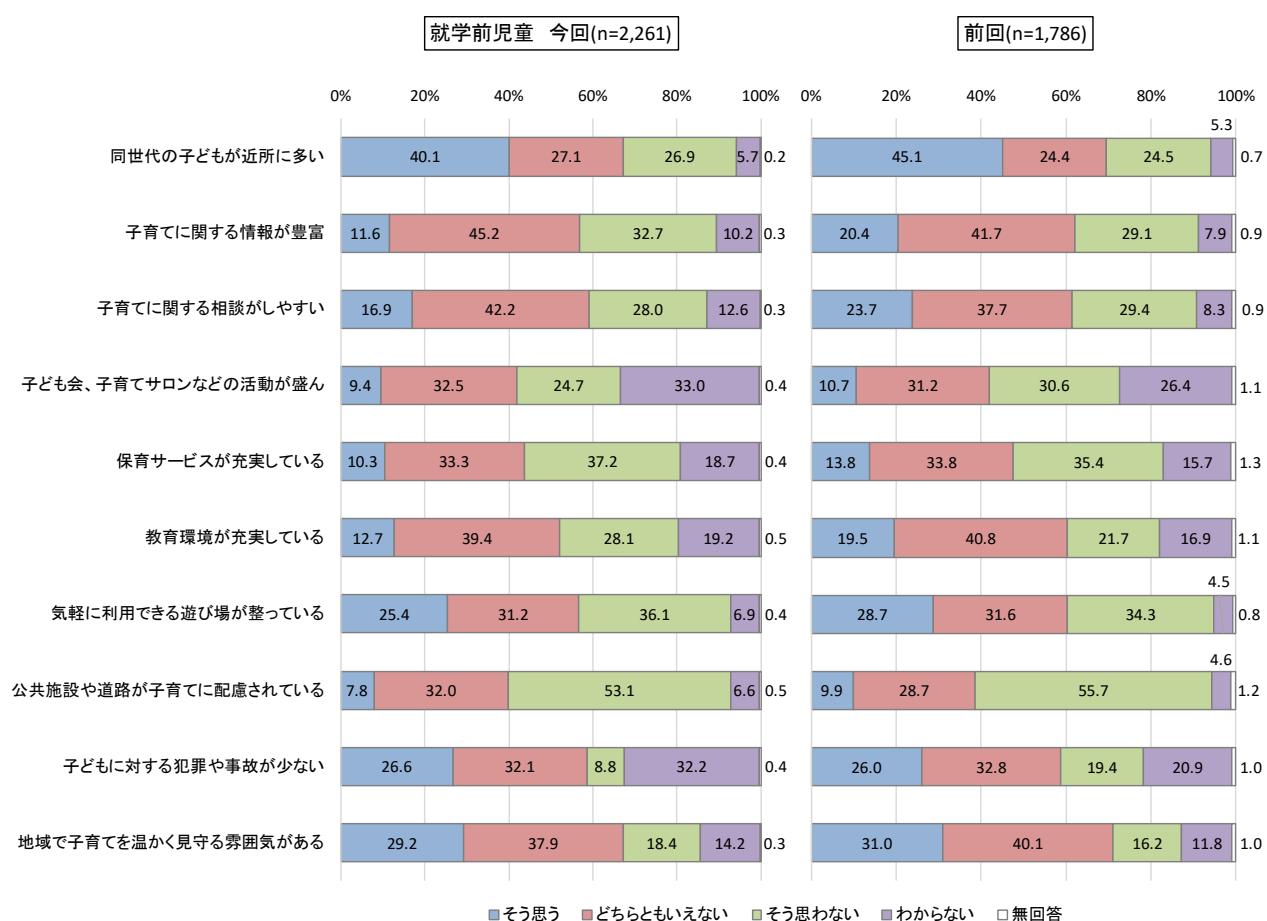
◆子育てに関して、不安や負担を感じることはどのようなことですか。(あてはまるものすべて)

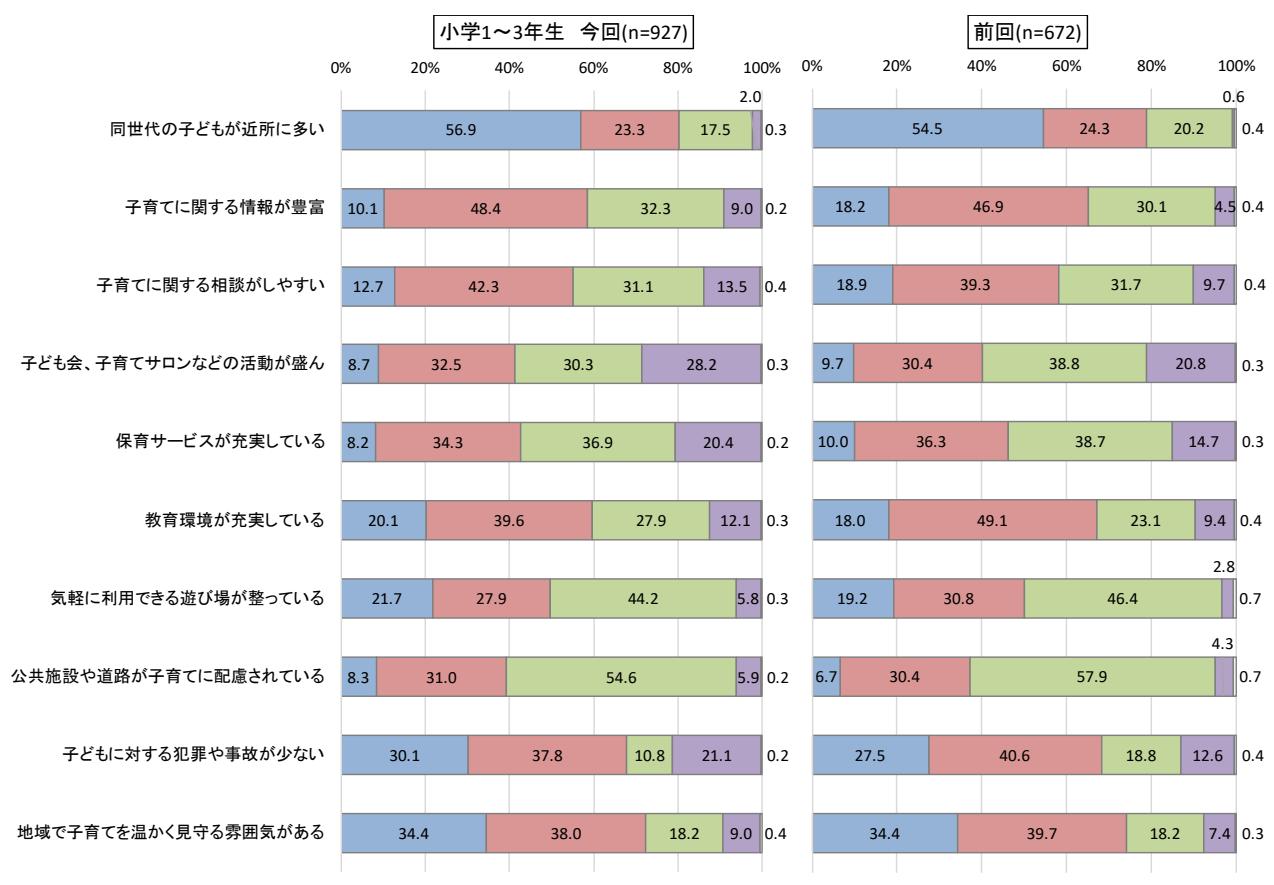


◆宝塚市は子育てがしやすいまちと思いますか。(1つだけ)



◆宝塚市の子育て環境について、日頃どのように感じていますか。(それぞれ1つだけ)





3. 子ども・若者ワークショップ

本計画の策定に向け、公募により参加者を募集し、子ども・若者を対象としたワークショップを開催しました。ワークショップの詳細については、市ホームページ（ID:1056894）に掲載しています。右記二次元コードからもご覧いただけます。



【ワークショップの開催概要】

日 程	令和6年2月18日（日曜日）
開催時間	午後1時から午後3時15分まで
対 象	小学生、中学生、高校生、若者 ※宝塚市内在住・在学・在勤の小学4年生～20歳代までの方
場 所	フレミラ宝塚 3階 カレッジ1
テー マ	① 楽しく生活するってどんなこと? ② 経験したい遊びや学びってどんなこと?
参加者数	計18名（小学校4年生～大学4年生）

【ワークショップで出た主な意見の概要及び本計画への反映】

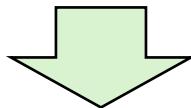
<主な意見の概要>

① 楽しく生活するってどんなこと？

- ・ 小中学生からは学校環境の充実や遊びに関する意見が多くありました。
- ・ 高校生・若者世代からは、居場所に関する意見もありました。

② 経験したい遊びや学びってどんなこと？

- ・ 様々な体験、特に日常ではできない体験という意見が多くありました。



<本計画への主な反映>

- ・ P.27 の「学校教育の充実」の主な取組事項に「校則の見直しについて、宝塚市校則見直しガイドラインに沿って、児童生徒を主体とした取組を推進し、より良い学校環境づくりに取り組みます。」を明記。
- ・ P.37 の「居場所や遊び場・体験・学習機会の充実」の主な取組事項に「市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやってみたい遊びや体験、学習機会の創出に取り組みます。」を明記。
- ・ P.37 の「居場所や遊び場・体験・学習機会の充実」の主な取組事項に「国の「子どもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市の施設について、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう配慮するとともに、多様な主体との連携により、既存の地域資源を活かしながら多様な居場所の充実を図ります。」を明記。

4. 前計画の評価

宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子「育み」プラン（後期計画）（計画期間：令和2年度～令和6年度）が令和6年度で計画が終了することから、一体的に策定している4つの計画について、総括評価を行ったところ、概ね計画を推進できていると評価できました。各計画の総括評価については、市ホームページに掲載しています。（右記二次元コードからご覧いただけます。）



なお、前計画期間における主な取組状況は、以下のとおりです。

【前計画期間における主な取組状況】

基本目標1．すべての子どもと家庭の支援	
切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進	
取組状況	・産前・産後サポート事業の充実、産後ケア事業、たからっ子給付金事業の開始、2か所目の子育て世代包括支援センター開設により、全ての妊婦の状況を把握し、保健師や助産師等が妊産婦の相談に応じる機会が増加しました。関係機関が集まる妊娠・出産包括支援連絡会議の場で母子保健情報の共有や従事者の資質向上に取り組みました。
子ども家庭総合支援拠点の整備に向けた取組	
取組状況	・令和4年度に、年齢や分野における切れ目のない支援を行うため、子どもに関わる複数の関係部署が連携する仕組みや体制を「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、その中心に、たからっ子総合相談センター「あのね」を開設しました。
必要な支援を切れ目なくつなぐ体制の整備	
取組状況	・令和4年度に開設したたからっ子総合相談センター「あのね」の子ども総合相談課では、子どものことでどこに相談したらいいか迷うような相談を受け、保健師、社会福祉士、教育職、心理職の多職種による検討を経て、関係部署・関係機関と連携しながら、必要な支援につなげています。 ・思春期ひろば事業において、居場所開催を実施するほか、利用者に必要な支援につなげられるよう医療や福祉、就労支援など関係各所と連携を取っています。利用者が次のステップへ進み、実際に就業やボランティア参加など新しい行動への意欲がわいたケースも見受けられました。 ・生活困窮者が抱えている複合的な課題に対し、包括的な支援を実施するため、相談者の主体性を確保し、関係機関との連携により自立に向けた支援を行いました。 ・基幹相談支援センターや、各地域の相談支援事業所、家庭児童相談課などと相談者の情報を共有し、個々の状態や特性の程度を鑑み、必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づくサービス利用に繋げています。 ・一人ひとりの幼児・児童生徒の障害（がい）の状態や特性に適切に対応し、一貫性のある指導・計画・学習を実施するため、各ライフステージでの支援経過を記録した発達支援記録「たからっ子ノート」の活用を促進しています。
支援を必要とする子どもの早期発見・早期対応の充実	
取組状況	・子ども発達総合相談をはじめとする相談事業では、医師、臨床心理士、保健師等様々な機関より専門職が集まり、子ども一人ひとりの状態、保護者の相談ニーズに応じた相談支援を行っています。また、乳幼児健診後のフォローとして、発達に不安のある親子に対して親子広場を実施し、子どもへのかかわり方を伝え、療育へ繋ぐ支援を行っています。

医療的ケア児の受け入れ体制の構築	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から医療的ケア児を公立保育所で受入れるために、令和5年2月から会計年度職員（看護師）を雇用し、帳票づくりや、ケア手順書作成、主治医連絡などを実施し、令和5年4月より2名の医療的ケア児を1か所の公立保育所で受入れています。 私立保育所についても、令和5年度に私立保育所助成金を活用して、看護師等の加配に係る予算措置を行いましたが、対象児童はいませんでした。今後も、この予算措置を継続していく予定です。 市内における緊急時の受け入れ体制を構築するため、既存の事業所にて対応できる方法を検討しており、必要に応じて関係機関への情報提供を行っています。 宝塚市立幼稚園医療的ケア児教育支援事業実施要綱及び宝塚市就学前施設における医療的ケア児受け入れに関するガイドラインの制定、医療的ケア児受け入れにかかる検討会を実施し、受け入れにかかる体制を整備しました。
ひとり親家庭の子どもへの学習支援の充実	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続実施するなかでニーズや要望を踏まえ、令和2年度より募集予定人数を120名に拡大、令和5年度より原則週一回だった中学3年生の受講回数を原則週二回に拡大しながら、対象家庭の児童および保護者に対し、学習支援や養育・生活支援を行っています。引き続き、アンケート結果等を参考に事業の推進に努めます。
ひとり親家庭等への施策の充実	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より専任の女性弁護士による無料のひとり親家庭等法律相談事業を開始し、離婚に伴う諸問題や養育費・面会交流等の問題に対し、適切な助言を受けられるよう支援を行っています。また、令和4年度からは養育費の確保に関する公正証書等作成促進補助事業として、当該費用に対する補助により公正証書等作成を支援しています。 ひとり親家庭を対象とした大学等入学時の1人当たり20万円の給付、児童扶養手当受給世帯を対象とした新入学用品費の支給額の増額及びオンライン学習通信費の支給を実施しました。
基本目標2. 子育てと仕事の両立支援	
保育所の待機児童の解消に向けた定員確保方策の検討	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所分園の整備を行うなどにより、認可保育所の受け入れ枠を拡充し、令和5年4月時点での待機児童は0となりました。
放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた定員確保方策の検討	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 低学年の待機児童解消のため、令和2年から令和5年10月時点において8施設179人分の定員を新たに確保しました。
基本目標3. 教育環境の整備	
教育ICT環境の計画的な整備	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校におけるICT環境整備について、国の進めるGIGAスクール構想※に基づき、環境整備を行い、令和2年度に児童生徒1人1台端末の実現、令和4年度に教員の1人1台の授業用端末の実現を実施しました。新学習指導要領に沿った授業を実践するための研修については、各教科担当者会の中で取り組んでおり、その支援を実施しています。
市立中学校部活動への外部指導者の配置	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 市内に部活動外部指導者を最大62名配置し、専門的な指導を行うことが困難である教員の負担を軽減し、活動に参加する生徒が専門的な指導を受けることができるよう取り組みました。
子ども一人ひとりが大切にされる部活動や学校生活のあり方の検討	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に部活動ガイドラインを改訂し、部活動指導者育成指標を作成しました。全市立中学校で部活動研修を実施し、ガイドラインを遵守して部活動が行われるよう取り組みました。

※ GIGAスクール構想

P.28 参照

	いじめ防止への取組
取組状況	・いじめの未然防止のため、令和3年度に全市立小・中学校及び養護学校がいじめ防止行動計画を策定し、実施しました。また、教育、福祉の連携、専門家活用の必要性を含めたいじめ防止に向けた教職員への研修を実施しました。
中学校における自殺予防教育プログラムの実施	
取組状況	・希望する中学校において「自殺予防教育プログラム」を実施し、「心の状態への問題意識」「援助希求的態度」を育成しました。また、12月をいじめ防止月間と定め、全市立小・中学校及び養護学校において、いじめ防止についての取り組みを行いました。
小学校におけるC A P プログラムの実施	
取組状況	・自他を大切にする気持ちを育て、いじめの未然防止をするため、全市立小学校の中学校年において、C A P プログラム（子どもへの暴力防止プログラム）を実施しました。
インターネット、スマートフォン、S N S 等との付き合い方の啓発	
取組状況	・生徒指導連絡協議会において、グルーミングの実態についての研修会を行うなど、S N S やインターネットの危険性や事案を伝え、各校で啓発講座を開催するよう取り組みました。
基本目標4. 安全・安心の環境づくり	
通学路交通安全プログラムに基づく安全対策の推進	
取組状況	・市立小学校23校の通学路合同点検を隔年で開催し、関係機関、学校、保護者や地域の方々との立会で通学路危険箇所の点検を行うことにより、対策が必要な箇所について長期的、短期的な課題の整理と共有を行いました。短期的な課題は関係機関が速やかに対応を行い、長期的な課題は継続して協議検討することとしています。
インターネット、スマートフォン、S N S 等との付き合い方の啓発（再掲）	
取組状況	・生徒指導連絡協議会において、グルーミングの実態についての研修会を行うなど、S N S やインターネットの危険性や事案を伝え、各校で啓発講座を開催するよう取り組みました。
基本目標5. 家庭や地域の子育て力・教育力の向上	
成長過程別親育ち講座の実施	
取組状況	・妊婦からおおむね15歳までの子どもを育てている方を対象に、子どもの発達（育ち）に沿った関わり方を、講義や意見交換を通して学べるよう各地域で講座を開催しました。受講ニーズが高い講座については、各児童館や地域子育て支援センターでも実施し、より多くの子育て世帯の親育ちや育児不安の軽減のために講座を実施することができました。
子育て支援グループ活動の促進支援	
取組状況	・子育て交流事業、相互保育事業、その他の交流事業を実施する団体に対し、その活動に係る経費の一部を助成することで、地域での親子の居場所づくりや孤立化の防止など地域での子育て支援活動の促進を図りました。

基本目標6. 子どもの社会参加の促進

子どもの居場所における切れ目のない支援の促進

取組状況	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティ7つのブロックごとの地域児童館では、地域で子どもたちが安全で自由に集まり、活動交流できる場として居場所を提供できました。大型児童センターでは、子どもの創造性が発揮できるような場づくり、中・高生等の居場所を提供できました。また、地域児童館の統括として、児童館ネットワーク会議を年4回開催しました。
------	--

子どもの意見表明とまちづくりへの参加の機会の充実

取組状況	<ul style="list-style-type: none">・意見表明の場として、毎年、子ども議会を開催しています。令和2・3年度は、コロナ禍のため、子ども議会は中止し、代替施策として、電子申請・郵送等で行う子どもの意見聴取事業を実施しました。令和4年度からは子ども議会を再開し、広く周知を図るためにインターネット配信を開始しています。○ 令和2年度 意見：107件（97グループ117人）○ 令和3年度 意見：31件（27人）○ 令和4年度 参加：16人 提案：23件○ 令和5年度 参加：15人 提案：21件
------	--

ひきこもりなど課題を抱える若者の孤立を未然に防ぐ取組の検討

取組状況	<ul style="list-style-type: none">・ひきこもり等を含む生活困窮者が抱えている複合的な課題に対し、包括的な支援を実施するため、相談者の主体性を確保し、関係機関との連携により自立に向けた支援を行いました。SSWや家庭児童相談課と情報を共有し、課題のある若者について支援につなげるようにしています。・就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な若者に対し、就職支援セミナーや職場体験等を行う、若者就労支援事業を実施しました。また、地域における若年層の就労支援を行う、宝塚地域若者サポートステーションについて周知を行いました。
------	--

5. その他（関係法令・条例等）

（1）こども基本法

目次

- 第一章 総則（第一条－第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条－第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条－第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十二条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十三条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十四条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一條の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) こども大綱（抜粋）

第1 はじめに

1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

令和5年4月1日、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている(第1条)。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

そして、こども基本法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられている。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対するこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり(第4条)、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならないとされている(第9条第1項)。

こども大綱について、こども基本法では、以下のとおり、規定されている。

- ・ こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。(第9条第2項)
- ・ こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。(第9条第3項)
- ・ こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。(第9条第4項)
- ・ 都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとする。(第10条)
- ・ 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。(第16条)
- ・ こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。(第17条第2項第1号及び同条第3項)

政府は、令和5年4月、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議を開催し、こども大綱の案の作成に当たり、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮詢し、こども家庭審議会においてこどもや若者、子育て当事者の視点に立って議論を進めることを決定した。これを踏まえ、内閣総理大臣から諮詢を受けたこども家庭審議会が、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施した上で、同年12月に答申を取りまとめた。

政府として、この答申を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図り、こども政策推進会議において案を作成した上で、ここに、こども大綱を策定する。

2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱については、こども基本法施行前に内閣府の検討会で取りまとめられた中間評価において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性や子どもの問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされている。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えるものであってはならず、「こどもまんなか」の考え方の下で、これから生まれてくる子どもや今を生きている子どもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている。

令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摶性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されている。また、こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、こども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書において、現場には今なお支援を必要とする子どもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にある子どもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとしている。

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・ 心身ともに健やかに成長できる
- ・ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てるこことや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- ・ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

社会である。

こうした「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。こども大綱は一度取りまとめられたら終わりというものではない。「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略の推進とあわせて、こども大綱の下で進める施策の点検と見直しを図っていく。

第2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからとの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

：

〔中略〕

：

第3 こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ここでは、こども・若者のライフステージ別に提示することとする。まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項を示し、その次に、ライフステージ別に見た重要事項を示す。続いて、子育て当事者への支援に関する重要事項を示す。

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要である。

また、おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連續性を持つものであること、自分らしく社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があることに留意する必要がある。

さらに、こども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーションであることが多い。そうしたニーズや課題は、こども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして、どのようなこども・若者や子育て当事者でも多くかれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全てのこども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要である。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、次の重要事項に取り組む。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組については、こども政策推進会議が「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。

：

〔中略〕

：

第4 こども施策を推進するために必要な事項

：

〔中略〕

：

3 施策の推進体制等

(1) 国における推進体制

(こども政策推進会議)

こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって、こども大綱を総合的に推進する。その際、教育振興基本計画やこども未来戦略等の他の政府方針と整合的に進めることに留意する。

こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等のため、関係府省庁の局長級からなる幹事会を活用する。幹事会構成員は、所属府省庁におけるこども施策の推進の中核として府省庁内関係施策の取りまとめと推進を担う。

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算 要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

(こども家庭審議会)

こども家庭審議会は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項等を調査審議し、当該重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又はこども家庭庁長官に意見を述べる権限を持つ。内閣総理大臣等の諮問に応じるのみならず、当該諮問がなくとも自ら調査審議を行い、内閣総理大臣等へ意見を述べることができる。

こども家庭審議会は、こども家庭庁設置法案・こども基本法案に係る国会での審議を受け止め、こどもや若者の視点に立って、公平性や透明性を確保しつつ、こども大綱の下で進められる各般の施策の実施状況や評価等について分科会や部会において幅広く充実した調査審議を行い、当該施策や制度の改善等に関して、これらの権限を適切に行使する。

(こども政策を担当する内閣府特命担当大臣)

こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法第 11 条の3の規定により置かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領に基づき、総合調整権限を機動的かつ柔軟に発揮する。必要に応じ、内閣府設置法第 12 条に基づく関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使する。

(全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方)

各種施策を企画立案・実施するに当たりこどもや若者の権利に与える影響を事前又は事後に評価する取組の在り方について、調査研究等を進める。

(2) 数値目標と指標の設定

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を別紙1のとおり設定する。併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を別紙2のとおり設定する。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定する。

おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討する。

(3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体こども計画の策定促進)

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすることなどが期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

(地方公共団体との連携等)

国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進していく。地方公共団体の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差ができる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方公共団体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。

こども施策に係る地方公共団体との人事交流を推進する。

(4) 国際的な連携・協力

持続可能な開発のための 2030 アジェンダに含まれる持続可能な開発目標(SDGs)に関し、SDGs実施指針改定版に基づく取組を進める。

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)の参加国(パスファインディング国)として、子どもに対する暴力撲滅行動計画の着実な実施を通じて、こどもに対する暴力撲滅に取り組む。

こどもの権利条約を誠実に遵守する。同条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見における勧告や、必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進める。同条約に基づく権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を行うため、フォローアップを含めた必要な措置を適切に講ずる。また、国際社会と協調しつつ、日本の考え方について正しい情報発信を行う。

「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づく取組を進める。

各種国際会議における議論の内容を踏まえて国内施策を進めるとともに、当該会議等の場において我が国のかども施策を積極的に国際社会に発信する。

国連児童基金(ユニセフ)やOECDを中心とする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携を強化する。

(5) 安定的な財源の確保

こども基本法第 16 条の趣旨を踏まえ、こども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていく。

特に、こども未来戦略で示された「こども・子育て支援加速化プラン」については、大宗を3年間(2026 年度まで)で実施し、同プランの実施が完了する 2028 年度までに安定財源 を確保する。

(6) こども基本法附則第2条に基づく検討

こども基本法附則第2条に基づき、こども基本法の施行後5年を目途として、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し、公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

:
〔後略〕
:

(3) 宝塚市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 協働の取組（第4条—第8条）

第3章 基本となる施策（第9条—第15条）

第4章 推進体制（第16条・第17条）

第5章 雜則（第18条・第19条）

附則

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、障碍などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切です。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成の基本理念を定め、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市の役割を明確にするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに育つ社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者をいう。

(2) 学校等 学校教育施設及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、子どもの自主性を尊重しながら子どもを導き、子ども自らが生きる力を育めること等子どもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。

2 子どもの育成は、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市がそれぞれの役割に応じて取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

第2章 協働の取組

(家庭の役割)

第4条 父母その他の保護者は、子育てに対して第一義的責任を有しており、子どもが人格を形成する上で最も重要な役割を担っていることを理解し、家族がお互いに人格を認め合い、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

(学校等の役割)

第5条 学校等は、教育には次代の担い手である子どもが個性を大切にし、主体的に生きることができるように育成すること等の重要な使命があることを認識し、家庭及び地域住民と連携を図り、子どもがいきいきと育ち、かつ、学ぶことができるよう努めなければならない。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成、子育て家庭への支援等に努めなければならない。

(事業主の役割)

第7条 事業主は、その事業所で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう、雇用環境の整備に努めなければならない。

2 事業主は、子どもの社会性を育むため、地域住民及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(市の役割)

第8条 市は、子どもの育成に関する施策を推進するとともに、家庭、学校等、地域住民及び事業主が相互に連携及び協力が図れるよう調整を行うものとする。

(令3条例23・一部改正)

第3章 基本となる施策

(子ども及びその家庭への支援)

第9条 市は、地域住民及び関係機関等と連携を図り、子ども及びその家庭への支援を総合的に、かつ、きめ細やかに推進するものとする。

2 市は、母子の健康づくりの支援、小児医療の充実、思春期保健対策等の施策を推進するものとする。

3 市は、子どもに対する虐待の防止に関する支援、障害のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の要保護児童に関する施策を推進するものとする。

(令2条例6・一部改正)

(子育てと仕事の両立支援)

第10条 市は、男女共同参画の推進を図るとともに、事業主への啓発、保育施設の整備等の子育てと仕事の両立支援を推進するものとする。

2 市は、保育の需要を的確に把握し、待機児童の解消及び多様な保育サービスの提供を図るものとする。

(教育環境の整備)

第11条 市は、子どもの人格の完成を目指し、心身ともに健康な子どもの育成を行うという教育の普遍的な使命を踏まえ、学校教育の充実を図るものとする。

2 市は、人間形成の基礎が培われる乳幼児期からきめ細やかな教育を推進するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等が相互に連携を図れるよう調整するものとする。

3 市は、いじめ、不登校、非行等の防止のため、関係機関等と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

(令3条例23・一部改正)

(安全、安心の子育て環境の整備)

第12条 市は、安全な道路交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化等の子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

2 市は、地域住民及び関係機関等と連携して、子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安全で安心して育つ環境の整備を図るものとする。

(令3条例23・一部改正)

(家庭及び地域の子育て力及び教育力の向上)

第13条 市は、子どもを地域社会全体で育てる観点から、家庭、学校等及び地域住民との連携の下、家庭及び地域の子育て力及び教育力の向上に努めるものとする。

2 市は、子どもの発達過程に応じて、家庭教育に関する学習の機会及び情報を提供するものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第14条 市は、子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を市政等に反映するものとする。

2 市は、子どもが遊び、学習等を通して他者との関係及び相互理解を深めるための生活体験、社会体験及び自然体験の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもの自発的な参加を支援するため、子どもが自由に安心して集うことができる居場所の整備を図るものとする。

(支援拠点の整備)

第15条 市は、第9条各項に規定する施策を推進し、及び第11条第3項に規定する対策を講ずるに当たり、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点を整備するものとする。

(令3条例23・追加)

第4章 推進体制

(計画の推進)

第16条 市長は、子どもの育成に関する施策を総合的に、かつ、計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとする場合は、宝塚市子ども審議会条例（平成25年条例第34号）に規定する宝塚市子ども審議会（以下「子ども審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(平25条例34・一部改正、令3条例23・旧第15条繰下)

(評価)

第17条 市長は、行動計画に基づいて行った施策について評価をするものとする。

2 市長は、施策を評価する場合は、子ども審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の評価について遅滞なくこれを公表するものとする。

(令3条例23・旧第16条繰下)

第5章 雜則

(令3条例23・追加)

(情報の活用)

第18条 市長及び宝塚市教育委員会は、第15条に規定する拠点において、子ども及び妊産婦に対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、保有する子ども及び妊産婦の属する世帯の構成その他の情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

(令3条例23・追加)

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令3条例23・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成25年条例第34号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(宝塚市子ども審議会条例の一部改正)

2 宝塚市子ども審議会条例（平成25年条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(4) 宝塚市子ども審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、宝塚市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(令4条例35・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を担任する。

(1) 子ども・子育て支援法第72条第1項第1号から第3号までに掲げるもの

(2) 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)第16条に規定する行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び変更に関して意見を述べること。

(3) 行動計画に基づいて行った施策の評価に関して意見を述べること。

(4) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号に掲げるもの

(令3条例23・令4条例35・一部改正)

(組織及び任期)

第3条 審議会の委員の定数は、19人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者又は市長が適当と認める者 16人以内

(2) 公募による市民 3人

2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 前条第1項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知識経験者又は市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、第1項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その身分を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会又は小委員会を置くことができる。

2 部会又は小委員会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の執行機関の附属機関設置に関する条例の規定により宝塚市子ども審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の宝塚市子ども審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(宝塚市子ども条例の一部改正)

4 宝塚市子ども条例の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（令和3年条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第35号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(5) 宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討部会設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市次世代育成支援行動計画及び宝塚市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項により、宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の推進に係る部局間の総合調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長には子ども未来部次長（総括担当及び子ども家庭担当）を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。

4 会長は、会長に事故あるとき、その職務を代行するため、委員の中から会長代理を指名することができる。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求め、その結果をもって会議の開催に代えることができる。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、子ども政策課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5月 21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画経営部	企画政策課長
市民交流部	市民協働推進課長
総務部	人権平和・男女共同参画課長
都市安全部	交通政策課長
	防犯交通安全課長
	公園河川課長
都市整備部	住まいづくり推進課長
健康福祉部	地域福祉課長
	健康推進課長
	障害福祉課長
	生活援護課長
	せいかつ支援課長
子ども未来部	子ども政策課長
	子育て応援課長
	子ども家庭支援センター所長
	子ども発達支援センター所長
	保育企画課長
	保育事業課長
	アフタースクール課長
	子ども総合相談課長
	家庭児童相談課長
産業文化部	商工勤労課長
管理部	学事課長
学校教育部	学校教育課長
	幼児教育センター所長
	教育支援課長
	青少年センター所長
市立病院経営統括部	課長